

岐阜県 横断歩道橋点検マニュアル

令和 8 年 7 月



岐阜県県土整備部 道路維持課

目 次

1 適用の範囲	1
2 点検の目的	2
3 点検の頻度	3
4 点検部位及び点検項目	4
4.1 点検部位	4
4.2 点検項目	7
5 点検の方法（状態の把握）	9
6 点検の体制	11
7 健全性の診断	12
7.1 部位および部材単位の診断	12
7.2 横断歩道橋毎の診断	13
7.3 横断歩道橋毎の健全性判定までの流れ	18
7.4 性能の見立ての評価事例	20
8 第三者被害予防措置	31
9 点検後の措置	32
10 点検結果の記録	33
11 技術的助言の点検結果の記録	35
点検結果の記録様式	42
 参考資料－1 使用性に関わる障害の例と標準補修工法.....	63
1. 主桁	64
2. 階段	71
3. 高欄	74
4. 地覆	77
5. 舗装（路面）	79
6. 橋脚	81
参考資料－2 判定の手引き	83

1 適用の範囲

本マニュアルは、岐阜県が管理する横断歩道橋の定期点検に適用する。

【解説】

本マニュアルは、岐阜県が管理する道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する道路における横断歩道橋を対象とした点検に適用する。

本マニュアルは、省令で定める、「道路を構成する施設若しくは工作物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異常が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの」として、横断歩道橋について、各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するために必要な情報を得るための、点検の標準的な内容や方法について定めたものである。

ここで、横断歩道橋の構造や架橋条件などは多岐にわたることから、実際の点検では、本マニュアルの趣旨を踏まえて、個々の横断歩道橋の諸条件を考慮して点検の目的が達成されるよう、適切な内容や方法で行うことが必要である。

2 点検の目的

横断歩道橋について、落下や倒壊による第三者被害を防止するとともに、異常又は損傷を早期に発見して対策を実施することによって安全かつ快適な歩行者の通行を確保するという観点から点検を行う。
加えて、ナットの締直し等の応急措置を行うことも点検の目的とする。

【解説】

横断歩道橋点検の第一の目的は、落下や倒壊による第三者被害を防止することであり、点検の結果を受けて、発見された損傷の部位又は内容に応じて適切な措置を行うことによって、事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保することができる。

このため、損傷の把握に留まらず、ナットの締直し等の点検時に容易に実施できる措置も点検の目的とした。

第二の目的は、歩行者（横断歩道橋の利用者）の安全で快適な通行を確保するために必要な措置を把握することにある。すなわち、損傷を発見して補修の可否や塗装の塗替え時期を判断、補修内容や補修費を概括的に把握することが求められている。なお、補修工事等の措置を行った後は、健全性の診断を行い、その結果を速やかに点検結果に反映する。

3 点検の頻度

点検間隔は5年に1回の頻度を基本とする。なお、必要に応じて5年より短い間隔で行うことも検討する。

【解説】

定期点検では、次回の定期点検までの期間に想定される横断歩道橋の状態及び横断歩道橋を取り巻く状況なども勘案して、状態の把握やそれらを考慮した場合に横断歩道橋が今後置かれる状況に対してどのような状態になる可能性があるのかといった点検時点での技術的な評価などを行い、最終的に当該横断歩道橋に対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、7.2で定義される「健全性の診断の区分」を決定する。

横断歩道橋の架設状況や状態によっては、5年より短い時間でその状態が大きく変化して危険な状態になる場合も想定される。一方、横断歩道橋の点検を正確に5年の間隔をおいて実施することは難しいことも考えられる。そのため、各横断歩道橋に対して点検間隔は5年を大きく越えることなく実施する必要がある。そのとき、対象の条件によっては、必要に応じて5年より短い間隔で行うことも検討する。

なお、横断歩道橋の機能を良好に保つため、法令や技術的助言に基づく定期点検に加え、日常的な対象の状態の把握や、事故や災害等による変状の把握等については、5年毎に行う定期点検の内容によらず、適宜適切に実施する。

4 点検部位及び点検項目

4.1 点検部位

原則、全ての部位を点検対象とする。

【解説】

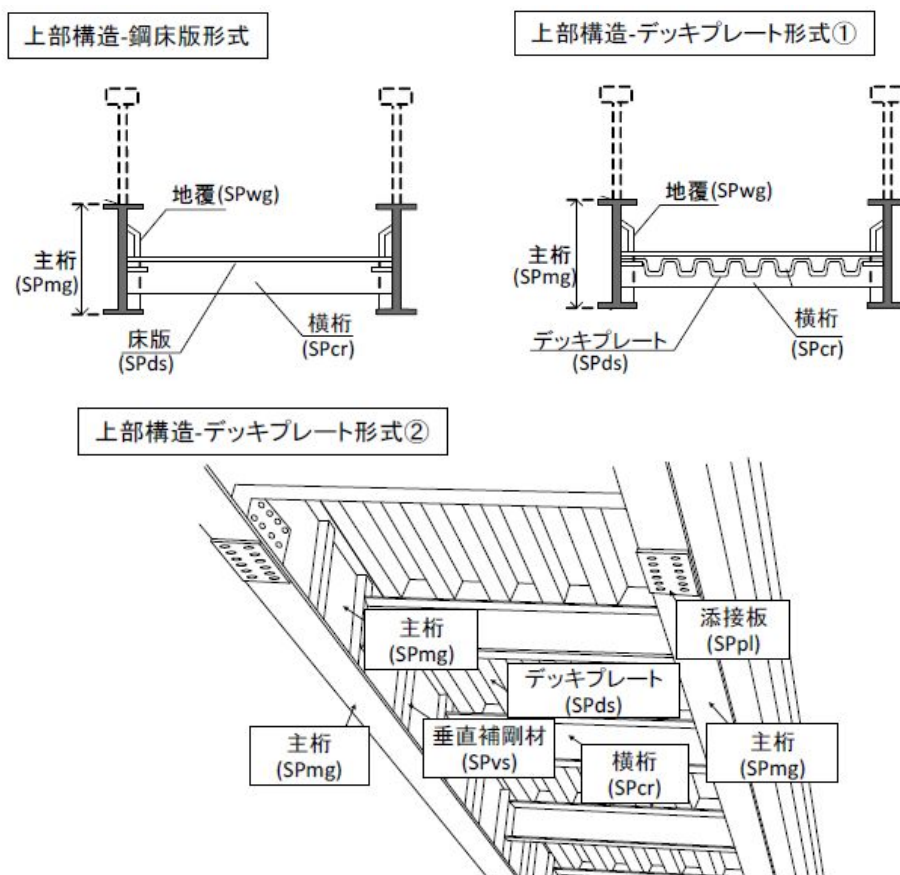
本マニュアルでは、落下による第三者被害のみを対象としているわけではないため、原則、すべての部位を対象とする。

点検部位は、橋梁に準じるが、横断歩道橋においては、本体の転倒や一部の構造体の落下が懸念されるため、構造体の接合箇所においては、特に入念な点検と、損傷状況の判定が重要となる。

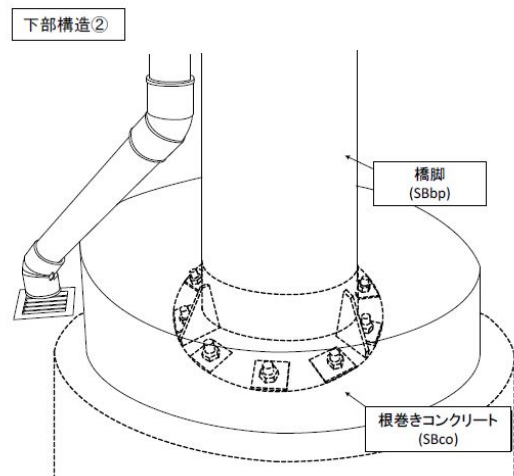
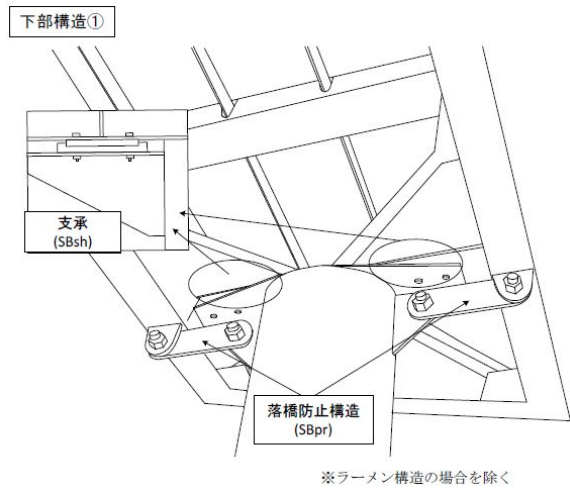
例えば、階段との接合部が破損し、地震時に階段が落下した事例や、鋼製柱の根本の板厚が腐食により減少し、倒壊直前に至った事例がある。また、横断歩道橋には、裾隠し板や標識等の附属物が添架されている場合が多く、これらの取り付け部に著しい腐食が生じていた事例がある。

横断歩道橋の点検を実施するにあたり、対象とする部位を以下の①～④に区分して図示する。

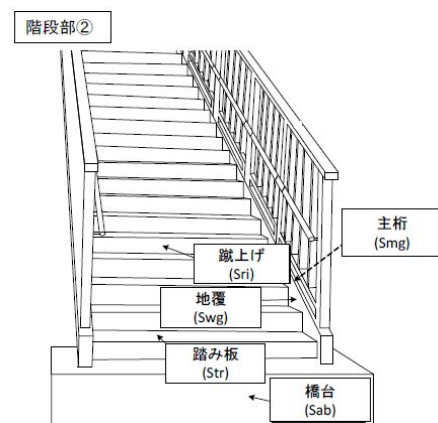
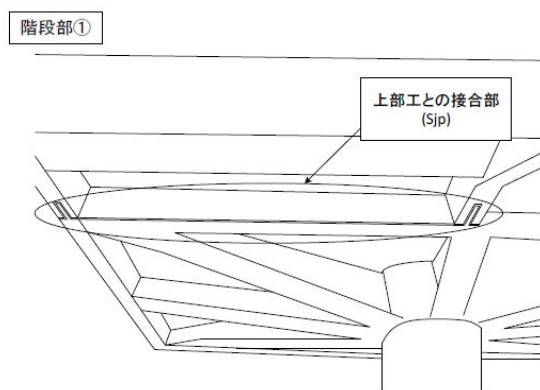
- ① 上部構造（主桁、横桁、床版（鋼床版またはデッキプレート）、地覆、添接板、垂直補剛材）
- ② 下部構造（橋脚、支承、落橋防止構造、根巻きコンクリート）
- ③ 階段部（上部工との接合部、主桁、踏み板、蹴上げ、地覆、橋台）
- ④ その他（排水受け、排水管、排水樋、落下物防止柵、高欄、照明施設、道路標識、手すり、目隠し板、裾隠し板、舗装）



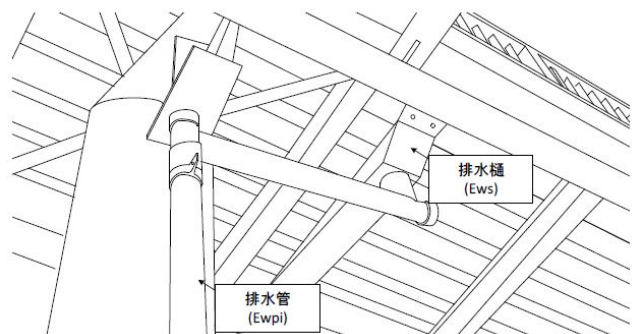
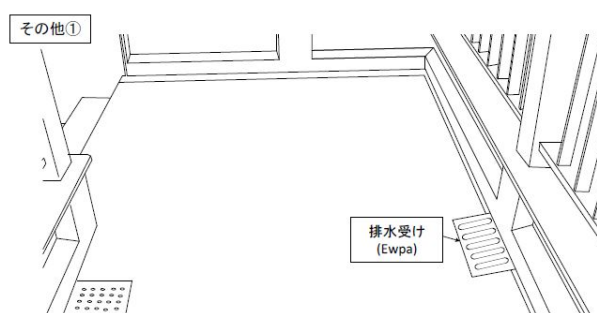
- ① 上部構造（主桁、横桁、床版（鋼床版またはデッキプレート）、地覆、添接板、垂直補剛材）



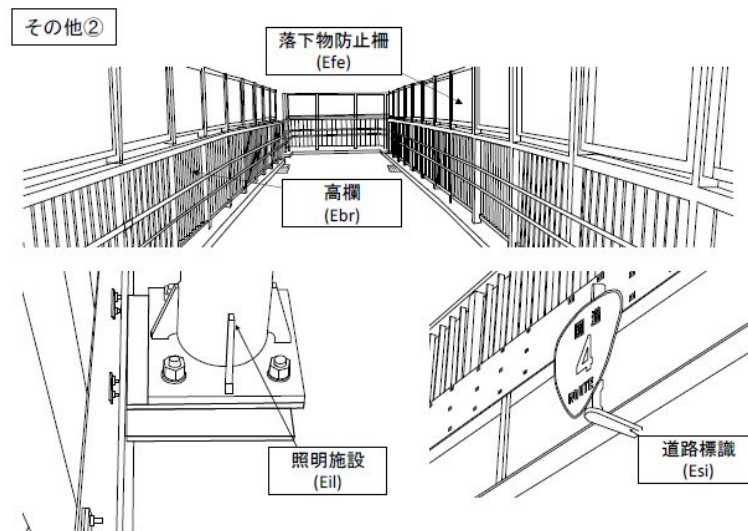
② 下部構造（橋脚，支承，落橋防止構造，根巻きコンクリート）



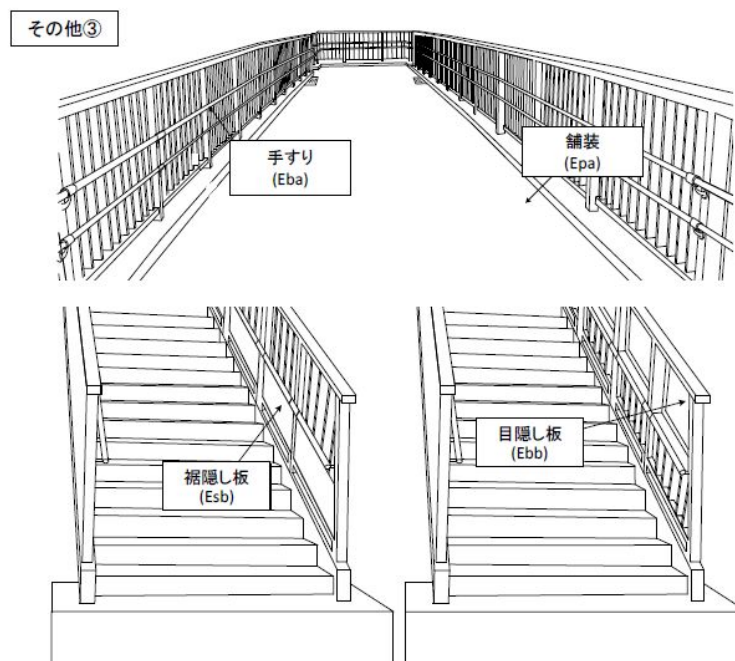
③ 階段部（上部工との接合部，主桁，踏み板，蹴上げ，地覆，橋台）



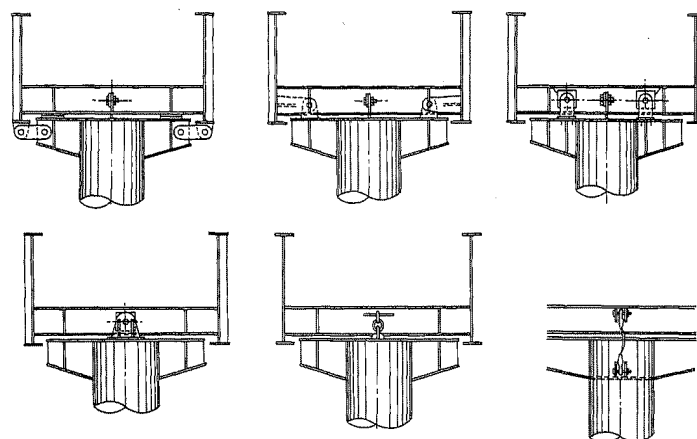
④ その他①（排水受け，排水管，排水樋）



④その他②（落下物防止柵，高欄，照明施設，道路標識）



④その他③（舗装，手すり，目隠し板，裾隠し板）



落橋防止構造（参考図）

4.2 点検項目

点検は、少なくとも表 - 1に示す損傷について行うものとする。鋼部材については、防食機能の劣化、腐食、亀裂、破断、変形・欠損・磨耗、ゆるみ・脱落、滞水・漏水について点検するものとし、コンクリート部材については、うき・剥離、ひびわれ、床版ひびわれ、滞水・漏水について点検する。

また、落橋防止構造については部材の有無についても点検項目とする。

表 - 1 損傷の種類標準

材料の種類	損傷の種類
鋼部材	防食機能の劣化、腐食、亀裂、破断、変形・欠損・磨耗、ゆるみ・脱落、滞水・漏水、その他
コンクリート部材	うき・剥離、ひびわれ、床版ひびわれ、滞水・漏水、その他
その他	支承の機能障害、その他

【解説】

対象とする損傷は、部材等が落下、転倒を起こす危険性や歩行者の使用性の観点で着目して選定する。

一般的に対象とする損傷は次の通りであるが、点検の趣旨に鑑み、現地で適切な判断と評価を行うことが極めて重要である。

表 - 2に主な点検部位と主な点検項目を示す。

表 - 2 横断歩道橋の主な点検部位及び主な点検項目

点検部位		主な着目部位	点検項目										
			鋼部材						コンクリート部材				その他
			亀裂	破断	変形 欠損 磨耗	腐食	ゆる み・ 脱落	滞水 漏水	ひび われ	床版 ひび われ	うき 剥離	滞水 漏水	支承の 機能障害
①上部構造	主桁	部材接続部 溶接部											
	横桁												
	床版またはデッキプレート												
	その他（地覆 等）												
②下部構造	橋脚	柱脚部 部材接続部											
	橋台												
	その他（根巻きコンクリート 等）												
③上下部接続部（支承）													
④階段部	主桁	部材接続部 溶接部											
	踏み板、蹴上げ												
	支承												
	橋脚												
	橋台												
	その他（地覆 等）												
⑤その他の接続部 （上部構造と階段部の接続部、 フック 等）													
⑥その他	落橋防止構造												
	排水受け												
	排水管												
	排水樋												
	落下物防止柵	柱脚部 板取付部 バンド部（供架 型）											
	高欄	柱脚部 部材接続部											
	照明施設	柱脚部 支柱本体											
	道路標識	本体への取付部 部材接続部											
	舗装												
	手すり												
	目隠し板	柱脚部 板取付部											
	裾隠し板	バンド部（供架 型）											
	その他 （現地で確認したもの）												

※1 ハッチセルは、通常では存在しない点検部位と点検項目の組合せである。

5 定期点検の方法(状態の把握)

定期点検では、健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要と考えられる横断歩道橋の点検時点での状態に関する情報を適切な方法で入手する。このとき、定期点検時点における横断歩道橋の機能及びその構造安全性、予防保全の必要性、第三者被害の発生の可能性などの評価に必要と考えられる情報を、近接目視、または近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法により収集する。

【解説】

定期点検では、横断歩道橋の現在の状態について、必要な知識と技能を有する者が近接目視を基本として把握を行った上で、その他の様々な情報や条件を考慮し、最終的に告示に定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定する形で行うことが求められている。

このとき、「健全性の診断の区分」の決定において、最も基礎的な根拠情報の一つである状態に関する情報は、必要な知識と技能を有する者が自ら近接目視を行うことによって把握されることが基本とされているが、他の手段による状態に関する情報の把握によっても、最終的に「健全性の診断の区分」の決定が同等の信頼性で行えることが明らかな場合には、必ずしも全ての部材に知識と技能を有する者が近接目視による状態の把握を行わなくてもよい場合もあると考えられる。

なお、7.2 で定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定するためには、近接目視等で得られる横断歩道橋の状態の情報を根拠の一部として活用しつつも、構造条件や立地環境、今後想定する状況や状態の変化、それらも踏まえて推定する現時点での構造安全性や耐久性などの評価、さらには対象の今後の供用計画なども加味されることが必要となる。

そのため、適切な「健全性の診断の区分」の決定にあたって、目視で得られる情報だけでは明らかに不足する場合には、必要な情報を適切な手段で把握しなければならない場合もあると考えられ、その方法や内容は道路管理者が判断する。

なお、近接目視は、状態の把握や構造安全性や耐久性などを評価すべき対象の外観性状が十分に目視で把握でき、必要に応じて触診や打音調査が行える程度の距離に近づくことを想定している。

定期点検では、次回の定期点検で再度状態の把握が行われるまでの間に想定する状況に対して、構造物としての物理的状态として、横断歩道橋が通常又は道路管理者が想定する横断者の利用条件での利用が適切に行いえるかどうか等の横断歩道橋の機能及びその構造安全性の評価、横断歩道橋の予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点からの経年的劣化に対する評価、及び横断歩道橋本体や付属物等からの部材片や部品の落下などによる横断歩道橋利用者や第三者への被害発生の可能性の観点からの評価などを、点検時点で把握できた情報による定期点検時点での技術的見解として行う。さらに、これらの技術的見解も考慮して次回の定期点検までに行われることが望ましいと考えられる措置を検討する。そして、それらを主たる根拠として、対象に対する措置に対する考え方のその時点での道路管理者としての最終決定結果が、「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを道路管理者が判断して決定する。

すなわち、定期点検では、これらの検討や評価を適切に行うために必要と考えられる変状や想定される変状の要因等の状態に関する情報の把握が求められているものであり、最低限の知識と技能を有する者が近接目視で把握できる程度の情報がその目安とされているものと解釈できる。

因みに、健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、

環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、横断歩道橋毎に、法定点検を行うに足ると認められる程度の知識と技能を有する者が検討し、道路管理者が判断する。

なお、土中部等の部材については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には土木事務所と協議し、詳細調査等の対応を検討する。また、化粧板の撤去や化粧板及び箱桁内部の確認方法についても発注者と協議する。

主な損傷毎の点検の標準的な方法を表 - 3に示す。

表 - 3 主な損傷毎の点検の標準的な方法

材料	損傷の種類	点検の標準的な方法	必要に応じて採用することができる方法の例
鋼部材	腐食	近接目視点検	ノギス、超音波板厚計
	亀裂・破断	近接目視点検、打音点検	渦流探傷試験、磁粉探傷試験 超音波探傷試験、浸透探傷試験
	ゆるみ・脱落	近接目視点検、打音点検、触診	超音波探傷試験、軸力計を使用した調査
コンクリート部材	うき	近接目視点検、打音点検	赤外線サーモグラフィ法 (スクリーニング)
	剥離	近接目視点検、打音点検	—
	ひびわれ	近接目視点検、打音点検	クラックゲージ
その他	ボルト類	近接目視点検、打音点検、触診	—
	その他	近接目視点検	適切な手法

※必要に応じて採用することができる非破壊検査等を併せて示した。

なお、この場合は、当該検査法に精通した技術者（場合によっては有資格者）が実施しなければならない。

6 点検の体制

定期点検は、健全性の診断の区分を適切に行うために必要な知識と技能を有する者による体制で行う。

【解説】

横断歩道橋は、様々な地盤条件、交通あるいは利用の形態及びその他周辺条件におかれること、変状が横断歩道橋の機能及びそれが横架する道路の道路機能に与える影響、第三者被害を生じさせる恐れなどは横断歩道橋の構造や材料あるいは立地条件によっても異なってくる。さらに各横断歩道橋に対する措置の必要性や講ずべき措置内容は、道路ネットワークにおける当該横断歩道橋が設置された道路の位置づけや当該横断歩道橋の劣化特性など耐久性に関わる事項などによっても異なってくる。

そのため、定期点検では、最終的に当該横断歩道橋に対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、7.2で定義される「健全性の診断の区分」を決定することとなるが、その決定にあたっては、次回の定期点検までの期間に想定される横断歩道橋の状態及び横断歩道橋を取り巻く状況なども勘案するとともに、横断歩道橋の状態の把握やそれらを考慮した場合に、横断歩道橋が今後置かれる状況に対してどのような状態になる可能性があるのかといった点検時点での技術的な評価なども行って、これらを総合的に評価した上での判断を行う。

このようなことから、状態の把握やその他様々な情報を考慮した技術的な評価や今後の予測、健全性の診断の区分の決定及び将来の為に残すべき記録の作成などの法定点検の品質を左右する行為については、それらが適切に行えるために必要と考えられる知識と技能を有する者によらなければならない。

たとえば、以下のいずれかの要件に該当する者であるかどうかは、必要な知識と技能を有するかどうかの評価の観点として重要である。

- ・横断歩道橋又は道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有する
- ・横断歩道橋又は道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有する
- ・横断歩道橋又は道路橋の定期点検に関する相当の技術と実務経験を有する

なお、定期点検の一環として行われる、状態の把握や技術的な評価あるいは将来の予測の技術的水準については、必要な知識と技能を有する者が近接目視を基本として得られる情報を元に、概略評価できる程度が最低限度と解釈され、構造解析を行ったり、精緻な測量、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行ったりすることまでは必ずしも求めない。

以上のように、定期点検の一環として行われる状態の把握の程度など、最終的に健全性の診断の区分を決定するにあたって必要な情報をどのような手段でどこまでの技術水準で行うのかについては、道路管理者が判断する。

【岐阜県の運用】

相応の資格とは、技術士（鋼構造及びコンクリート）、RCCM（鋼構造及びコンクリート）、土木鋼構造診断士、コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）などをいう。また、点検に関する相当の技術と実務経験を証明するものとしては、道路橋点検士などがある。

7 健全性の診断

点検では、部位および部材単位の健全性の診断と横断歩道橋毎の健全性の診断を行う。

7.1 部位および部材単位の診断

(判定区分)

部位および部材単位の診断は、表 - 4の区分により行うことを基本とする。

表 - 4 判定区分

区分		状態
I	健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【解説】

点検時に、うき・はく離等があった場合は、第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施した上で上記 I ～IVの判定を行うこととする。

詳細調査を行わなければ、I ～IVの判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに詳細調査を行い、その結果を踏まえて I ～IVの判定を行うこととなる。

(その場合、記録表には、要詳細調査の旨を記録しておくこと。)

判定区分の I ～IVに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- I：次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II：次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態をいう
- III：次回定期点検までに、横断歩道橋の構造安全性の確保やそれが横架する道路機能の確保の観点から、修繕等の対策や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう
- IV：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

(判定の単位)

部位単位の診断は、表 - 5に示す点検部位毎に区分して行い、部材単位の診断は、表-5 に示す評価単位毎に区分して行う。

表 - 5 判定の評価単位の標準

上部構造	下部構造	上下部接続部	階段部	その他の 接続部	その他
------	------	--------	-----	-------------	-----

【解説】

横断歩道橋は機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わされた構造体であり、部材毎の変状や機能障害が横断歩道橋全体の性能に及ぼす影響は横断歩道橋形式等によって大きく異なる。また一般には補修補強等の措置は必要な性能を回復するために部材単位で行われるため、少なくとも表 - 1に示す損傷の種類毎に部位単位の健全性の診断を行い、その結果を踏まえて部材単位の健全性の診断を行うこととした。

なお、表 - 5に示す部材が複数ある場合、それぞれの部材について横断歩道橋全体への影響を考慮して「表 - 4 判定区分」に従って判定を行う。

7.2 横断歩道橋毎の診断

(1) 横断歩道橋毎の健全性の診断は、表 - 6の区分により行うことを基本とする。

表 - 6 健全性の診断の区分

区分		状態
I	健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(2) 健全性の診断の区分の決定にあたっては、横断歩道橋を取り巻く状況も勘案して、横断歩道橋が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される横断歩道橋の機能及びそれが横架する道路の道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討する。

(3) 健全性の診断の区分の決定には、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどの措置の内容を反映する。

(4) 定期点検では、施設単位毎に健全性の診断の区分を決定するものとする。このとき、異なる役割を担う構造部分それぞれについて、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるかと推定されるかを検討した結果も考慮することが望ましい。

【解説】

(1) 健全性の診断の区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりである。

Ⅰ：次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態をいう

Ⅱ：次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態をいう

Ⅲ：次回定期点検までに、横断歩道橋の構造安全性の確保やそれが横架する道路機能の確保の観点から、修繕等の対策や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう

Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

また、横断歩道橋利用者への影響や第三者被害予防等の観点から、点検時点で何らかの応急措置を行った場合には、その措置後の状態に対して、次の点検までに想定する状況に対して、どのような状態となる可能性があるのかといった技術的な評価を行った結果を用いて区分すればよい。

例えば、横架する道路の安全確保の観点からは、うき・剥離や腐食片・塗膜片等に対して定期点検の際に応急的に措置を実施することが望ましいこともある。

(2) 点検では、道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況を考慮すること、道路の効率的な維持及び修繕の必要性を考慮することが求められている。また、省令では構造物の健全性の診断にあたっては、道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼす恐れを考慮する。

すなわち、定期点検では、当該横断歩道橋に次回点検までの間、道路構造物としてどのような役割を期待するのかという道路管理者の管理水準に対する考え方の裏返しとして、どのような措置を行うことが望ましいと考えられる状態とみなしているのかについて、それが7.2で定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定する。

このとき、どのような措置を行うことが望ましいと考えられるのかについては、対象の横断歩道橋のどこにどのような変状が生じているのかという状態の把握結果も用いて、次回定期点検までに横断歩道橋が遭遇する状況に対して、どのような状態となる可能性があると言えるのかの推定結果、さらには、そのような事態に対してその横断歩道橋にどのような機能を期待するのかといった横断歩道橋の機能及びそれが横架する道路の機能への支障や第三者被害の恐れ、あるいは効率的な維持や修繕の観点からはいつどのような措置をするべきなのかといった検討の結果から総合的に判断する。

(3) 措置には、定期的あるいは常時の監視、補修や補強などの横断歩道橋の機能や耐久性等を維持又は回復するための維持、修繕のほか、撤去、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、横断歩道橋やそれが横架する道路の通行規制・通行止めがある。

また、定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断の区分を行っていることに留意し、合理的かつ適切な対応となるように、措置の必要性や方針を精査したり、調査の必要性を検討したりするものである。そして、合理的な対応となるように、定期点検で得られた情報から推定した横断歩道橋に対する技術的な評価に加えて、当該横断歩道橋が横架する道路の道路ネットワークにおける位置づけや中長期的な維持管理の戦略なども総合的に勘案して道路管理者の意思決定としての措置方針を検討する。そして、その結果を「健全性の診断の区分」の各区分の定義に照らして、いずれに該当するのかを決める。

定期点検の結果、一旦「健全性の診断の区分」を確定させても、その後に、詳細調査などで情報が追加や更新されたり、地震等によって状態が変化したりした結果、その横断歩道橋に対する次回点検までの措置の考え方が変更された場合には、その時点で、速やかに「健全性の診断の区分」も見直しを行い、必要に応じて記録も更新することが望ましい。

監視は、対策を実施するまでの期間、その適切性を確認した上で、変状の挙動を追跡的に把握し、以て横断歩道橋の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一つであると位置づけられる。また、横断歩道橋の機能や耐久性を維持するなどの対策と組み合わせるのがよく、道路管理者は適切な横断歩道橋の管理となるように検討する。

なお、実際に措置を行うにあたっては、具体的な内容や方法を道路管理者が総合的に検討することとなる。

(4) 定期点検では、施設単位毎に「健全性の診断の区分」を決定することとされている。

一方、横断歩道橋はその構造特性から、道路橋に準じて、一般には、構造系としてそれぞれ主たる役割が異なる「上部構造」、「下部構造」、「上下部接続部」、「階段部」及び「その他の接続部」という構造部分からなるものと捉えることができる。そして、横断歩道橋が想定する状況におかれた場合に、横断歩道橋全体としてどのような状態となるのかについては、想定する状況において、各構造部分がそれぞれの役割をどのように果たしうる状態となるのかをまず評価したうえで、それらの組み合わされた状態として横断歩道橋全体としてはどのような状態になると言えるのかを評価することが合理的と考えられる。さらに、健全性の診断の区分の主たる決定根拠の一つとなる横断歩道橋の構造安全性について、どのような見立てが行われたのかは、将来の維持管理においても重要な情報でもあるため、そのような主たる構造部分の役割に照らした評価の結果についても残しておくことが望ましい。

なお、上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部及びその他の接続部の区別は、横断歩道橋が一般的には、その構造形式等によらず、以下のような役割を果たす構造部分が組み合わされたものと捉えることができるとの考え方によるものである。

このとき、橋梁形式や部材形式などによっても、同じ部材が異なる役割に対して兼用されていたり、着目する役割に寄与している部分の境界が明確でなかったりすることも少なくないが、横断歩道橋全体としての健全性の診断の区分の根拠の一つとしての横断歩道橋の機能及びその構造安全性や耐久性などの概略の見立てを行う上では、部材や部位レベルでの厳密な特定や役割の明確化までは必要ないことが通常である。

そのため、横断歩道橋全体で以下のような役割を主として果たしていると考えられる構造部分を推定し、想定する状況において、それぞれの役割が果たされるかどうかという観点で状態を評価すればよい。

- ・ 上部構造：車道の路面を横断する横断者等の通行荷重を載荷させる部分を提供する役割
- ・ 下部構造：上部構造を支える役割をもつ上下部接続部を適切な位置に提供する役割
- ・ 上下部接続部：上部構造の支点となりその影響を下部構造に伝達する役割
- ・ 階段部：地上と上部構造をつなぐ路面となり、横断者等の通行荷重を載荷させる部分を提供する役割
- ・ その他の接続部：上部構造と階段部の接続部など、上下部接続部以外の支点となり、その影響をつなぐ構造部分間に伝達する役割

なお、定期点検では、その一環で通常行われる程度の状態の把握、それらを基礎情報として行った技術的な評価や将来予測の結果が、健全性の診断の区分の主たる根拠となり、そこでは、構造解析を行ったり、精緻な測量、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行ったりすることまでは必ずしも求めない。

そのため、どの部位・部材が上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部及びその他の接続部の役割を担っているかの区分や、次回点検までに、どのような状況に対して、どのような状態となる可能性があるのかといった技術的な評価についても、定期点検を行うに足ると認められる程度の知識と技能を有するものが、近接目視を基本として得られる情報程度からその技術者の主観的評価と言える程度の技術的水準及び信頼性のものでよいが、それらは道路管理者の判断とする。

以上のことから、想定する状況としては、起こりえないとは言えないまでも混雑状況としては極めて稀な程度の群衆満載を想定した活荷重状況、一般に道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震などを想定することを基本とするのがよい。この他、横断歩道橋の立地条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等の出水の状況についても想定するなど、必要に応じて横断歩道橋の状態や構造条件等を踏まえて想定する状況を設定する。

そして、それらの状況に対して、どのような状態となるのかの推定した結果を踏まえ、横断歩道橋の機能及びそれが横架する道路の機能を提供する観点から、横断歩道橋の構造安全性、第三者被害の恐れなどについて、定期点検時点での見立てとして、何らかの変状が生じる可能性は低いといえるのか（A）、致命的な状態となる可能性が高いと言えるのか（C）、あるいはそのいずれでもないのか（B）、について知り得た情報のみから概略的な評価を行い、健全性の診断の区分の決定にあたって、これらも参考とする。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。

C：致命的な状態となる可能性がある。

ここでいう、致命的な状態とは、横断歩道橋利用者の安全な通行が確保できず通行止めや大幅な荷重制限などが必要となるような状態であり、例えば、上部構造の落橋までには至らないまでも、支点部で支承や主桁に深刻な変状が生じて通行不能とせざるを得ないような状態、あるいは下部構造の破壊や不安定化などによって上部構造を安全に支持できていない状態、階段部の落下に至らないまでも上部構造と階段部の接続部の変状や破壊が生じて通行不能とせざるを得ないような状態なども考えられる。また、横断歩道橋の構造安全性の観点からの状態以外にも、路面陥没の発生によって通行困難となるなどの横断歩道橋利用者の安全な通行の観点やそれが横架する道路の通行及び安全な利用の観点からの状態も含まれる。具体的に想定される状態やそのときに横断歩道橋としての機能がどれだけ損なわれる危険性があるのかは、横断歩道橋本体及びそれらと一体で評価すべき範囲の歩道や近隣施設の状態あるいは地盤の条件などによっても異なるため、それぞれの横断歩道橋毎に個別に判断する。

「想定する状況に対してどのような状態になる可能性があるのか」の概略評価であるA B Cの評価結果は、このように、主として横断歩道橋本体の状態に着目して行われるものであり、横断歩道橋本体等から腐食片やコンクリート片の落下、付属物等の脱落などが生じることで第三者被害が生じる恐れがあるような場合には、速やかに応急措置等が行われることが一般的であることから、A B Cの評価には考慮しない。ただし、そのような原因によって深刻な第三者被害を生じさせる可能性があるにもかかわらず、それらに措置が行われていない状態となると見込まれる場合には、致命的な状態と評価することが適当と判断されることも否定されるものではない。

このほか、「健全性の診断の区分」の決定にあたっては、次回定期点検までの状態の変化やその間の技術的な評価だけでなく、予防保全の実施を検討すべきかどうかといった中長期的な視点からの維持管理計画において何らかの措置を行うことが合理的と考えられる場合もある。そのため、措置に対する考え方によって該当区分を決める「健全性の診断」にあたっては、例えば、予防保全の有効性の観点で特に注意が必要な条件の例には塩分の影響による防食機能の著しい低下や深刻な腐食の進展がみられるなども考えられる、このような注意すべき条件に該当するかどうかやこれらに関連する過去の補修補強等の経緯については注意するとともに、「健全性の診断の区分」の決定にも大きく関わることが多いこれらの事象への該当の有無やそれらと健全性の診断の区分の決定との関係については記録を残しておく。

7.3 横断歩道橋毎の健全性判定までの流れ

点検では、部材毎の健全性の判定と性能の見立てをそれぞれ行い、これらの結果を総合的に判断して横断歩道橋毎の健全性を判定する。基本的には部材毎の健全性の判定と性能の見立ては個別に評価を行う。ただし、性能の見立てにおいては、将来の予測的な評価が求められるため、部材毎の健全性や特定事象の情報も考慮して評価する。横断歩道橋毎の健全性判定までの流れを図 - 1に示す。

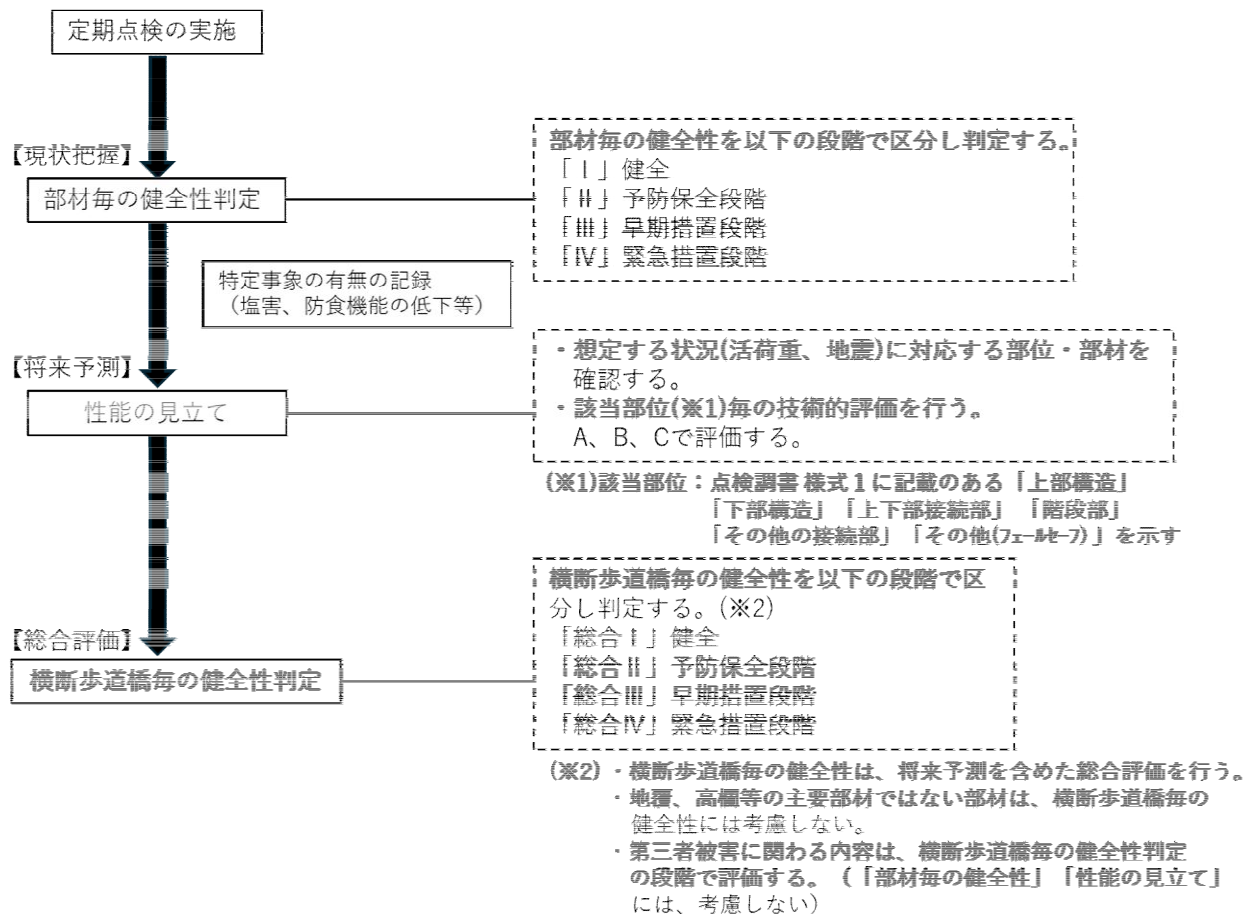


図 - 1 横断歩道橋毎の健全性判定までの流れ

性能の見立て（ABC判定）は、発生している変状が想定している状況（活荷重、地震）に対して、致命的な状態（安全な通行が確保できず通行止めや大幅な荷重制限などが必要となる状態）となる可能性について判定する。そのため、想定している状況に対して部材・部位の重要度を考慮して判定する必要がある。また、性能の見立ては、現在の状況に加えて、次回点検までにどのような状態となる可能性があるかを評価する。評価のポイントを図 - 2に示す。

性能の見立て(ABC 評価)については、措置の優先順位を明確にするため、A 評価または C 評価のいずれかで判定することを基本とする。B 評価は中間的な評価であり、措置の方針が不明確になりやすいことから、原則として採用しない。

性能の見立ては部材毎に行い、この結果を踏まえて総合評価（横断歩道橋全体の健全性判定）を行う。総合評価は、基本的に重要度の高い部材（表 - 7の赤枠の箇所）の判定を参考に行い、将来予測を含めた健全性を評価する。部材毎の健全性と性能の見立ての関係性のイメージを表 - 7に示す。

- ・現在の状況に加えて、将来（次回点検までに）どのような状態となる可能性があるかを評価する。
- ・現時点では致命的な損傷が確認されていない場合であっても、劣化が急速に進行し、将来的に致命的な状態に至る恐れがある場合はC評価と判定する。
- ・性能の見立ては、基本的にA評価またはC評価とする。

図 - 2 性能の見立てにおける評価のポイント

表 - 7 部材毎の健全性と性能の見立ての関係のイメージ

部材の重要度 高 ↑ 低	A	A	A・C	C	C	※総合評価は、重要度の高い部材の判定（赤枠部分）を参考に決定する
	A	A	A・C	A・C	C	
	A	A	A	A・C	C	
	I a	I b	II	III	IV	部材の健全性

7.4 性能の見立ての評価事例

(1) 性能の見立ての定義と状態

性能の見立てにおけるＡＢＣ評価の定義と状態を表－８に示す。（技術的助言より抜粋）

表－８ 性能の見立ての定義と状態

性能の見立て	定義	状態
A	何らかの変状が生じる可能性は低い	何らかの変状が生じる可能性は低い状態
B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある	A、Cのいずれでもない状態
C	致命的な状態となる可能性がある	・安全な通行が確保できず通行止めや大幅な荷重制限などが必要となる状態 ・落橋までには至らないまでも、支点部で支承や主桁に深刻な変状が生じて通行不能とせざるを得ないような状態 ・下部構造の破壊や不安定化などによって上部構造を安全に支持できていない状態 ・階段部の落下に至らないまでも上部構造と階段部の接続部の変状や破壊が生じて通行不能とせざるを得ないような状態 ・路面陥没の発生によって通行困難となる状態

(2) 想定する状況と評価を行う部材

性能の見立てを行うには、まず、想定する状況（活荷重、地震）に対して、どの部材を評価するかを決定する必要がある。

想定する状況に対応する部材については、部材の機能や影響を考慮して決定する。

【想定する状況に対応する部材の考え方】

■活荷重

上部構造へ作用する荷重を支持し、上下部接続部や下部構造、基礎へ伝達する部材

例) 主桁、横桁、床版、橋座部(支点付近)、支承、ラーメン構造(剛結部)、踏み板、上部構造と階段部の接続部（その他の接続部） など

■地震

主に地震（水平荷重）に抵抗する部材

例) 下部工本体、基礎、支承、ラーメン構造(剛結部)、上部構造と階段部の接続部（その他の接続部）、落橋防止システム など

【各部材の役割】

主 桁：死荷重、活荷重などの鉛直荷重を支持し、上下部接続部（支承）に伝達する部材

横 桁：主桁が支持する荷重を隣接する主桁に分配する部材

床版(鋼床版)：死荷重、活荷重などの鉛直荷重を支持し、主桁に伝達する部材

床版(デッキプレート)：死荷重、活荷重などの鉛直荷重を支持し、主桁に伝達する部材

支 承：上部構造に作用する死荷重、活荷重などの鉛直荷重、地震などの水平荷重を支持し、下部構造に伝達する部材

落橋防止構造：地震時等、主桁が橋台や橋脚から落下するのを防ぐ部材、フェールセーフの役割を果たす

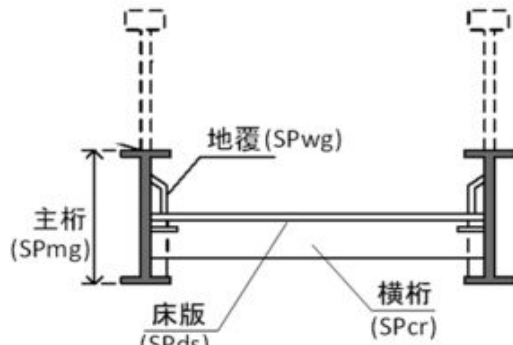
上部構造と階段部の接続部：階段部に作用する死荷重、活荷重などの鉛直荷重を支持し、上部構造に伝達・接続する部材、フック、剛結がある

踏 み 板：階段で活荷重などの鉛直荷重を支持し、階段桁に伝達する部材

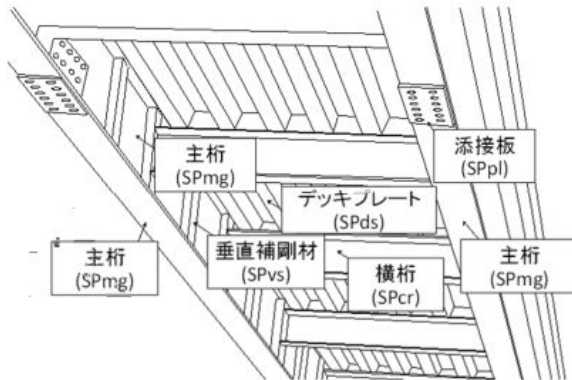
下部構造本体：上下部接続部からの荷重を直接支持し、地盤に伝達する部材

基 礎：橋台や橋脚を支え、荷重を地盤に伝達する部材

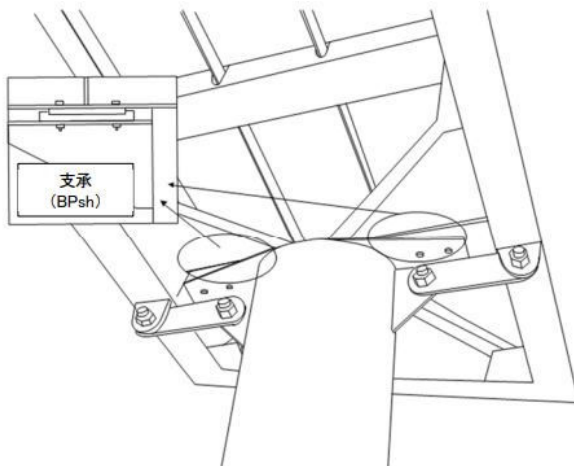
鋼床版形式



デッキプレート形式

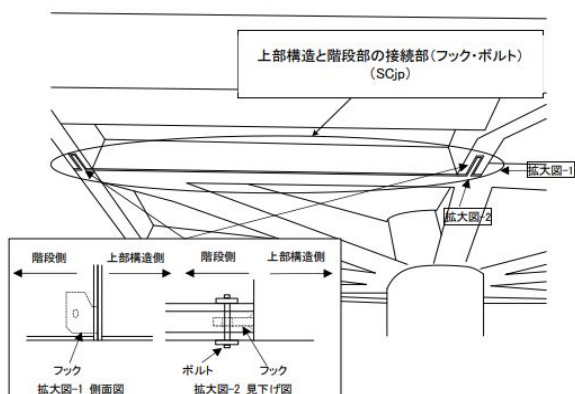


上下部接続部

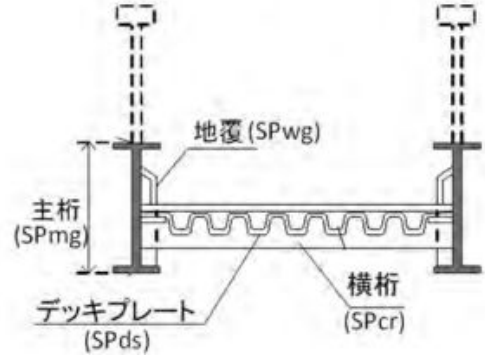


※ラーメン構造の場合を除く

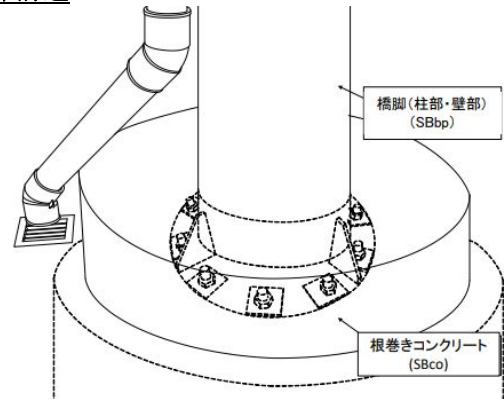
上部構造と階段部の接続部(フック・ボルト)



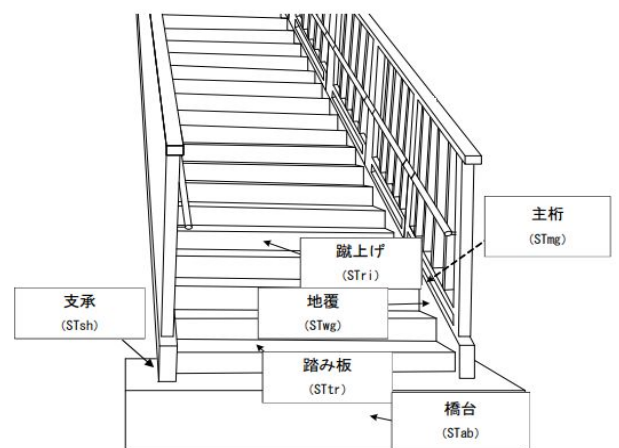
デッキプレート形式



下部構造



階段部①



上部構造と階段部の接続部(剛結部)

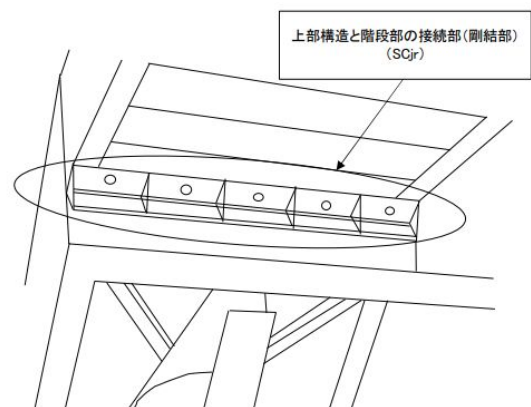


図 - 3 各部材の名称

想定する状況と評価を行う部位・部材の目安を表 - 9に示す。

表 - 9 想定する状況と対応する主な部材の一覧

部位	活荷重	地震
上部構造	主桁、横桁、床版	—
下部構造	橋台、橋脚、橋座部（支点付近）	橋台、橋脚
上下部接続部	支承、ラーメン構造（剛結部）	支承、ラーメン構造（剛結部）
階段部	主桁、踏み板、蹴上げ	—
その他の接続部	フック部、ボルト接続部	フック部、ボルト接続部
その他 （フェールセーフ）	—	落橋防止構造

(3) 性能の見立ての評価のポイントと評価事例

1) 評価のポイント

性能の見立ては、現在の状況に加えて、将来（次回点検までに）どのような状態となる可能性があるかを評価する。

そのため、現時点では致命的な損傷が確認されていない場合であっても、劣化が急速に進行し、将来的に致命的な状態に至るおそれがある場合にはC評価と判定されることがある。特に、「塩害」、「防食機能の低下」などの特定事象は、急速な状態の変化が生じる可能性があるため、注意が必要である。また、防食機能の低下は、水の浸入が劣化を促進する要因となるため、より一層注意が必要である。

2) 評価事例

構成要素・部材毎のC評価の事例の目安を想定する状況毎に整理した。整理した結果を表 - 10～表 - 11に示す。

性能の見立ては、交通状況や気象状況、過去の補修履歴などの状況を考慮し、将来も含めた評価を行う必要がある。なお、現在の部材の健全性がⅡであっても周辺環境などにより劣化が急速に進展する可能性が高いと推定される場合はC評価となる場合もあるため、留意が必要である。

また、疲労亀裂は、発生のメカニズムが複雑であり、適切な性能の見立てを行うためには高度な知識が必要とされる。そのため、疲労亀裂が確認された場合は、担当窓口に相談を行い、対応を協議する。

■性能の見立てのC評価事例（活荷重に対して）

表 - 10 性能の見立てのC評価事例（活荷重）

構成要素	部材名	C 評価の事例	
		現状でC評価となる事例	現状、健全性Ⅱ程度であっても、将来、劣化が急速に進展する可能性が高く C 評価となる事例
上部構造	主桁、横桁	・腐食が進行し著しい板厚減少がある。	・現状、腐食が見られる程度であるが、水分供給や滞水の継続により劣化の急速な進展（著しい板厚減少、孔開き）が懸念される。
	床版	・腐食が進行し著しい板厚減少がある。	
下部構造	橋脚	・柱基部や梁付け根等に著しい板厚減少や孔開きが見られる。	・現状、腐食が見られる程度であるが、水分供給の継続により劣化の急速な進展（著しい板厚減少、孔開き）が懸念される。
	橋座部	・橋座部等に著しい板厚減少や孔開きが見られる。	
	橋台	・広い範囲に剥離があり、主鉄筋の断面欠損や破断がある。	・橋台周辺の土砂が流出しやすい環境で、降雨等の影響により急速な土砂の流出により橋台の支持機構が損なわれることが懸念される。
上下部接続部	支承、ラーメン構造（剛結部）	・支承部の著しい腐食に加え、板厚減少が見られる。	・現状、腐食が見られる程度であるが、水分供給の継続により劣化の急速な進展（著しい板厚減少、孔開き）が懸念される。
階段部	主桁、踏み板、蹴上げ	・腐食が進行し著しい板厚減少がある。	・現状、腐食が見られる程度であるが、滞水の継続により劣化の急速な進展（著しい板厚減少、孔開き）が懸念される。
その他の接続部	フック部、ボルト接続部	・その他の接続部の複数のボルトにゆるみ、脱落が生じている。 ・フックやボルト等に板厚減少が生じている。	・現状、腐食が見られる程度であるが、水分供給の継続により劣化の急速な進展（著しい板厚減少、孔開き）が懸念される。

■性能の見立てのC評価事例（地震に対して）

表 - 11 性能の見立てのC評価事例（地震）

構成要素	部材名	C 評価の事例	
		現状でC評価となる事例	現状、健全性Ⅱ程度であっても、将来、劣化が急速に進展する可能性が高く C 評価となる事例
下部構造	橋台	・広い範囲に剥離があり、主鉄筋の断面欠損や破断がある。	・橋台周辺の土砂が流出しやすい環境で、降雨等の影響により急速な土砂の流出により橋台の支持機構が損なわれることが懸念される。
	橋脚	・柱基部や梁付け根等に著しい板厚減少や孔開きが見られる。	・現状、腐食が見られる程度であるが、水分供給の継続により劣化の急速な進展（著しい板厚減少、孔開き）が懸念される。
上下部接続部	支承、ラーメン構造（剛結部）	・支承部の著しい腐食に加え、板厚減少が見られる。	・現状、腐食が見られる程度であるが、水分供給の継続により劣化の急速な進展（著しい板厚減少、孔開き）が懸念される。
その他の接続部	フック部、ボルト接続部	・その他の接続部の複数のボルトにゆるみ、脱落が生じている。 ・フックやボルト等の著しい腐食に加え、板厚減少が生じている。	・現状、腐食が見られる程度であるが、水分供給の継続により劣化の急速な進展（著しい板厚減少、孔開き）が懸念される。
その他 （フェールセーフ）	落橋防止構造	・落橋防止構造の著しい腐食に加え、板厚減少が生じている。	・現状、腐食が見られる程度であるが、水分供給の継続により劣化の急速な進展（著しい板厚減少、孔開き）が懸念される。

※地震については、定期点検時に大きな変状が見られない場合であっても、次回点検までの間に規模が大きく稀な地震に見舞われた際には、各部材に損傷や変形が発生するおそれがある。このため、臨時点検に際しては、各部材の状況を確認するとともに、必要に応じて性能の見立て及び健全性見直しを行うこと。

■部材の健全性Ⅲであっても性能の見立てをA評価とする事例

部材の損傷が健全性Ⅲと判定した場合であっても、損傷が発生している箇所が想定される作用（活荷重、地震）に対して歩道橋全体の性能へ及ぼす影響が小さい場合や部材の重要度が低い場合には、次回定期点検までに致命的な状態に至る可能性は低いと判断される。このため、性能の見立てはA判定とする。具体的な事例を以下に示す。

- ・主要部材以外に損傷が見られる場合
2次部材（地覆、横構など）にⅢ判定に該当する損傷がある場合は、耐荷性能に与える影響は小さい。次回定期点検までに耐荷力上の問題が生じる可能性は低いと判断されるため、性能の見立てはAと判定する。

(4) 性能の見立ての評価事例写真

評価事例を以下に示す。

表 - 12 性能の見立て例（上部構造－横桁）

構成要素	活荷重	地震	その他
上部構造	C		
下部構造			
上下部接続部			
階段部			
その他の接続部			
その他(フェールセーフ)			

■部材毎の評価事例

表 - 13 評価事例（上部構造－横桁）

構成要素	上部構造	対象部材	横桁
想定する状況	活荷重、地震	性能の見立て	C
評価の理由	漏水の影響で横桁が著しく腐食し孔開きが生じている。今後腐食が進行すると、荷重支持、荷重分配機能が損失する可能性がある。		
評価における留意点	・横桁に軽微な腐食が発生している程度（健全性Ⅱ程度）であっても、漏水している場合は、腐食が急速に進展し、機能が停止する恐れがある。		
損傷の進行性	漏水の継続により腐食が急速に進展する可能性がある。		
状況写真			

表 - 14 性能の見立て例（上部構造－主桁）

構成要素	活荷重	地震	その他
上部構造	C		
下部構造			
上下部接続部			
階段部			
その他の接続部			
その他(フェールセーフ)			

■部材毎の評価事例

表 - 15 評価事例（上部構造－主桁）

構成要素	上部構造	対象部材	主桁
想定する状況	活荷重、地震	性能の見立て	C
評価の理由	漏水の影響で主桁が著しく腐食し孔開きが生じている。今後腐食が進行すると、荷重支持機能が損失する可能性がある。		
評価における留意点	主桁に軽微な腐食が発生している程度（健全性Ⅱ程度）であっても、漏水している場合は、腐食が急速に進展し、機能が停止する恐れがある。		
損傷の進行性	漏水の継続により腐食が急速に進展する可能性がある。		
状況写真			

表 - 16 性能の見立て例（下部構造－橋脚）

構成要素	活荷重	地震	その他
上部構造			
下部構造	C	C	
上下部接続部			
階段部			
その他の接続部			
その他(フェールセーフ)			

■部材毎の評価事例

表 - 17 評価事例（下部構造－橋脚）

構成要素	下部構造	対象部材	橋脚
想定する状況	活荷重、地震	性能の見立て	C
評価の理由	橋脚支柱基部が著しく腐食しており、孔開きが生じている。今後腐食が進行すると、荷重支持機能が損失する可能性がある。		
評価における留意点	支柱基部に軽微な腐食が発生している程度（健全性Ⅱ程度）であっても、支柱基部周辺に滞水が認められる場合は、腐食が急速に進展し、機能が停止する恐れがある。		
損傷の進行性	滞水の継続により腐食が急速に進展する可能性がある。		
状況写真			

表 - 18 性能の見立て例（階段部－踏み板、蹴上げ）

構成要素	活荷重	地震	その他
上部構造			
下部構造			
上下部接続部			
階段部	C		
その他の接続部			
その他(フェールセーフ)			

■部材毎の評価事例

表 - 19 評価事例（階段部－踏み板、蹴上げ）

構成要素	階段部	対象部材	主桁
想定する状況	活荷重	性能の見立て	C
評価の理由	踏み板、蹴上げ部が著しく腐食しており、孔開きが生じている。今後腐食が進行すると、荷重支持機能が損失する可能性がある。		
評価における留意点	踏み板、蹴上げ部に軽微な腐食が発生している程度（健全性Ⅱ程度）であっても、踏み板部に滞水が認められる場合は、腐食が急速に進展し、機能が停止する恐れがある。		
損傷の進行性	滞水の継続により腐食が急速に進展する可能性がある。		
状況写真			

表 - 20 性能の見立て例（その他の接続部－フック部）

構成要素	活荷重	地震	その他
上部構造			
下部構造			
上下部接続部			
階段部			
その他の接続部			
その他(フェールセーフ)	C	C	

■部材毎の評価事例

表 - 21 評価事例（その他の接続部－フック部）

構成要素	その他の接続部	対象部材	落橋防止構造
想定する状況	活荷重・地震	性能の見立て	C
評価の理由	フック部が著しく腐食している。今後腐食が進行すると、荷重支持機能が損失する可能性がある。		
評価における留意点	フック部に軽微な腐食が発生している程度（健全性Ⅱ程度）であっても、フック部への橋面からの漏水が認められる場合は、腐食が急速に進展し、機能が停止する恐れがある。		
損傷の進行性	漏水の継続により腐食が急速に進展する可能性がある。		
状況写真			

8 第三者被害予防措置

損傷状況を把握したうえで、部位毎に、横断歩道橋利用者又は第三者被害の発生に関わる異常の有無、異常に対する応急措置の結果や将来被害リスクの可能性を考慮し判定を行う。

【解説】

落下や倒壊による第三者被害を予防することに主眼を置いた異常の有無について判定することとした。

なお、点検が実施できなかった場合は、判定区分「未」（橋梁全体が点検できなかった場合に加え、部材の一部のみ点検できなかった場合も該当）とする。その場合は、点検ができなかった理由及び実施予定の点検計画（時期・方法）を策定・記録する。

ボルトの緩み、欠落等の比較的対処が容易なものにあつては、点検業務内にて対処することを原則とする。異常の対処に特別な機器が必要となった場合は、土木事務所と協議し、道路維持修繕業者と連携して早急な対処を行う。また、その他の排水管の土砂詰まり等の軽微な損傷についても点検業務の中で極力対処を行うものとする。

(1)横断歩道橋の利用者又は第三者に対する被害が生じる恐れ観点で判定を行う。

①異常の有無

現状で、横断歩道橋の利用者又は第三者に対する被害が生じる恐れのある異常の有無を判定する。

②応急措置の結果

異常があった場合の応急措置の結果を、所期の結果が得られたかどうかの観点で判定する。

応急措置にて当面のリスクが回避できた場合は、判定区分「a」とする。

応急措置ができなかった場合、応急措置を試みたもののその目的が達成できなかった場合は判定区分「b」とし、できなかった理由及び実施予定の措置計画（時期・方法）を策定・記録する。

(2)点検時に、重大事故（落橋等）に繋がる損傷を発見した場合は、その状況、緊急度等を判定する。

重大事故につながる損傷の例として、次が挙げられる。

- ・主桁のウェブ・フランジに生じた亀裂
- ・鈑桁の桁端部に生じた著しい板厚減少を伴う腐食
- ・支承の著しい損傷

判定をおこなうための区分を、表 - 22に示す。

表 - 22 判定区分

点検の実施	異常の有無	応急措置結果	判定区分	備考
実施	無	—	—	—
	有	実施済み	a	—
		今後、措置が必要	b	措置計画の策定
実施不可	—	—	未	点検計画の策定

9 点検後の措置

点検後は、部材単位の診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じなくてはならない。

【解説】

措置には、定期的あるいは常時の監視、補修や補強などの横断歩道橋の機能や耐久性等を維持又は回復するための維持、修繕のほか、撤去、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、横断歩道橋やそれが横架する道路の通行規制・通行止めがある。

また、定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断の区分を行っていることに留意し、合理的かつ適切な対応となるように、措置の必要性や方針を精査したり、調査の必要性を検討したりするものである。そして、合理的な対応となるように、定期点検で得られた情報から推定した横断歩道橋に対する技術的な評価に加えて、当該横断歩道橋が横架する道路の道路ネットワークにおける位置づけや中長期的な維持管理の戦略なども総合的に勘案して道路管理者の意思決定としての措置方針を検討する。そして、その結果を「健全性の診断の区分」の各区分の定義に照らして、いずれに該当するのかを決める。

定期点検の結果、一旦「健全性の診断の区分」を確定させても、その後に、詳細調査などで情報が追加や更新されたり、地震等によって状態が変化したりした結果、その横断歩道橋に対する次回点検までの措置の考え方が変更された場合には、その時点で、速やかに「健全性の診断の区分」も見直しを行い、必要に応じて記録も更新することが望ましい。

監視は、対策を実施するまでの期間、その適切性を確認した上で、変状の挙動を追跡的に把握し、以て横断歩道橋の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一つであると位置づけられる。また、横断歩道橋の機能や耐久性を維持するなどの対策と組み合わせるのがよく、道路管理者は適切な横断歩道橋の管理となるように検討する。

なお、実際に措置を行うにあたっては、具体的な内容や方法を道路管理者が総合的に検討することとなる。

10 点検結果の記録

点検結果は、次の様式に記録し、次回点検時や日常管理等に活用できるよう保管する。

- ① 点検記録票（総括票）
- ② 点検記録票（損傷記録票）
- ③ 点検記録票（点検予定票）
- ④ 点検記録表

点検結果については以下の要領で「点検記録票（総括票）」を作成し、異常のあったものは「点検記録票（損傷記録票）」、点検の未実施のものは「点検記録票（点検予定票）」を作成する。その他に、「点検記録表」を作成する。

【解説】

① 点検記録票（総括票）

「点検記録票（総括票）」に横断歩道橋の基本情報と点検結果を記録する。なお、基本情報の入力において、下記以外の事項については「岐阜県施設台帳管理システム登録支援ツール操作マニュアル（横断歩道橋台帳）（岐阜県県土整備部）」に記載されている入力項目に関する説明や入力例を参考にすること。

点検結果は、極力省力化を図る観点から、1橋単位の記載とした。

《記入要領》

(1) 基本情報

基本情報として、路線名等の情報を記載する。

緯度・経度については、歩道橋の中心（上部構造中心と道路中心線の交点）付近で計測し、世界測地系で少数第5位単位まで記載することとする。

また、「海岸からの距離」と「融雪（凍結防止）剤散布路線」は、塩分による腐食への影響の把握、「防雪対策実施路線」は、雪荷重の影響の把握、「風規制実施路線」は、風荷重の影響の把握を目的として記録する項目である。それぞれ以下に従い記録する。

- ・海岸からの距離には、横断歩道橋の設置箇所から最も近い海岸までの距離を選択する。
- ・融雪（凍結防止）剤散布路線には、散布がある場合は「該当する」、無い場合は「該当しない」を選択する。
- ・防雪対策実施路線には、防雪対策（防雪柵、防雪林、雪崩柵、スノーシェルター等）が設置されている場合は「該当する」、設置されていない場合は「該当しない」を選択する。
- ・風規制実施路線には、風や吹雪等による通行止め規制が規定されている場合は「該当する」、規定されていない場合は「該当しない」を選定する。

なお、日常管理等にも活用することを考慮し、点検を実施した施設の位置を特定するため、付図、写真等により示しておく。

(2) 点検結果

1) 点検状況：「済」「未」「外」で該当するものを選定する。

「済」は、点検を実施した部位であることを示す。

「未」は、点検ができなかった部位であることを示す。「未」の場合、「点検記録票（点

検予定票)」を作成する。

「外」とは、道路利用者及び第三者への被害が想定されない箇所であることを示す。

- 2) 対象の有無 : 対象部位の有無を「有」「無」で該当するものを選定する。
- 3) 健全性の診断 : 部位および部材単位の健全性と横断歩道橋毎の健全性を診断し、「参考資料-2 判定の手引き」を参考に、「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」で該当するものを選定する。
- 4) 異常の有無 : 第三者被害発生の可能性のある異常の有無を「有」「無」で該当するものを選定する。
- 5) 応急措置 : 応急措置の実施状況について「済」「要」で該当するものを選定する。

「要」の場合、「点検記録票（損傷記録票）」を作成する。

- 6) 判定区分 : 判定区分を「a」「b」で該当するものを選定する。
- 7) 損傷種類 : 各部位に見られる健全性Ⅱ以上と診断した損傷を記録する。
- 8) その他特記事項 :

「フェールセーフ機能の追加の必要性あり」、「重大事故につながる損傷を発見」等の特記事項があれば、記録する。

- 9) 弱点部の追加 :

「点検記録票（総括票）」の（2）点検結果の点検部位には、横断歩道橋の構造的特徴を考慮した弱点部があれば、「その他」に追加するものとする。

- 10) 重大事故（落下、倒壊等）に繋がる損傷発見の有無 :

「点検記録票（総括票）」の（2）点検結果の点検部位の他に、重大事故に繋がる損傷を発見した場合に記録する。「有」の場合、「点検記録票（損傷記録票）」を作成する。

- 11) 損傷図 : 損傷の発生位置が特定できるように図示する。

- 12) 写真台帳 :

対象部位ごとに状況写真及び損傷写真を添付する。なお、下部工、支承、落橋防止構造などの状況写真は、横断歩道橋に係る維持管理の情報に効果的となるよう全ての箇所を添付する。

② 点検記録票（損傷記録票）

第三者被害予防において、異常が「有」の場合に作成する。異常があった部位毎、損傷毎に、判定結果を記録する。併せて、応急措置を実施した場合はその内容、応急措置ができなかった場合は、その理由、実施予定時期、実施予定内容を記録する。

また、異常があった部位の位置と損傷程度を後日特定できるようにポンチ絵や写真を貼付する。

③ 点検記録票（点検予定票）

点検ができなかった場合に作成する。点検ができなかった部位、理由、点検予定時期、点検方法（案）を記録する。

④ 点検記録表

「11 技術的助言の点検結果の記録」に基づいた点検記録表を作成する。

11 技術的助言の点検結果の記録

様式1の記録の手引き

本様式は、諸元等に加えて、横断歩道橋の健全性の診断の区分、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかについての技術的な評価結果について記録するためのものである。以下のように記録することを想定している。

1. 技術的な評価結果

想定する状況に対する横断歩道橋及び上部構造等の状態を以下のA B Cから選択し記録する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。

C：致命的な状態となる可能性がある。

なお、「地震」の影響に対する状態の技術的な評価にあたっては、フェールセーフの機能を考慮してはならない。

その他（フェールセーフ）については、横断歩道橋に地震時に機能させることを意図したフェールセーフが設けられている場合に、「地震」の影響に対して、その横断歩道橋がフェールセーフが機能することを期待する状態となることを想定して、フェールセーフの装置等に注目して、それが所定の機能を適正に発揮できるかどうかの観点で評価する。すなわちこの場合の何らかの変状とは、フェールセーフが期待される機能を発揮できない状態となることに相当し、致命的な状態とは、フェールセーフが所定の機能を発揮できないままに破壊されたり、その機能を喪失した状態となることに相当する。

2. 写真番号

該当する様式2の写真番号を記録する。

3. 想定する状況

その他の（ ）内には、豪雨・出水など、活荷重、地震以外に想定することとした状況を記録する。

4. 構成要素の構成の例

主な構造形式に対する異なる役割を担う構造部分である、上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部の一般的な捉え方の例を示す。

なお、橋梁形式が同じであっても、横断歩道橋の構造のどの部分が主としてどのような役割を担っているのかは必ずしも同じでない。

そのため、定期点検では、健全性の診断の区分を行うために行う、横断歩道橋の機能やその構造安全性や耐久性等及び状態を評価するにあたって、その横断歩道橋の構成要素をどのように捉えることとしたのかを反映して、どの構造部分を上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接合部として扱うのかを決定すればよい。

なお、次回の定期点検をはじめ将来の維持管理のために、どのように捉えたのかについては必要に応じて記録に明記する。

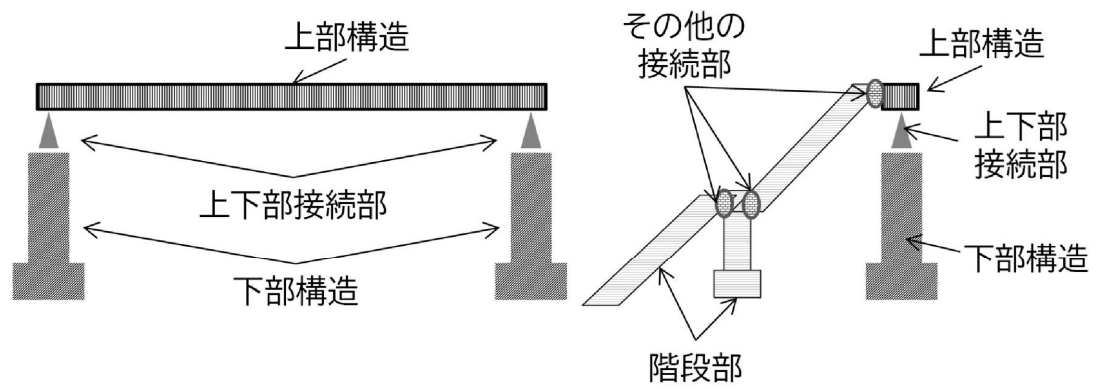


図 - 4 横断歩道橋における構造部分の捉え方の例

様式2の記録の手引き

本様式は、様式1の健全性の診断の区分や技術的な評価の根拠となる点検時点で把握した横断歩道橋の状態について記録するためのものである。将来の検証等の活用に必要な写真に必要な枚数、品質、内容で残すことになる。例えば、「A：何らかの変状が生じる可能性が低い」に該当する場合であっても、把握した状態を根拠として残すことや、変状が生じる可能性があると考えた部材の状態だけではなく、考慮した劣化の進展の根拠なども記録することが可能となる様式としている。

以下のように記録することを想定している。

1. 構成要素

異なる役割を有する構造部分である「上部構造」、「下部構造」、「上下部接続部」、「階段部」、「その他接続部」、「その他（フェールセーフ）」、「その他」を記録する。

2. 想定する状況

「活荷重」、「地震」、「その他」から選択する。「その他」の場合は、「豪雨・出水」など、該当する状況を記録する。

3. 構成要素の状態

想定する状況に対する横断歩道橋及び上部構造等の状態を以下のABCから選択し記録する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。

C：致命的な状態となる可能性がある。

4. 写真

様式1の健全性の診断の区分や技術的な評価結果の根拠となった横断歩道橋の構成要素の状態について、点検時点で確認した状態を写真で記録する。写真番号や部材番号がある場合は記入する。

5. 備考

根拠となる写真について、必要に応じて、構成要素の役割に対して技術的な観点からどのように評価したのか等を補足する。「6. 構成要素に求められる機能」を参考に、構成要素の機能が保持される可能性が高いかどうか、機能を喪失する可能性が高いかどうか、そのいずれでもない状態かなど、技術的な評価の根拠となる、機能の低下の有無や喪失などを記録する。なお、「その他」に区分される部材等について記録する場合はこれによらず、考慮した技術的な観点がわかるように記録する。

6. 構成要素に求められる機能

上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部がそれぞれ求められる役割を果たせる状態かどうか推定するにあたっては、それぞれの役割を果たすために、求められる機能を担える状態であるかどうかから推定することになる。その機能を担えるかどうかについては、想定する状況に対して、荷重を支持・伝達できる状態であるかどうかから推定することとなる。それぞれの構成要素が担う機能は以下のように分類できる。

1) 上部構造

- i. 横断歩道橋利用者などによる路面に作用する荷重を直接的に支持する機能
例えば、床版、縦桁が担う場合が多い。
- ii. 上部構造へ作用する鉛直及び水平方向の荷重を支持し、上下部接続部まで伝達する機能
例えば、主桁や主構が担う場合が多い。また、床版の一部も主桁の一部としてこの機能を果たす場合がある。
- iii. 上部構造へ作用する荷重を主桁等が上下部接続部に伝達するとき、荷重の支持、伝達を円滑にするための機能
例えば、荷重に対して上部構造の断面形状を保持する機能を担う、横桁、端対傾構や端横桁、対傾構や横構が担う場合が多い。

2) 下部構造

- iv. 上下部接続部からの荷重を直接支持し、基礎・周辺地盤に伝達するとともに、上下部接続部の位置を保持する機能
例えば、橋脚、橋台の躯体、及び橋座部、梁部が担う場合が多い。
- v. 橋脚・橋台躯体からの荷重を支持し、橋の安定に関わる周辺地盤等に伝達するとともに、地盤面での橋の位置を保持する機能
例えば、橋脚、橋台の基礎、及び基礎周辺地盤が担う場合が多い。

3) 上下部接続部

- vi. 上部構造からの荷重を支持し、下部構造へ伝達する機能
例えば、支承部や、上部構造と下部構造が剛結される場合の剛結部が担う場合が多い。
- vii. 上部構造と下部構造が機能を発揮する前提として、必要な幾何学的境界条件を付与する機能
ivと同様の部位、部材が担う場合が多い。

4) 階段部

- viii. 上部構造、上下部接続部、下部構造に準じた機能

5) その他の接続部

- ix. 上下部接続部に準じた機能

表 - 23 部材種別の例

部材種別の例		備考
上部構造	主桁	主桁、添接板、垂直補剛材 等
	横桁	
	床版	床版、デッキプレート
	その他	地覆 等
下部構造	橋脚	
	橋台	
	その他	根巻きコンクリート 等
上下部接続部	支承	
階段部	主桁	
	踏み板、蹴上げ	
	支承	
	橋脚・橋台	
	その他	地覆 等
その他接続部	上部構造と階段部の接続部	フック 等
その他	落橋防止装置	
	排水受け	
	排水管	
	排水樋	
	落下物防止柵	
	高欄	
	照明施設	
	道路標識	
	その他	舗装（通路部）、手すり、目隠し板、裾隠し板 等

様式3の記録の手引き

本様式は、様式1の「健全性の診断の区分」にあたって考慮される予防保全の必要性の観点や健全性の診断の区分の前提条件及び所見を記録するためのものである。以下のように記録することを想定している。

1. 特定事象

定期点検では、基本的に次回の定期点検までの間に遭遇する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかを主たる根拠として健全性の診断の区分が行われることとなる。

横断歩道橋では、一般に5年程度の期間では環境作用や疲労現象などの経年的影響のみでは横断歩道橋の状態が大きく変化することは少なく、点検時点の状態を主たる根拠として健全性の診断の区分を行えばよいことが一般的である。

しかし、例えば、塩分の影響によって鋼材の腐食に至ったりそれが急速に進行する可能性が特に懸念されるような場合には、次回の定期点検までにこれらの影響による急速な状態の変化が生じる可能性も疑う必要があることとなる。

その一方で、これらの事象は、着実に劣化が進行することが多く、適切な時期に適切な措置を行うことで予防保全効果が期待できることも多いとされている。

これらを踏まえて、様式3では、これまでの知見から、これらの条件に該当しているかどうかを把握していることが効果的な維持管理を行う上で重要と考えられる「特定事象」について、合理的な維持管理に資する目的で、それらへの該当の有無を記録できるようにしている。

なお、定期点検では近接目視が基本とされており、これらの特定事象に対して定期点検の一環としてどこまでの状態の把握や情報の取得を行うのかについては、道路管理者の判断による必要があるが、得られた情報を反映した最新の評価が記録されていることが重要である。

主な特定事象の例を以下に示す。

1) 塩害

コンクリート部材を対象とする。内在する塩分に加え、外部からの塩分の浸透によりコンクリート部材内部の塩化物イオンが一定量以上となり、内部鋼材の腐食が生じる状態。原因として飛来塩分による場合に限定せず、そのような状態が確認された場合が該当する。

2) 防食機能の低下

鋼部材を対象とする。防食機能として、塗装、めっき、金属溶射、耐候性鋼材等がある。

防食機能である塗装、めっき、金属溶射等についてはそれらが劣化している状態、耐候性鋼材については、保護性錆が形成されていない状態であり、板厚減少等を伴う錆が発生している状態である「腐食」には至っていない状態。

3) その他

道路管理者において、予防保全の観点や中長期的な計画の策定など、維持管理上特別な扱いを行う可能性のある事象があれば記録する。

2. 健全性の診断の区分の前提

状態の把握は、近接目視による外観性状の把握、打音、触診が基本である一方、近接目視により状態が把握できない部位・部材もある。状態の把握の精度が横断歩道橋の技術的な評価に影響を及ぼすことから、健全性の診断の区分にあたって、近接目視により状態が把握できない部位・部材がある場合は、健全性の診断の区分の前提条件として記録する。

また、点検支援技術や非破壊検査技術等を活用する場合は、その部位・部材について記録するとともに、今後の検証が可能となるように使用機器等の情報を記録する。

3. 特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）

横断歩道橋の状態の把握を行うときに、応急措置として、第三者被害の可能性のあるうき・剥離部や腐食片などを除去したり、付属物等の取付状態の改善等を行うことが標準的であることから、その実施の有無を記載する。また、応急措置の実施の有無も考慮した上で、次回定期点検までの第三者被害の発生の可能性についての横断歩道橋の状態に関する所見として、措置が必要であるかどうかをあわせて記録する。この時、劣化の進展を防ぐための対策を実施するなど、所見の前提や仮定として考慮した事項がある場合はあわせて記録する。

なお、該当する付属物等が設置されている上部構造等の構成要素の欄にあわせて記録する。

4. 所見

所見には、「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように記載する。

一般には、以下の内容を含むとともに、これらの措置の必要性に関する技術的な評価から、次回定期点検までの措置に関する総合的な所見を記載することとなる。

なお、規制や監視の実施を前提として健全性の診断の区分を行ったなど、考慮した前提条件や仮定がある場合には、それらについても記録する。

総合所見として、様式1、2及び様式3の特定事象にかかる所見を踏まえたうえで、それらの各状態や評価の結果から、どのように「健全性の診断の区分」の決定に反映される措置の考え方が妥当なものとして導き出されるのかについて技術的見解などの根拠が記載されていることが特に重要である。

以下に、一般的に所見に含まれるべき事項を示す。

- ・技術的な評価の根拠となる点検で把握した状態（損傷の種類・位置・性状）
- ・損傷の原因、進行の可能性の推定。その根拠として点検で把握した状態や参考にした情報
- ・想定する状況に対する上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部の機能や構造安全性の推定
- ・該当する特定事象の状態も勘案した、予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点から経年的劣化に対する評価
- ・横断歩道橋利用者への影響や横断歩道橋が横架する道路の機能への支障、第三者被害の発生等の可能性。
なお、想定する状況に対してどのような状態になる可能性があるかの技術的な評価にこれらの可能性の評価結果を反映している場合はそれがわかるように記録しておくのがよい。
- ・これら横断歩道橋の状態に関する技術的な観点での所見及び、横断歩道橋を取り巻く状況も勘案して、健全性の診断の区分の決定に考慮された措置の必要性に関する技術的観点からの見解
- ・措置の緊急性の有無
- ・状態の把握により得た情報の精度に基づく構造安全性や耐久性などの見込み違いの可能性など、詳細調査や追跡調査の必要性の有無
- ・その他、措置や次回定期点検に向けて必要に応じて記録しておくのがよい事項

点検結果の記録様式

点検記録票（総括票）

(1) 基本情報

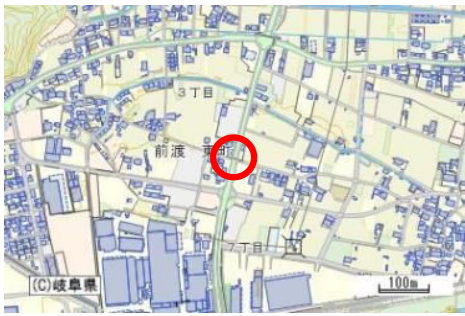
横断歩道橋詳細

横断歩道橋ID	10000000	緯度	43.53919	経度	141.51114
横断歩道橋施設名 (カナ)	〇〇歩道橋 (マルマルホドウキョウ)				
事務所	岐阜県 〇〇土木事務所				

路線・沿道情報

道路種別	主要地方道00号							
路線名	〇〇〇〇線			距離標 [km]	1.249km ~ 1.249km			
市町村_自	〇〇市			市町村_至	〇〇市			
所在地_自 (カナ)	〇〇町1丁目 (マルマルマチ1チョウメ)			所在地_至 (カナ)	〇〇町1丁目 (マルマルマチ1チョウメ)			
上下線区分	上下			緊急輸送道路種別	第二次緊急輸送道路			
路線概要	有料道路	対象外	通学路	対象外	バス路線	対象	都市計画区域	対象
	DID地区	対象外	雨量規制	対象外	冬季閉鎖	対象外	孤立集落	対象外
センサス区間番号	21400170010			車道幅員	7.000m			
通行制限区分	通行制限無し			通行制限概要	-			
積雪・寒冷地	積雪地域	対象外	寒冷地域	対象外				

点検年月日	0000年00月00日	点検員	〇〇株式会社 岐阜太郎
-------	-------------	-----	-------------

点検・補修等履歴		平面形状
〇〇年度	架設 〇〇製作所(株)	
	〇〇年度 定期点検(〇〇コンサルタント(株))	
	〇〇年度 塗装塗替え工(株)〇〇塗装	
	〇〇年度 定期点検(〇〇コンサルタント(株))	
		位置図
		

全景写真



基本情報

供用年月日（西暦）	1974年3月									
昇降部	階段	あり	スロープ	なし	押し上げ式	なし	傾斜路	なし		
エスカレータ台数	0台				エレベータ台数	0台				
立体横断箇所数	1箇所									
橋長支柱間隔	14.000m				橋長階段部投影長	36.280m				
通路部有効幅員	1.500m				階段部有効幅員	1.500m				
設計条件	横断歩道橋設計指針									
上部工構造形式/使用材料	鋼単純鉄桁橋/鋼橋				下部工基礎形式	不明				
橋脚形式	円形柱式橋脚				支承形式	鋼製支承（ ）				
桁下高	4.700m									
階段部けあげ高	0.130m				階段部踏み幅	0.310m				
踊り場設置	踊り場あり				踊り場踏み幅	1.220m				
設計荷重	3.500kN/m ²				設計基準対応年	1965年				
通路部防護柵区分	高欄				通路部防護柵高さ	1.200m				
階段部防護柵区分	高欄				階段部防護柵高さ	1.100m				
目隠し板・裾隠し板設置	目隠し板	なし	裾隠し板	なし	両側2段式手すり設置	通路部		なし	階段部	なし
視覚障害者対応	点字ブロック	なし	点字プレート	なし	有効幅員の確保	通路2.0m以上		階段1.5m以上	傾斜路なし	
落橋防止装置設置	支承部	あり	階段部	あり	落橋防止装置設計仕様	主桁と橋脚および主桁と階段の連結				
階段部フック設置	設置あり				最終塗装年度（西暦）	2011年度				
塗装補修対象	対象外				塗装色	緑系				
協定締結日（西暦）					塗装面積	409m ²				
維持管理協定締結先										

管理情報

管轄警察署	〇〇警察署	管理状態	県管理
管理状態変更日（西暦）	1974年3月20日	管理状態変更概要	
備考			

補修対策情報

部位	補修内容	数量	備考
上部工/地盤、階段部/主桁、蹴上げ	塗装塗替え（RC-Ⅲ）	10m ²	
階段部/主桁	あて板補修	13箇所	
踏み板	あて板補修	1箇所	
踏み板	舗装材の打替え	17m ²	
蹴上げ	あて板補修	1箇所	
橋台	ひびわれ充填	1m	
排水管	取替え	2箇所	
舗装	舗装材の打替え	1m ²	

所見等

1. 点検方法
・階段部は地上・梯子の併用、車道部の下部構造、上部構造は高所作業車による近接目視で実施した。

2. 横断歩道橋（全体として）の評価 活荷重C、地震A
・本橋は階段部が早期に措置を講ずるべき状態にある。よって、健全性Ⅲとした。

3. 構成要素ごとの評価
（1）下部構造：活荷重-、地震A
・PI橋脚に防食機能の劣化がある（Ⅱ）。原因は、経年劣化及び凍結防止剤の影響（通行車両の跳水）と推定した。また、A1橋台に最大幅1.0mmのひびわれがある（Ⅱ）。隅角部の被り不足が原因と推定した。いずれも、放置すると劣化が進行する可能性が高い。

（2）階段部：活荷重C、地震-
・主桁のA1橋台との取り付け部に腐食による孔開きがある（Ⅲ）。また、踏み板や蹴上げに腐食があり、一部は孔開きに至る（Ⅲ）。原因は、狭隙部による湿潤環境及び経年劣化が原因と推定した。前回点検から腐食の範囲に拡大が見られるため劣化が進行する可能性が高い。耐久性および耐荷性能が低下しているため、活荷重に対する評価をCとした。以上より、早期に耐荷性能の回復措置が必要である。

4. 特記事項
・裾隠し板Uボルトが脱落（Ⅱ）。放置すると、裾隠し板が破損し落下する可能性がある。第三者の安全性の観点から措置が必要である。

(2) 点検結果

点検部位		点検状況	対象の有無	健全性の診断			第三者被害予防			損傷の種類 （健全性Ⅱ以上の損傷を記載）	
				部位	部材	施設	異常の有無	応急措置	判定区分		
上部構造	主桁	済	有	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	無	—	—		
	横桁	済	有	Ⅰ	Ⅰ		無	—	—		
	床版またはデッキプレート	済	有	Ⅰ	Ⅰ		無	—	—		
	その他（地覆 等）	済	有	Ⅱ	Ⅱ		無	—	—	防食機能の劣化	
下部構造	橋脚	済	有	Ⅱ	Ⅱ		無	—	—	防食機能の劣化	
	橋台	済	有	Ⅰ			無	—	—		
	その他（根巻きコンクリート 等）	済	有	Ⅰ			無	—	—		
上下部接続部（支承部）		済	有	Ⅰ	Ⅲ		無	—	—		
階段部	主桁	済	有	Ⅲ			無	—	—	腐食（孔開き）、防食機能の劣化	
	踏み板、蹴上げ	済	有	Ⅲ			無	—	—	うき、剥離、腐食（孔開き） 防食機能の劣化	
	支承	済	有	Ⅰ			無	—	—		
	橋脚、橋台	済	有	Ⅰ			無	—	—	ひびわれ	
	その他（地覆 等）		無			無	—	—			
その他の接続部（上部構造と階段部の接続部、フック等）		済	有	Ⅰ	Ⅱ	無	—	—			
その他	落橋防止構造	済	有	Ⅰ		無	—	—			
	排水受け	済	有	Ⅰ		無	—	—			
	排水管	済	有	Ⅱ		無	—	—	腐食（孔開き）、防食機能の劣化		
	排水樋		無			無	—	—			
	落下物防止柵		無			無	—	—			
	高欄	済	有	Ⅰ		無	—	—			
	照明施設	済	有	Ⅰ		無	—	—			
	道路標識		無			無	—	—			
	その他（舗装（通路部）、手すり、目隠し板、裾隠し板 等）	済	有	Ⅱ		無	—	—	うき（舗装）、 Uボルトの脱落（裾隠し版）		
上記の点検部位の他に重大事故（落下、倒壊等）に繋がる損傷発見の有無		無 ※「有」の場合、点検記録票（損傷記録票）に記載									
その他特記事項											

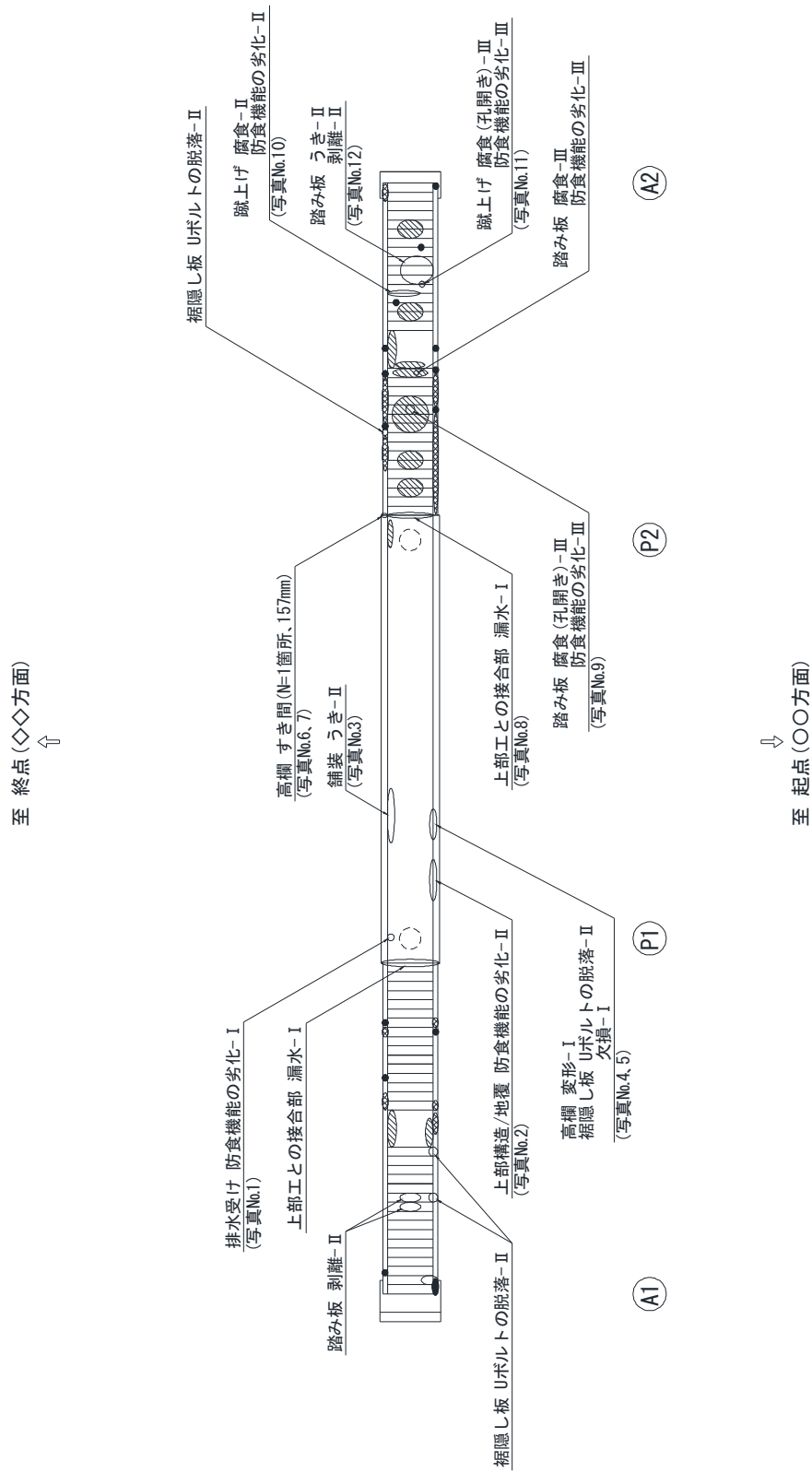
注 1： 点検状況欄には、点検状況を「済」「未」「外」で記載

「外」とは、横断歩道橋の利用者及び第三者への被害が想定されない箇所のため、点検対象外であることを示す。「未」の場合、「点検予定票」を作成

注 2： 対象の有無欄には、対象施設の有無を、「有」「無」で記載

損傷マップ(その1)

対象: 地覆、上部工との接続部、踏み板、蹴上げ、地覆、排水受け、高欄、落下防止柵、照明施設、道路標識、舗装、手すり、目隠し板、裾隠し板



■特記事項

・高欄の縦さん間隔が、道路設計要領で標準としている15cmを超える箇所が見られる(写真No.6, 7)。

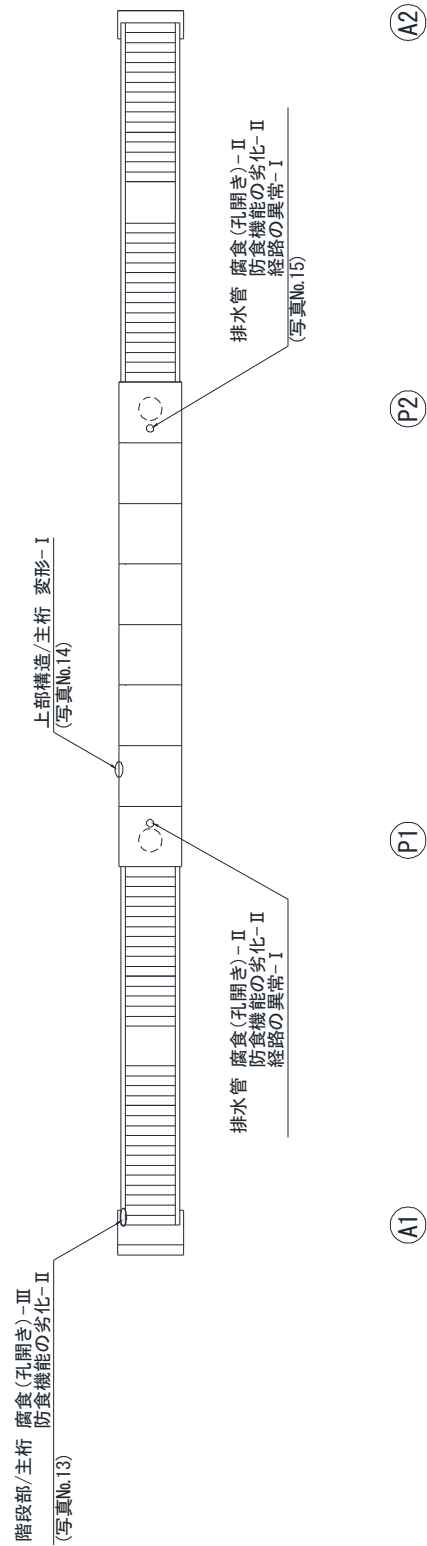
■同じ損傷が多い場合の旗上げ略記の凡例

- ひびわれ
- うき
- 腐食
- 腐食(孔開き)

損傷マップ(その2)

対象：主桁、横桁、床版またはデッキプレート、落橋防止構造、排水管、排水管樋

至終點(◇◇方面) ↑



↓
至起点(○○方面)

■特記事項

■ 同じ損傷が多い場合の旗上げ略記の凡例

— : ひびわれ

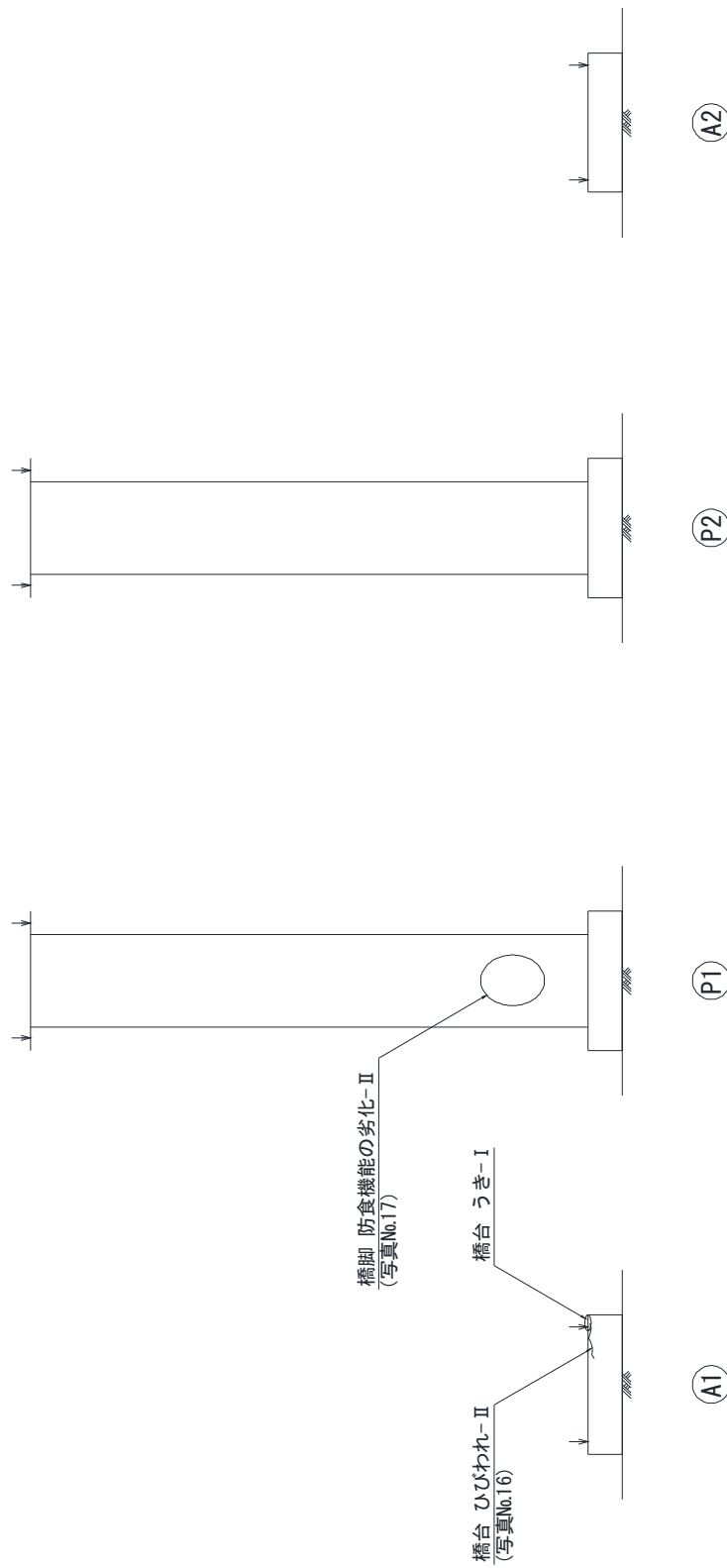
此
 乃
 ..
 〇

腐食

●：腐食(孔開老)

損傷マップ(その3)

対象：橋脚、根巻きコンクリート、橋台



■特記事項

■ 同じ損傷が多い場合の旗上げ略記の凡例

—y: びびわれ

此
 乃
 ..
 〇

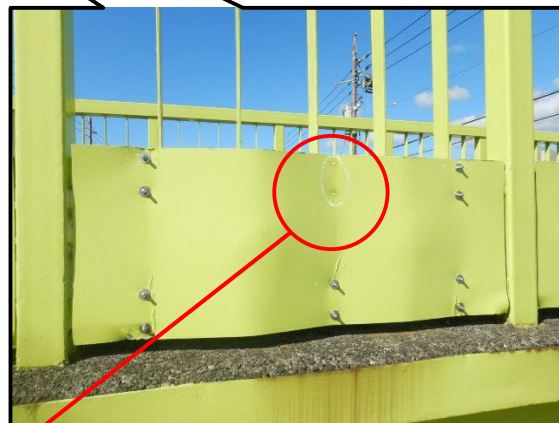
腐食
..


●：腐食(孔開老)

点検記録票（損傷記録票）

点検対象	〇〇歩道橋
管理番号	10000000

N o .	001		
対象部位	裾隠し板		
損傷の種類	Uボルトの脱落		
応急措置	実施	実施内容	被覆番線による固定
	未実施	できなかった理由	
		実施予定時期	
		実施予定内容	



Uボルトの脱落

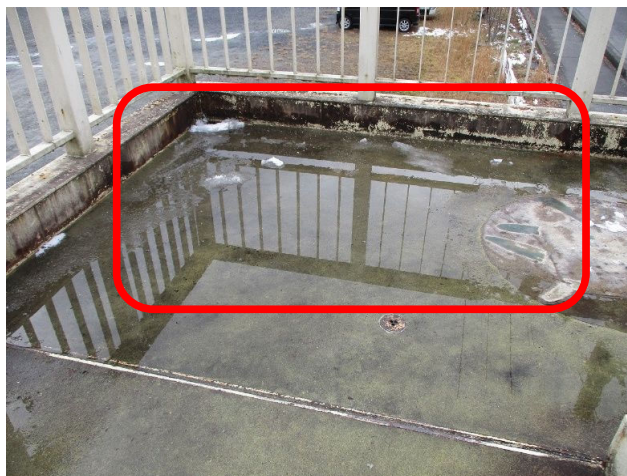


被覆番線による固定

点検記録票（損傷記録票）

点検対象	〇〇歩道橋
管理番号	10000000

N o.	1		
対象部位	踏み板		
損傷の種類	滞水（舗装の凹凸）		
応急措置	実施	実施内容	
	未実施	できなかった理由	容易に実施できないため
		実施予定時期	未定
		実施予定内容	舗装打替え



点検記録票（点検予定票）

点検対象	〇〇歩道橋
管理番号	10000000

No.	001		
対象部位	上部構造/横桁・床版、落橋防止構造		
損傷の種類	点検不可		
応急措置	実施	実施内容	
	未実施	できなかった理由	化粧板が設置されているため。
		実施予定時期	
		実施予定内容	

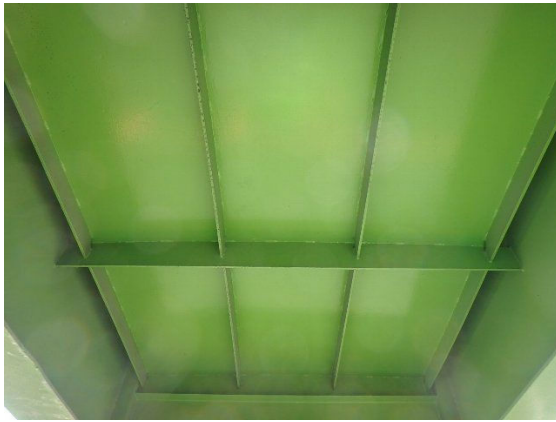


上部構造



階段部

状況写真台帳

NO. 1	上部構造／主桁	NO. 2	上部構造／横桁
			
NO. 3	上部構造／床版またはデッキプレート	NO. 4	上部構造／地覆
			
NO. 5	下部構造／橋脚 (P1)	NO. 6	下部構造／橋脚 (P2)
			
NO. 7	下部構造／支承 (A1)	NO. 8	下部構造／支承 (P1)
			

状況写真台帳

N0. 9	下部構造／支承 (P2)	N0. 10	下部構造／支承 (A2)
			
N0. 11	下部構造／根巻きコンクリート (P1)	N0. 12	下部構造／根巻きコンクリート (P2)
			
N0. 13	階段／上部工との接合部 (P1側)	N0. 14	階段／上部工との接合部 (P2側)
			
N0. 15	階段部／主桁	N0. 16	階段部／踏み板
			

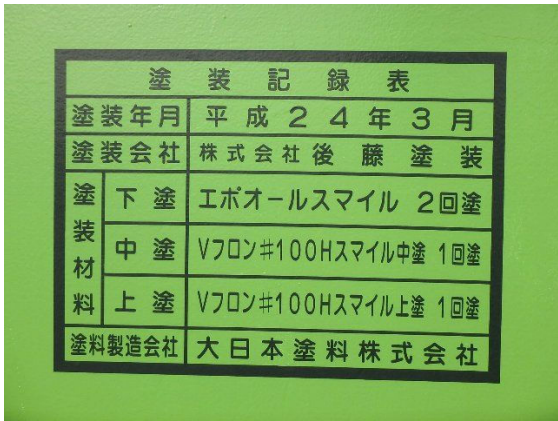
状況写真台帳

NO. 17	階段部／蹴上げ	NO. 18	階段部／地覆
		該当なし	
NO. 19	階段部／橋台 (A1)	NO. 20	階段部／橋台 (A2)
			
NO. 21	その他／落橋防止 (P1)	NO. 22	その他／落橋防止 (P2)
			
NO. 23	その他／排水管	NO. 24	その他／排水樋
		該当なし	

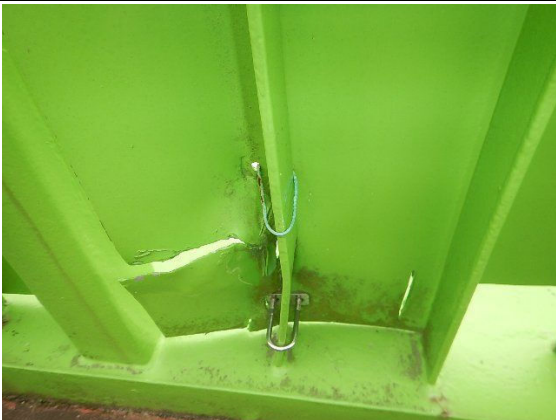
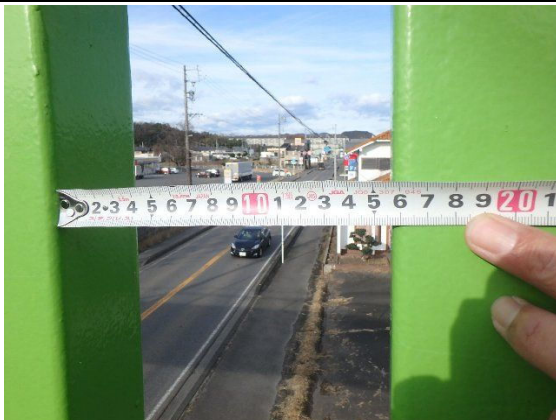
状況写真台帳

NO. 25	その他／排水受け(通路部)	NO. 26	その他／排水受け(階段部)
		該当なし	
NO. 27	その他／高欄	NO. 28	その他／落下物防止柵
		該当なし	
NO. 29	その他／照明施設	NO. 30	その他／道路標識
		該当なし	
NO. 31	その他／舗装	NO. 32	その他／手すり
			

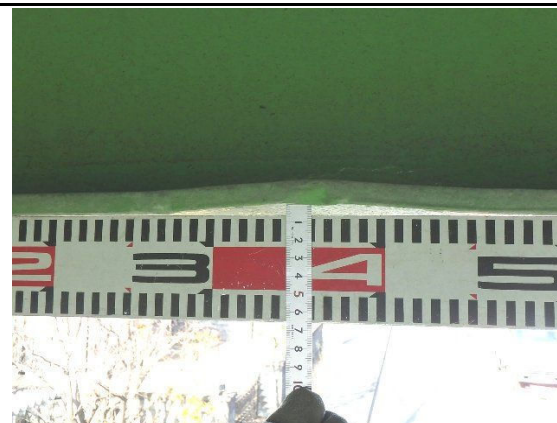
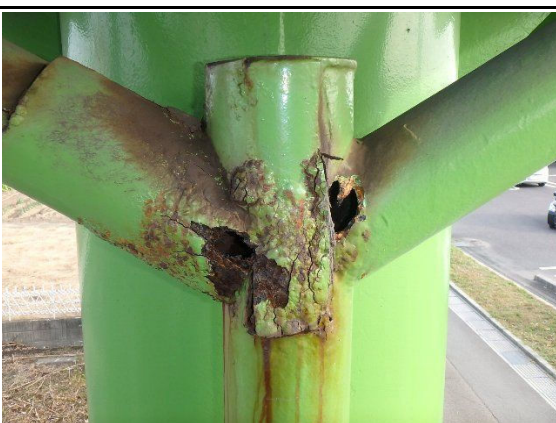
状況写真台帳

NO. 33	その他／目隠し板	NO. 34	その他／裾隠し板
該当なし			
NO. 35	その他／（現地で確認したもの） 信号機	NO. 36	その他／（現地で確認したもの） 橋歴板
該当なし			
NO. 37	その他／（現地で確認したもの） 塗装履歴	NO. 38	-
		余白	
NO. 39	-	NO. 40	-
余白		余白	

損傷写真台帳

NO. 1	その他／排水受け	NO. 2	上部構造／地覆
			
NO. 3	その他／舗装	NO. 4	その他／高欄
			
NO. 5	その他／裾隠し板	NO. 6	その他／高欄
			
NO. 7	その他／高欄	NO. 8	階段／上部工との接合部
			

損傷写真台帳

NO. 9	階段部／主桁	NO. 10	階段部／蹴上げ
			
NO. 11	階段部／蹴上げ	NO. 12	階段部／踏み板
			
NO. 13	階段部／主桁	NO. 14	階段部／主桁
			
NO. 15	その他／排水管	NO. 16	階段部／橋台
			

損傷写真台帳

NO. 17	下部構造／橋脚	NO. 18	
			
		余白	
NO. 19		NO. 20	
余白		余白	
NO. 21		NO. 22	
余白		余白	
NO. 23		NO. 24	
余白		余白	

横断歩道橋名・所在地・管理者名等

点検DB登録用

横断歩道橋名	路線名	所在地	設置位置	緯度	経度	施設ID
横断歩道橋 (フリガナ) マルマルポトウキョウ	一般県道 〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町1丁目	緊急輸送道路	緯度	経度	43.53919 141.51114
管理者名	代替路の有無	有	二次	占有物件(名称)		
岐阜県 〇〇土木事務所				-		

横断歩道橋毎の健全性の診断	横断歩道橋諸元			
告示に基づく健全性の診断の区分	架設年度	橋長	通路幅員	横断歩道橋形式
Ⅲ	1973	14.0	1.5	鋼単純鈑桁橋、円形柱式橋脚、基礎形式不明

※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果		定期点検実施年月日	0000年00月00日	定期点検者	〇〇株式会社	岐阜太郎
横断歩道橋 (全体として)	活荷重	想定する状況				
	地震	その他				
	C	A	()	()	()	()
	A	写真番号	-	写真番号	()	写真番号
	-	写真番号	A	写真番号 1,2	()	写真番号
	-	写真番号	A	写真番号	()	写真番号
	C	写真番号 3,4	-	写真番号	()	写真番号
	-	写真番号	-	写真番号	()	写真番号
その他の接続部	-	写真番号	-	写真番号	()	写真番号
その他(フェールセーフ)	-	写真番号	A	写真番号	()	写真番号

全景写真(起点側、終点側を記載すること)



特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

施設ID		43.53919.141.51114	定期点検実施年月日	0000年00月00日	定期点検者	〇〇株式会社	岐阜太郎
該当部位	特定事象の有無 (有もしくは無)			健全性の診断の区分の前提			
	塩害	防食機能の低下	その他				
上部構造		無	—	—		—	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)
下部構造	有	有	—	—		—	
上下部接続部	無	無	—	—		—	
階段部	無	有	—	—		—	
その他の接続部	—	—	—	—		—	
その他(フェールセーフ)	無	無	—	—		—	

所見	1. 点検方法
	・階段部は地上・梯子の併用、車道部の下部構造、上部構造は高所作業車による近接目視で実施した。 2. 横断歩道橋(全体として)の評価 活荷重C、地震A ・本橋は階段部が早期に措置を講ずるべき状態にある。よって、健全性Ⅲとした。 3. 構成要素ごとの評価 (1) 下部構造：活荷重-、地震A ・P1橋脚に防食機能の劣化がある(Ⅱ)。原因は、経年劣化及び凍結防止剤の影響(通行車両の跳水)と推定した。また、A1橋台に最大幅1.0mmのひびわれがある(Ⅱ)。隅角部の被り不足が原因と推定した。いずれも、放置すると劣化が進行する可能性が高いため、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい。現時点では耐久性が低下しているが、損傷箇所は局所的であり橋全体での耐力性能に問題は無い。次回点検時まで何らかの変状が生じる可能性は低い。地震に対する評価をAとした。 (2) 階段部：活荷重C、地震- ・主桁のA1橋台との取り付け合い部に腐食による孔開きがある(Ⅲ)。また、踏み板や蹴上げに腐食があり、一部は孔開きに至る(Ⅲ)。原因は、狭隘部による湿潤環境及び経年劣化が原因と推定した。前回点検から腐食の範囲に拡大が見られるため劣化が進行する可能性が高い。耐久性および耐力性能が低下しているため、活荷重に対する評価をCとした。以上より、早期に耐力性能の回復措置が必要である。 4. 特記事項 ・裾隠し板Uボルトが脱落(Ⅱ)。放置すると、裾隠し板が破損し落下する可能性がある。第三者の安全性の観点から措置が必要である。

参考資料－１ 使用性に関わる障害の例と標準補修工法

横断歩道橋は道路や鉄道を跨ぎ、特に小中学校の通学路に多く設置されていることから、桁下を利用する第三者に対する被害を予防する措置の必要性が高く、異常または損傷を早期に発見して対策を実施することが、施設を安全かつ快適に利用できるようにするため必要である。

横断歩道橋は一般の道路橋に比べて薄い鋼板で構成されるため、腐食による板厚減少や車両衝突による変形が生じやすい。また生じる劣化や損傷は、日当たりや風通しなどそれぞれの横断歩道橋の置かれた環境によってその程度や部位がさまざまである。加えて建設省の標準図集が制定される前に整備された横断歩道橋や景観仕様で化粧板等が付加された横断歩道橋も多く、さまざまな種類の詳細構造が用いられている。そのため損傷の程度や周辺部材の構造、桁下の交通状況から受ける補修作業空間の制約など、個別の歩道橋、個別の損傷に応じた補修対策の選定が必要である。

ここでは使用性に関わる損傷の代表的な事例を示すとともに、これまでに用いられてきた補修工法についていくつか例示し、その工法の採用における留意点を示す。

１．主桁	変形、亀裂
２．階段	腐食
３．高欄	腐食
４．地覆（主桁部）	腐食
５．舗装	ひび割れ・はく離
６．橋脚	腐食

1. 主桁

主桁の変形や亀裂、破断は車両の衝突に起因するものが一般的である。衝突の位置や衝撃の大きさによって主桁だけでなく横構や補剛材、床版面などの周辺部材にも鋼板や溶接部の亀裂（割れ）や塑性変形が及んでいる場合もあるため、亀裂による主桁部材の断面欠損の有無や範囲、鋼材の塑性変形の程度や範囲について十分に調査・評価した上で補修の詳細設計や施工を行わなければならない。

また、補修工事の際の切断や孔明け、溶接、矯正用の加熱等についても、耐荷力や全体形状のほか、利用者の安心感に影響を及ぼすことについて、十分に留意する必要がある。

i. 下フランジの大きな変形、亀裂

下フランジに主桁耐荷力を低下させるような大きな変形や亀裂が生じた場合には、「(1) 塑性変形が生じた範囲を切除して新規部材に置き換え、元の形状に戻す方法」と、「(2) バイパス部材もしくは補強部材を損傷した部材とは別形状で取り付ける方法」のいずれかが考えられる。

以下に各々の方法に係る留意点を示す。

(1) 塑性変形が生じた範囲の切除および新規部材の取付け

補修工事において、下フランジの塑性変形が生じた範囲を切除したことにより、片側の路面高さが 1cm 近く下がり、歩道面の横断勾配がねじれてしまい、所定の補修後完成高さに収めるために仮受けベントによる仮設の設置が必要となった事例もある。よって、補修作業時における主桁耐荷力の不足や使用上有害な変形をできるだけ生じさせないようにするため、計画段階から耐荷力や変形量に着目して仮設機材を含めた検討を行い、施工計画を策定する必要がある。

○損傷範囲が主桁下フランジと腹板まで及んでいる場合

損傷範囲が主桁下フランジと腹板まで及んでいる場合は、下フランジ損傷部を撤去・新設し、腹板の変形進行防止のためのリブを設置するのが良い。

損傷範囲が腹板まで及んでいる場合は、腹板を切除することで腹板にかかっている応力により想定できない大きな変位が生じる可能性が高いことから、腹板は切除せずに変形進行防止のリブを設置する必要がある。

※主桁部補修要領図（その 1）参照

○損傷範囲が主桁下フランジのみの場合

損傷範囲が主桁下フランジのみで腹板の変形が小さい場合は、施工中の変形進行防止のための補強プレートを設置後、下フランジ損傷部を撤去・新設するのが良い。

腹板の変形が小さい場合でも、腹板に応力がかかっている状態が考えられるため、下フランジの塑性変形部の切除時においては、あらかじめ腹板の変形進行防止のための補強プレートを設置する必要がある。補強プレートの設置位置は、取り付け溶接が可能で、他の部材と干渉しないできるだけ下フランジに近い位置に設置するのが良い。

※主桁部補修要領図（その 2）参照

(2) バイパス部材および補強部材の取付け

塑性変形が生じた範囲の切除にともない、想定できない大きな変位が生じる可能性がある場合は、塑性変形部を切除せずにバイパス部材もしくは補強部材を損傷した部材とは別形状で取り付ける方法が良い。この場合でも(1)と同様、作業内容によっては、補修作業時における主桁耐荷力の不足や使用上有害な変形をできるだけ生じさせないようにするための注意が必要である。

以下に代表的な損傷写真を添付する。



下フランジの大きな変形、亀裂

ii. 下フランジの軽微な変形

建築限界を侵さない小さな変形で、それにとまなう耐荷力低下がほとんどないと判断される場合には、変形の部位や形状寸法により塗装損傷部の再塗装を除いてそのまま存置することが望ましい。ただし、利用者に不安感を与える等の理由により何らかの対策を行う場合は、「(1)加熱矯正による方法」と「(2)変形の進展を拘束するリブを追加する方法」がある。

以下に各々の方法に係る留意点を示す。

(1) 加熱矯正

加熱矯正は車両衝突等の外力により塑性伸びを生じた鋼材に拘束、加熱、冷却を適切に行うことでそれを収縮させる作業であるため、加熱矯正では全くの平坦な状態に戻すことが困難である。このことを認識したうえで無理のない計画を行う必要がある。

また、作業要領や工程が不適切な場合には、矯正時の過熱により鋼板の収縮が大きくなり、歩道面がねじれるなど、使用上の不具合が発生することや、ジャッキの反力受け点側の健全な部材に塑性変形が生じてしまった事例があるため、作業時における損傷部以外の変形にも配慮して計画し、熟練者の指導の下で現場施工を行う必要がある。

※主桁部補修要領図（その3）参照

(2) 変形の進展を拘束するリブの取付け

変形部の形状矯正を行わない場合、変形の進展を拘束するリブを追加することも有効であり、また、バイパス部材や補強部材の付加などと同様に、余計な残留応力の付加や変形の増加の心配がないため、今後の点検における過剰な損傷判断を避けるためにも有効である。

※主桁部補修要領図（その4）参照

以下に代表的な損傷写真を添付する。

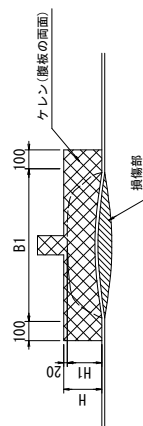


下フランジの軽微な変形

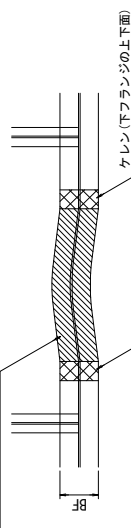
主桁部 補修要領図(その1)

(下フランジの亀裂、破断の場合)

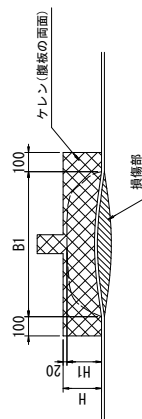
1. 現場溶接による新規下フランジの取付



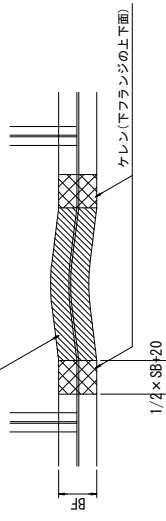
腹板と下フランジ溶接の除去
及び下フランジ撤去(切断)



2. 高カボルト接合による新規下フランジの取付



腹板と下フランジ溶接の除去
及び下フランジ撤去(切断)

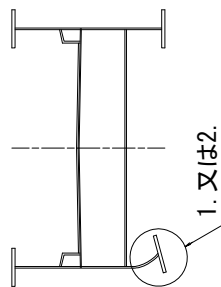


- 足場、支保工の設置
- 腹板と下フランジのスミ肉溶接の除去
- フランジの損傷部のガス切断
- 切断面の処理
- ケレン(表面処理)
- 新規下フランジの取付(現場溶接、高カボルト接合)
- 腹板変形防止リブの取付(現場溶接)
- 現場塗装

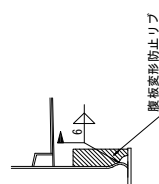
※B1、Hは、構構区間とする。
※B1は、100以上とし腹板の変形高+20とする。
※板厚tは、現場の板厚と同等とする。

一般図

断面図

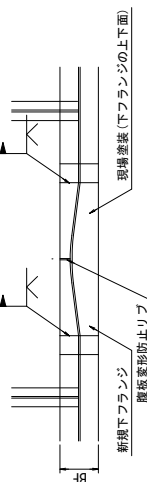


断面図

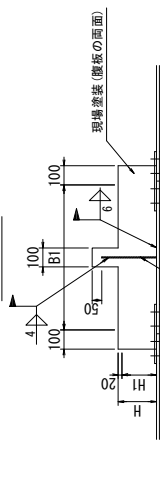


腹板変形防止リブ

平面図

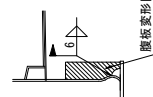


側面図



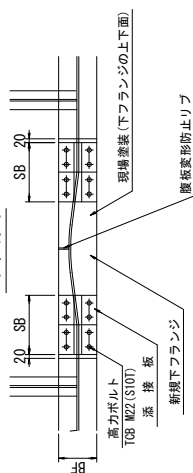
平面図

断面図



腹板変形防止リブ

平面図



腹板変形防止リブ

主桁部 補修要領図(その2)

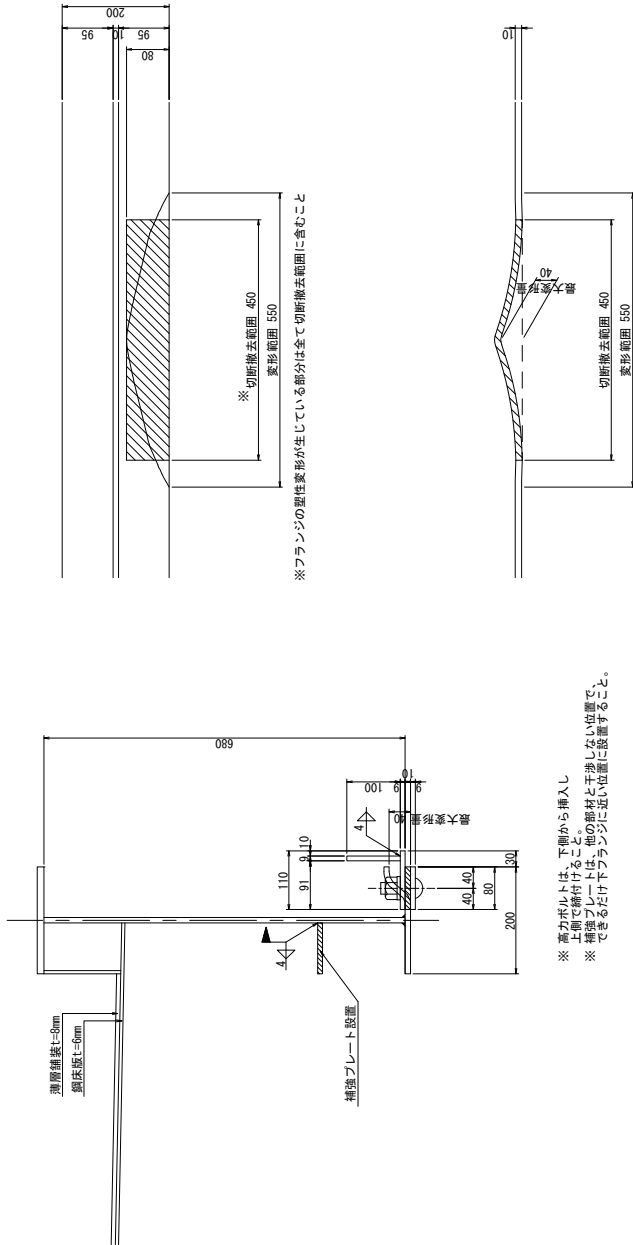
(下フランジの変形の場合)

※腹板の変形が小さい場合

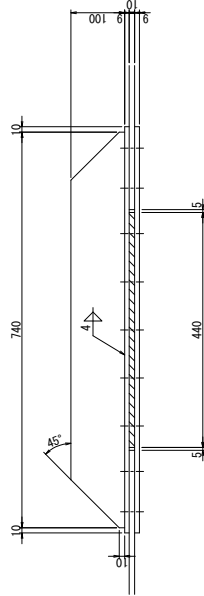
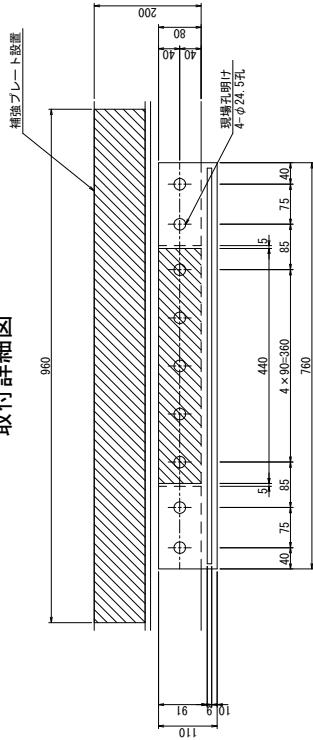
主桁補修図

1 - 1

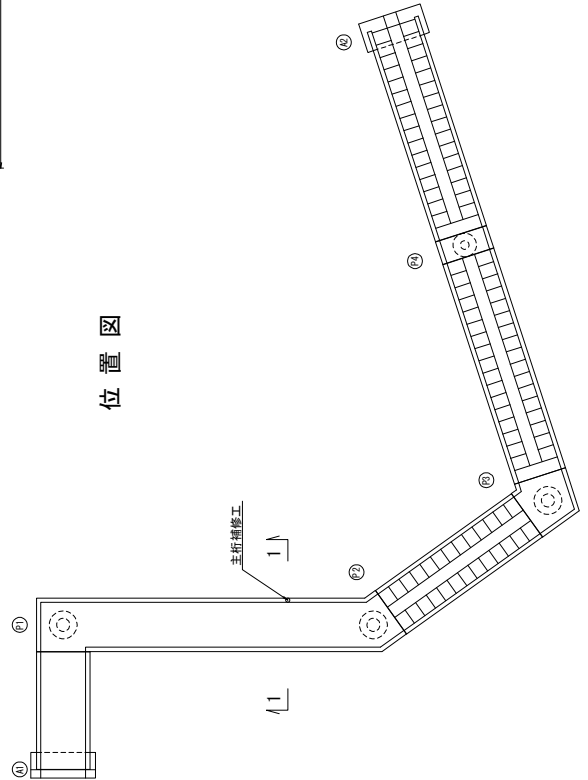
切断・撤去範囲



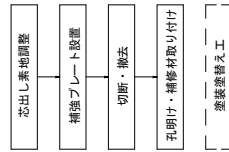
取付詳細図



位置図



主桁補修施工手順

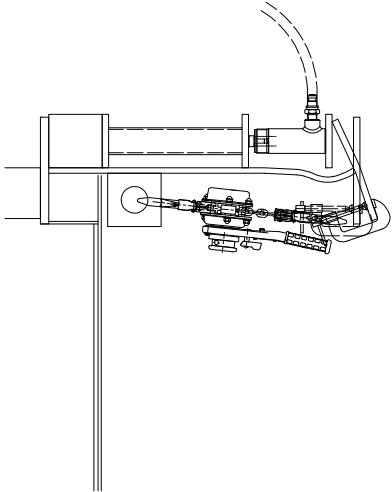


- 〔注記〕
1. 現場施工にあたっては現地計測を行い、寸法の決定を行うこと。SM400とする。
 2. 特記など材質は、材質に鋼材検査証明書で化
 3. 塗装の塗り、また、溶接施工は溶接により
 4. 新設材の塗装は塗装塗替え工で計上する。

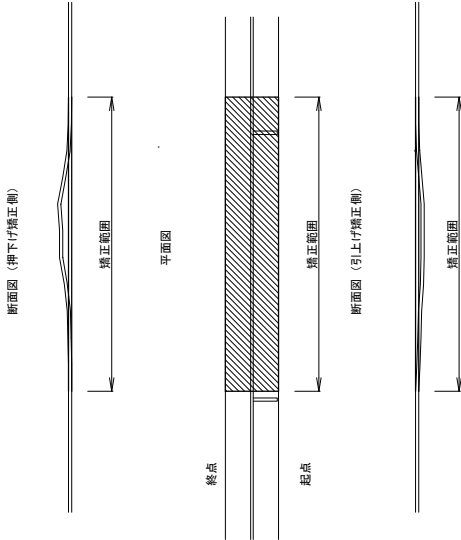
主桁部 補修要領図(その3)
(下フランジの変形の場合)
※変形量が小さい場合

主桁補修図

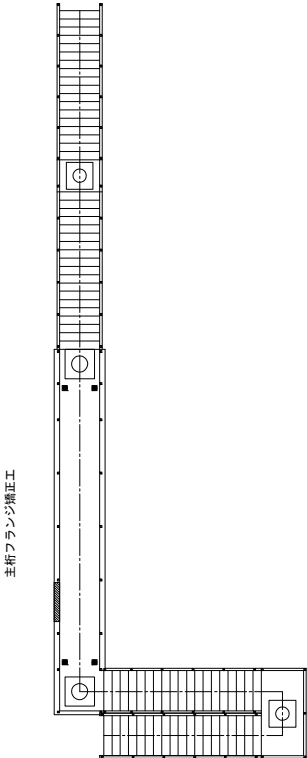
＜引上げ矯正側＞ ＜押下げ矯正側＞



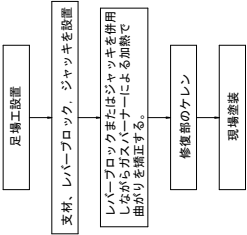
1. レバーブロック及びジャッキの延長方向設置間隔は矯正の状況に応じて適宜設置を行うこと。
2. 支材の寸法は使用するレバーブロック及びジャッキに応じて適宜サイズを変更すること。
3. ジャッキによる反力が床に集中し、上フランジが変形しないよう配慮すること。
(上図は拘束を用いた例)
4. 加筋矯正でフランジを完全に元の平らな状態まで矯正するのは困難である。



平面図



主桁補修施工手順



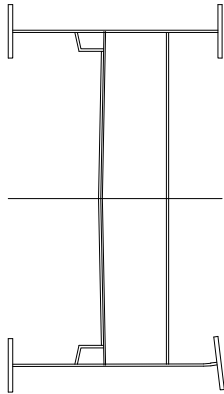
《注記》
1 製作、施工はすべて現地再計測後とする。

主桁部 補修要領図(その4)

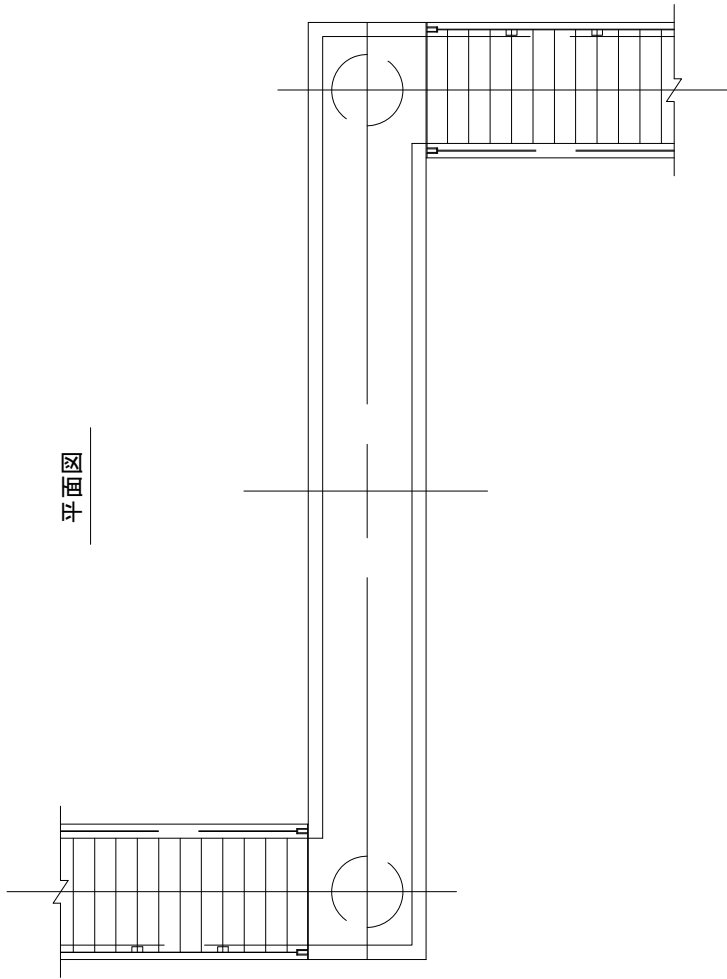
(下フランジの変形の場合)
※変形量が小さく本体を矯正しない場合

一般図

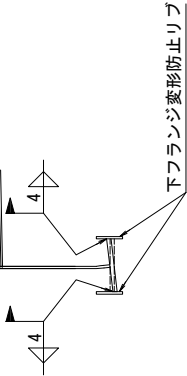
断面図



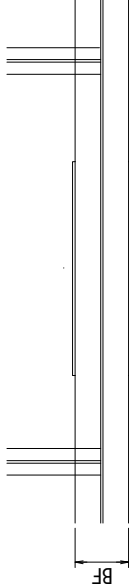
平面図



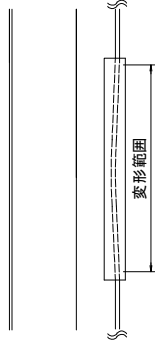
断面図



平面図



側面図



平鋼を取り付けることにより、フランジの変形が拘束されるとともに、今後の点検において対策済みの判断が現場でき、利用者の不安解消の効果も期待できる。

2. 階段

階段部材では、腐食損傷位置（さびによる断面欠損や空隙欠損）は地覆部とステッププレートのコーナー部に集中している。また、この腐食の範囲は部分的に発生しているものから広範囲に連続的な広がりを呈している。このため、ここでは部分的な損傷に対する補強方法を提案することとし、広範囲の損傷箇所に対しては、詳細設計時に階段桁全部材の取替え案（階段桁の新設）も計画したうえで比較を行ない、工法を決定する必要がある。

なお、階段桁を取り替える計画を行なう場合には、新設桁案と既設階段桁を工場へ搬入し極力多くの部材を再利用する案を比較し決定すること。

補修方法（現場での補修）は下記の2部位に着目してそれぞれ計画している。

- i .階段部地覆板の鋼板取替え補修
- ii .蹴上げ、踏み板の鋼板取替え補修

以下に損傷写真を示し、次ページに階段補修要領図を添付する。



階段部地覆の腐食



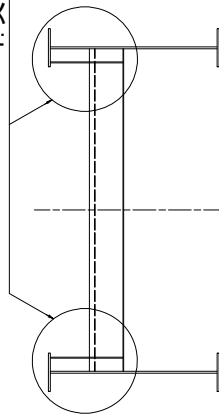
階段蹴上げ、踏み板の腐食

階段部 補修要領図(その1)

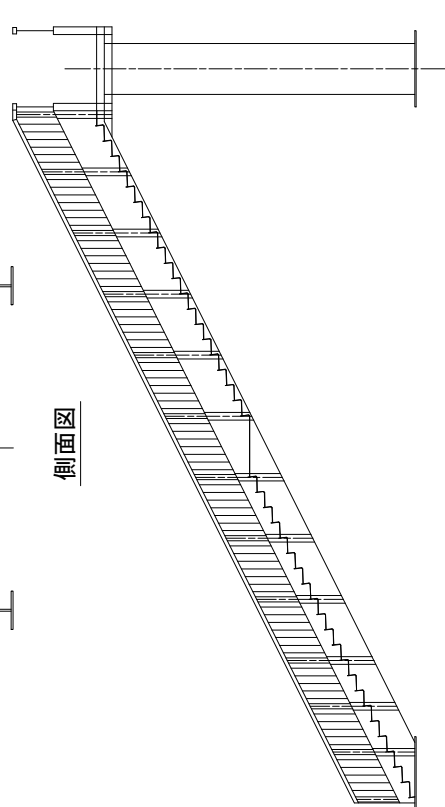
一般図

断面図

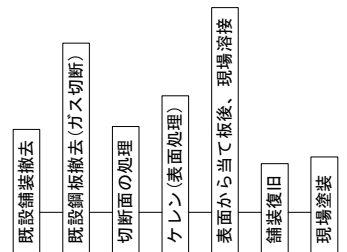
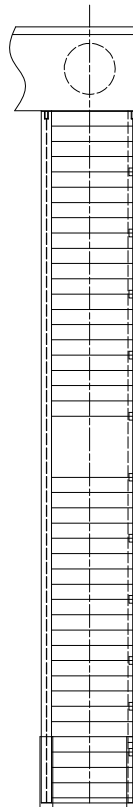
1. 又は2.



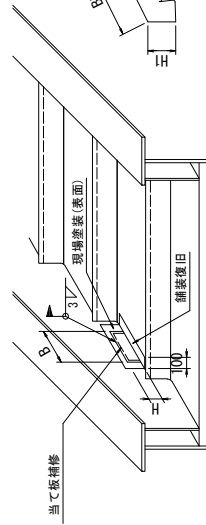
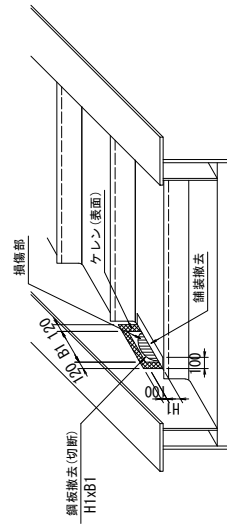
側面図



平面図

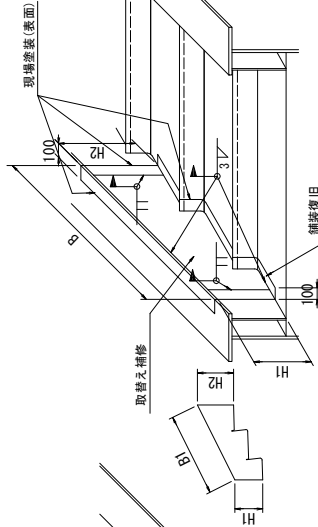
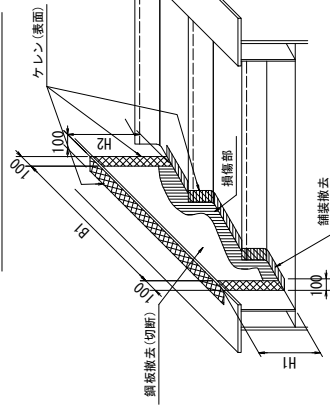


1. 地覆表面からの部分的な当て板補修



※B=B1+40、H=H1+20とする。
※板厚tは、現物の板厚と同等以上とする。

2. 地覆板の取替え補修



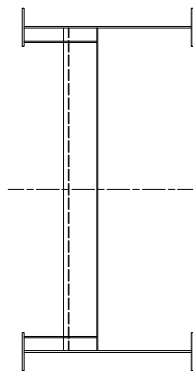
※B=B1+200とする。
※板厚tは、現物の板厚と同等以上とする。

注記)
地覆内に水が溜まっている事を確認後、密閉構造としてから施工の事。

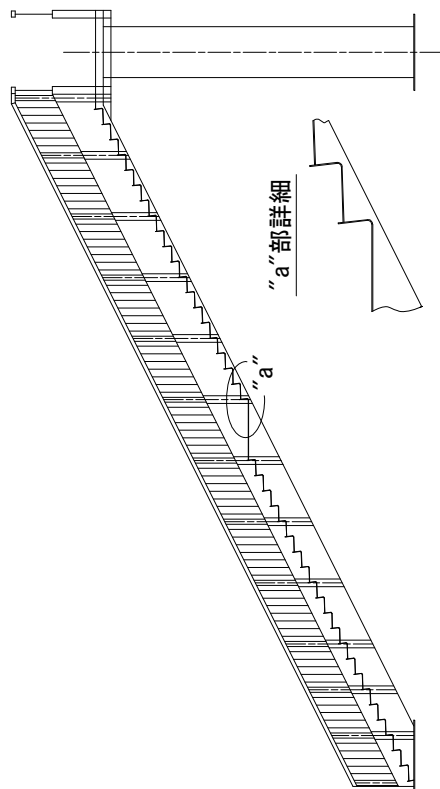
階段部 補修要領図(その2)

一般図

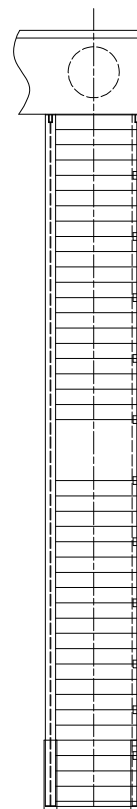
断面図



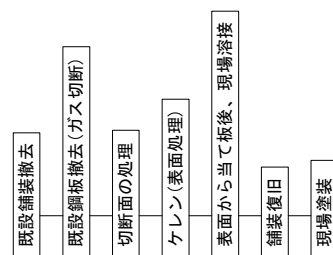
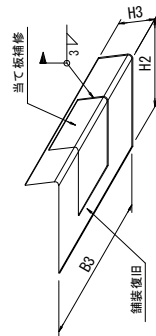
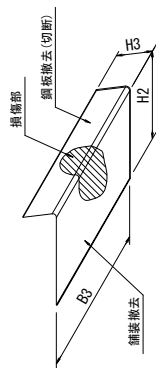
側面図



平面図



蹴上げ部、踏み板、踊り場の補修



注記)
板厚tは、現物の板厚と同等以上とする。

3. 高欄

高欄部に発生している損傷は、高欄支柱基部、笠木（トップレール）と飾板下端に集中している。これらは滞水によるさびの発生から腐食あるいは破断に至ったものと推定される。

ここでは上記3箇所の部分的な補修方法を計画している。なお、腐食の範囲が広い場合には、1 パネルを取り替える案も考えられる。

これらの補修と併せて水が滞水しない構造、防錆の確保が重要である。

高欄支柱、飾板の下端は塗膜厚不足にならないように塗装を行う。さらに、腐食しやすい下端部だけ、部分的に塗装の1層増し塗りを行なうなどの対応が有効と考えられる。

以下に損傷写真を示し、次ページに高欄補修要領図を添付する。



笠木の腐食



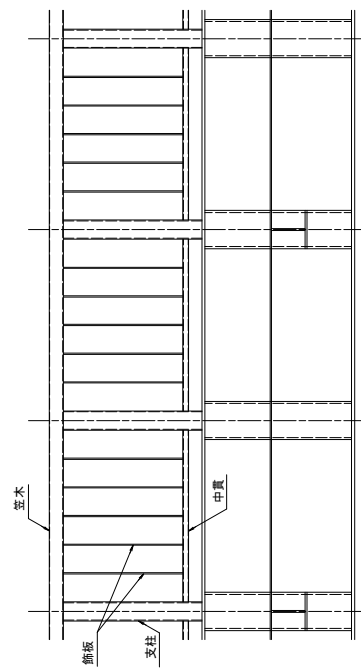
支柱、中貫および飾板の腐食



中貫の腐食

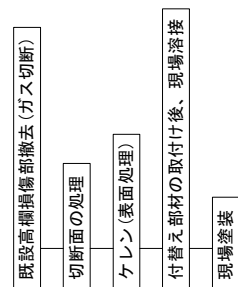
圖
般
一

側面図



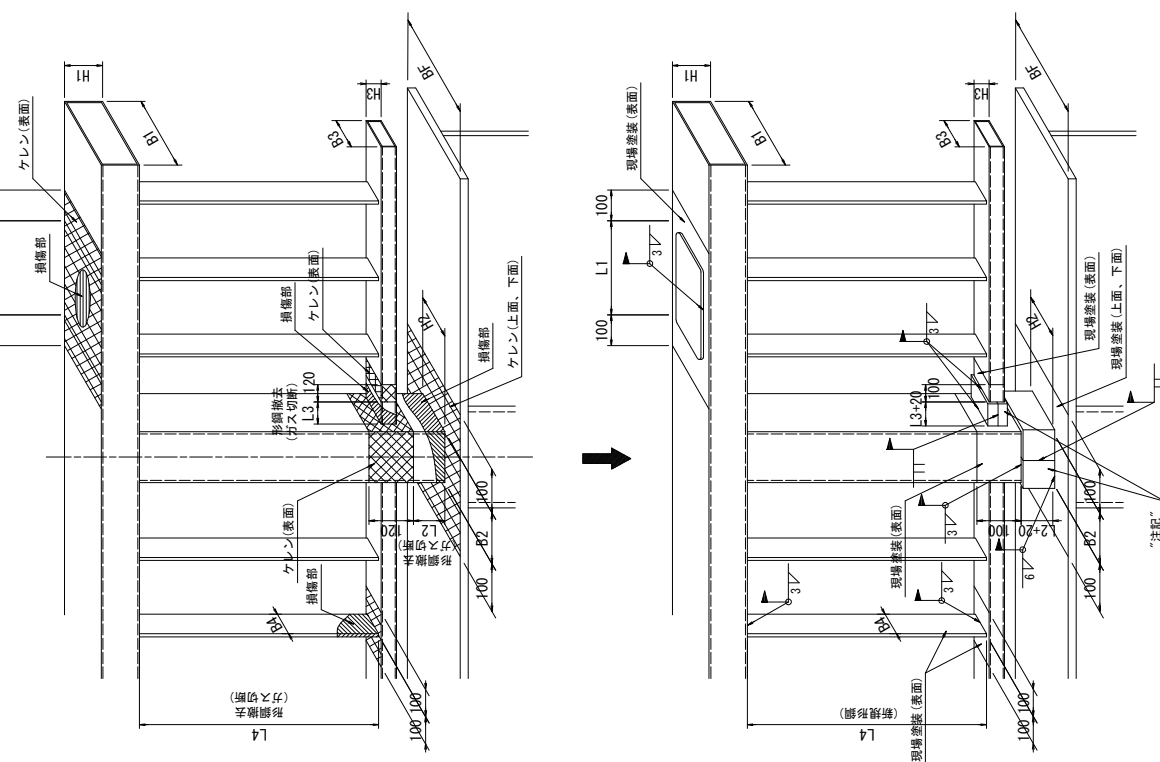
平面図

既設高欄損傷部撤去(ガス切断)



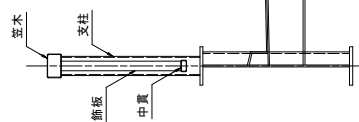
高欄部 補修要領図(その2)

圖
般
一

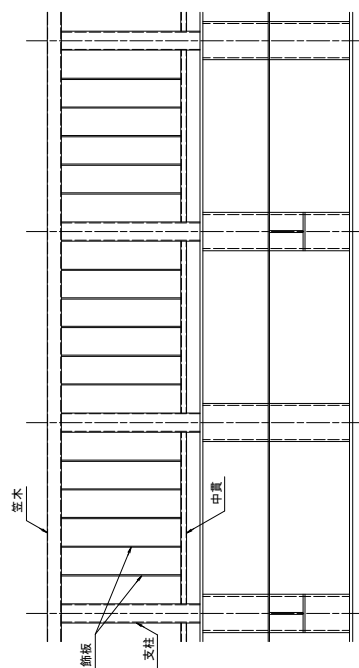


（注記）高欄構材より1ランク大きいサイズの形鋼を半割りして使用するか、鋼板をコの字形に加工して、両側から挟む。

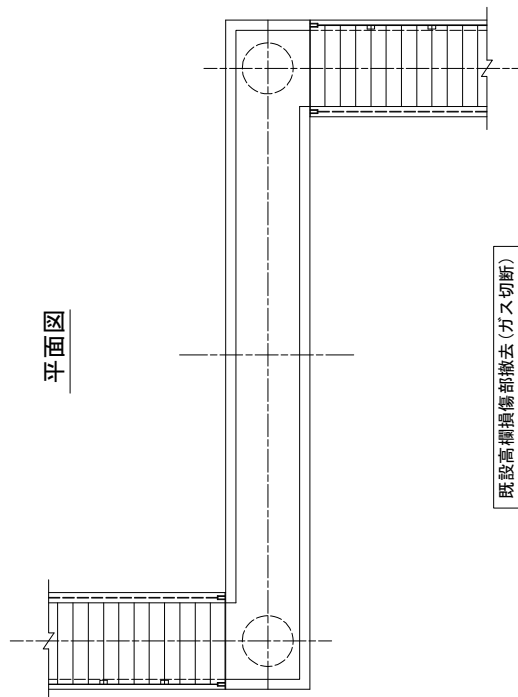
断面図



側面図



平面图



4. 地覆

主桁通路部の地覆プレートに発生している腐食損傷は、排水管の詰まりや排水勾配が十分確保されていないなどの構造上の欠陥（排水性不良）から、さびによる断面欠損やさらに進行して空隙欠損を生じさせているものと推定される。

ここでは、損傷規模に併せて次の2案を示す。

- i 地覆表面からの部分的な当て板補修
- ii 地覆表面からの連続的な当て板補修

なお、この地覆補修計画に際しては路面（舗装）の補修、排水装置の見直し、水抜きパイプの追加や地覆プレートへの重防食塗装など、腐食の要因排除や防食性能の向上も併せて総合的に行なう必要がある。また、詳細設計時には、腐食が進行して主桁部材（腹板）へ至っていないか確認する必要がある。

以下に損傷写真を示し、次ページに地覆部補修要領図を添付する。



地覆表面からの部分的な腐食

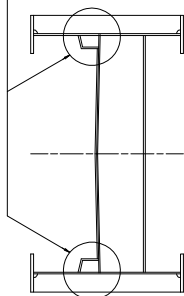


地覆表面からの連続的な腐食

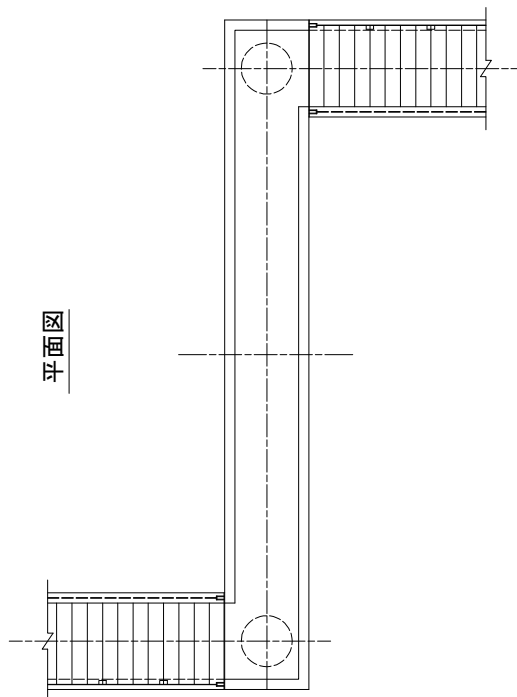
通路地覆部 補修要領図

一般図

1. 又は2.

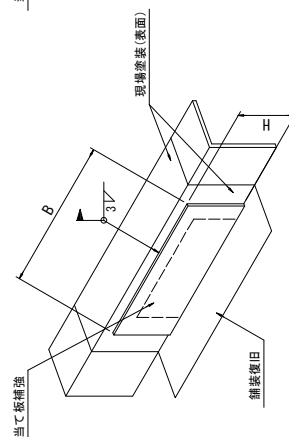
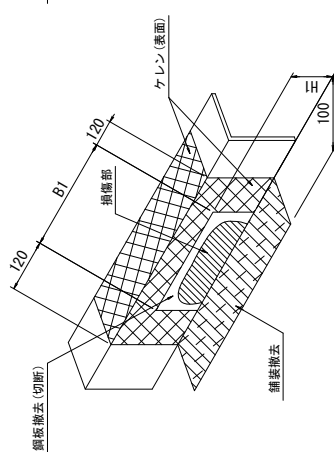


平面図

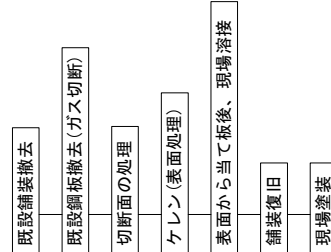


腐食内容

1. 地覆表面からの部分的な当て板補修

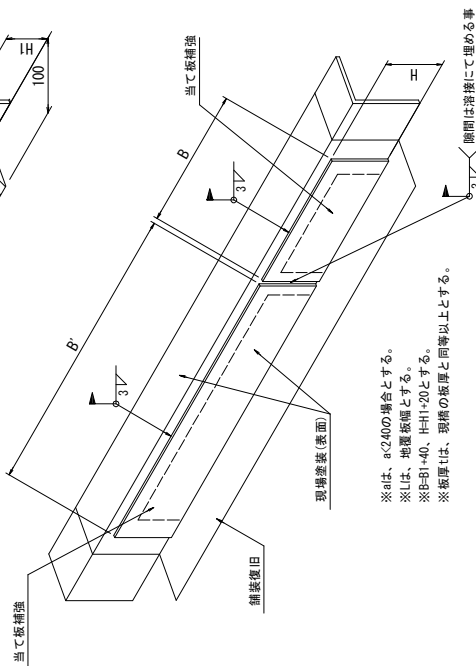
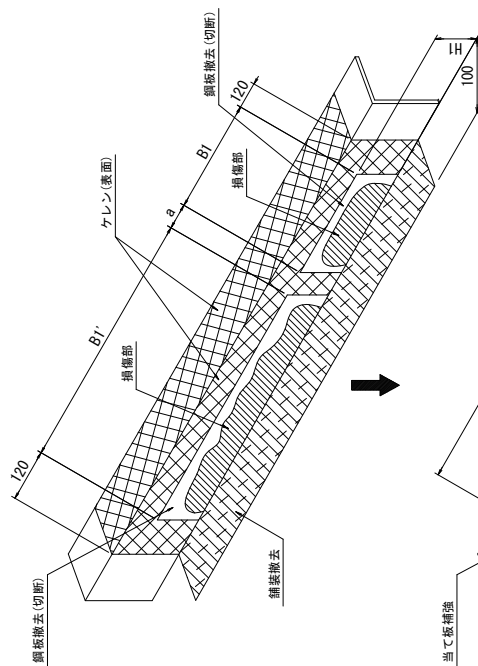


※Lは、地覆幅とする。
※B-B1+40、H-H1+20とする。
※板厚tは、現場の板厚と同等以上とする。



注記
地覆内に水が溜まっている事を確認後、密閉構造としてから施工の事。

2. 地覆表面からの連続的な当て板補修



※aは、a<240の場合とする。
※Lは、地覆幅とする。
※B-B1+40、H-H1+20とする。
※板厚tは、現場の板厚と同等以上とする。

※板厚tは、現場の板厚と同等以上とする。
※板厚tは、現場の板厚と同等以上とする。

5. 舗装（路面）

歩道橋の路面に施工された薄層舗装のほとんどが剥離し、さらに進行して床鋼板が露出しているものもある。また、階段部でもスロープやステッププレートが露出し、滑りやすい状態になっている。

構造本体の耐荷力不足への影響は少ないものの歩行性（サービスレベル）に劣ることから、ここでは舗装部の補修計画を示す。なお、舗装材は、近年採用が増えている弾性ブロック舗装の仕様を想定した。

詳細設計に際しては、舗装材の選定と前項で記述した階段部補修や地覆部補修と併せて計画を行なう必要がある。また、舗装材の選定に際しては、対象となる歩道橋の舗装は薄層舗装のため荷重に留意する必要がある。

以下に損傷写真を示し、次ページに舗装部補修要領図を添付する。



上部構造の床鋼板の露出

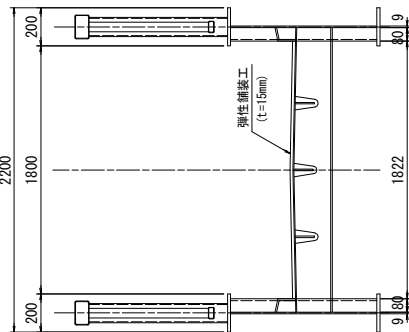


階段部の床鋼板の露出

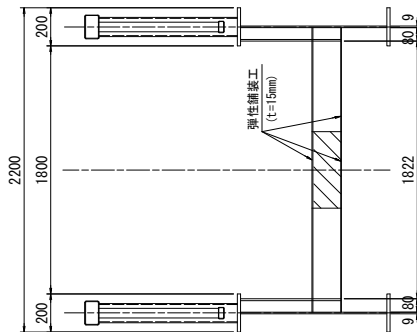
舗装部 補修要領図

弾性舗装工詳細図

通路部



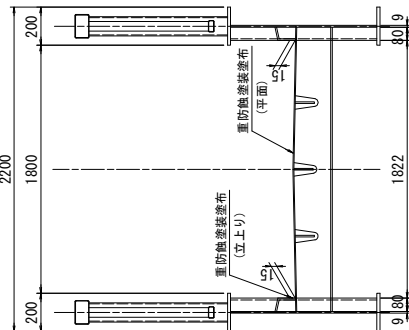
階段部



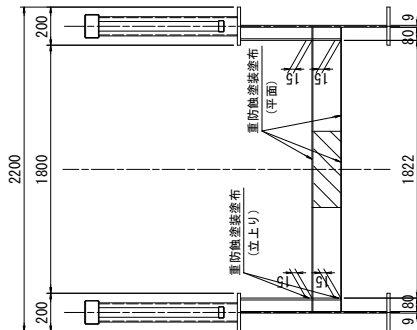
重防蝕塗装工構造図

(平面および立上り)

通路部

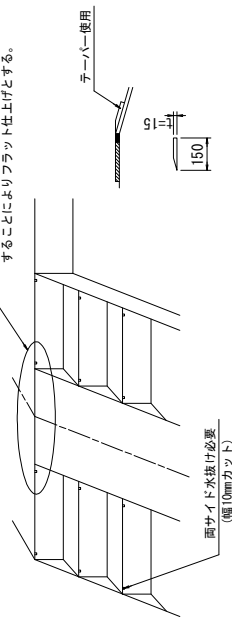


階段部

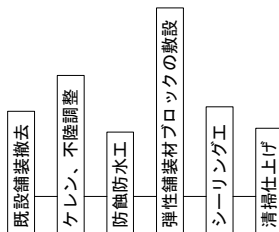


斜路部とりっぎ詳細

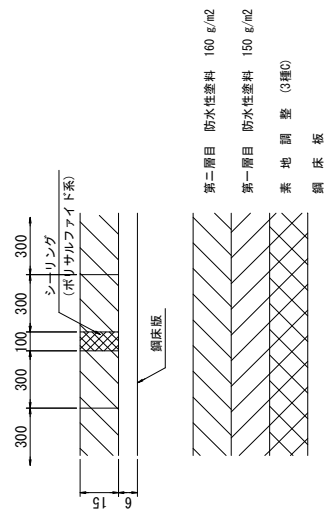
斜路部のステップフレートを削る。
コンクリート打設とモルタル調整
することによりフラット仕上とする。



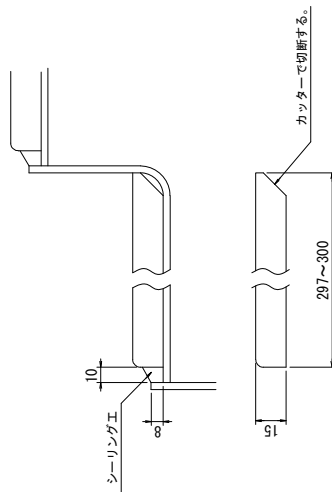
舗装取替え要領



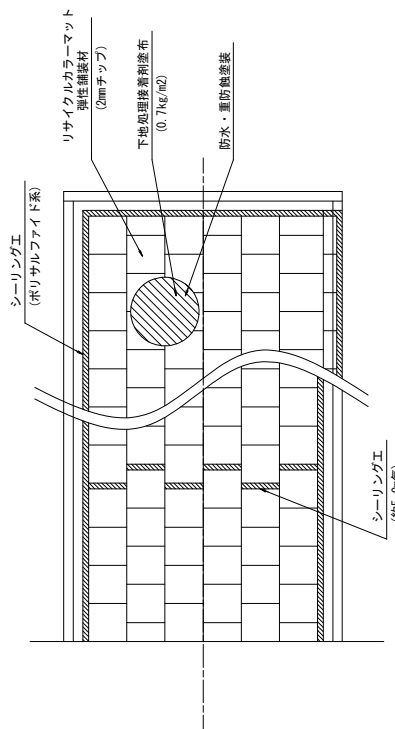
ソーリング工構造図



階段部マット施工詳細図



弾性舗装工詳細図



6. 橋脚

橋脚のうち鋼製柱については、腐食による橋脚基部の板厚減少や孔開きが代表的な損傷となる。

原因としては、歩道橋の路面排水の流末が橋脚基部にかかるもの、支柱の根巻きコンクリートが地盤面から突出しておらず、路面排水が地盤面に長時間滞水することなどが推定される。また、都市部においては犬のマーキング行動（匂い付け）により腐食した事例もある。これら損傷が進行すると、歩道橋本体の転倒に繋がる恐れがあることから早期の対応が必要となる。

ここでは部分的な損傷に対する補修方法として、あて板補修を提案することとし、損傷範囲が橋脚基部の広範囲に見られる場合は、詳細設計時に橋脚の取替え案も計画したうえで比較を行い、工法を決定する必要がある。

なお、このあて板補修計画に際しては、流末経路の見直し、根巻きコンクリートの設置など、腐食要因の除去も併せて行なう必要がある。

以下に損傷写真および補修事例写真を示し、次ページに橋脚基部の補修要領図を添付する。



支柱基部の板厚減少



支柱基部の孔開き



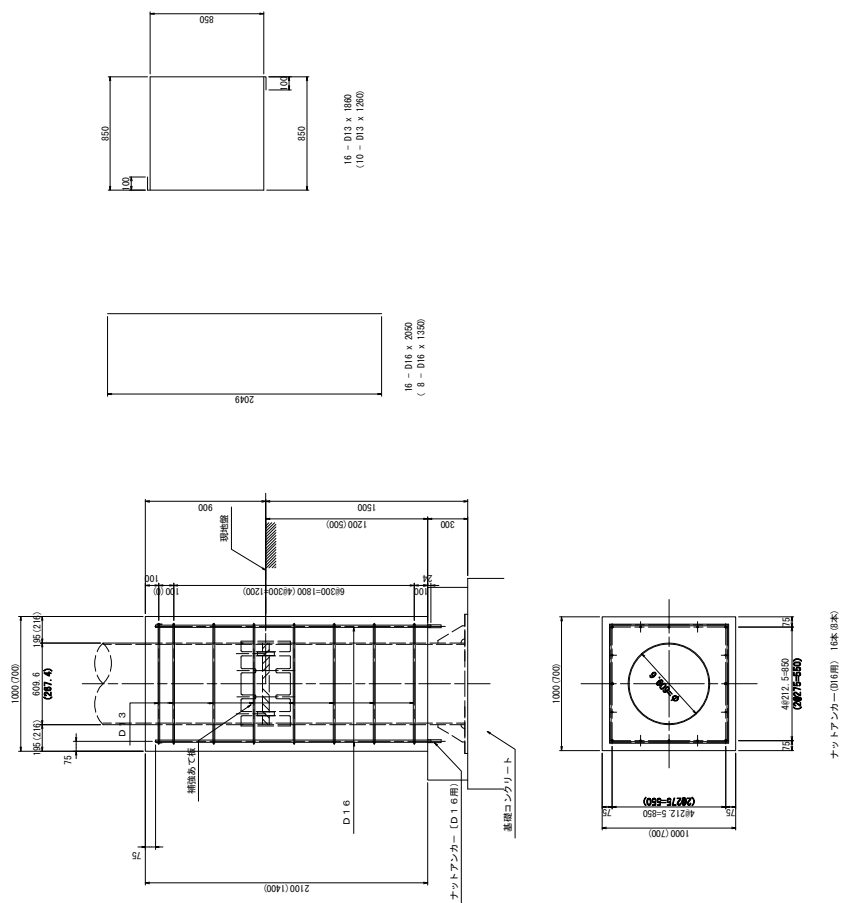
当て板による補強



当て板による補強

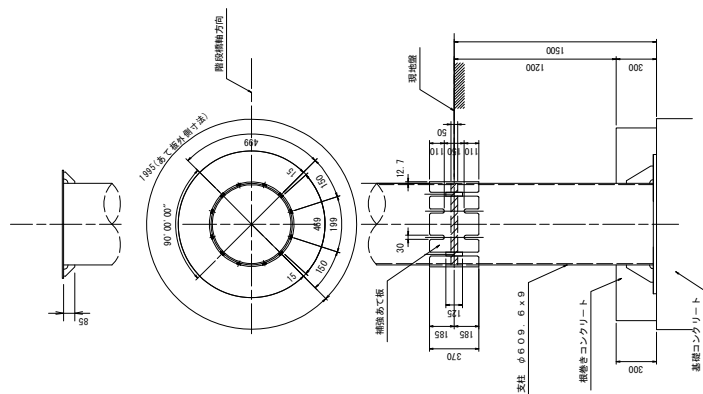
橋脚基部補修要領図

根巻きコンクリート施工図
P2、P3 (P1、P4)

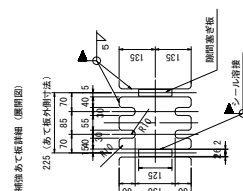
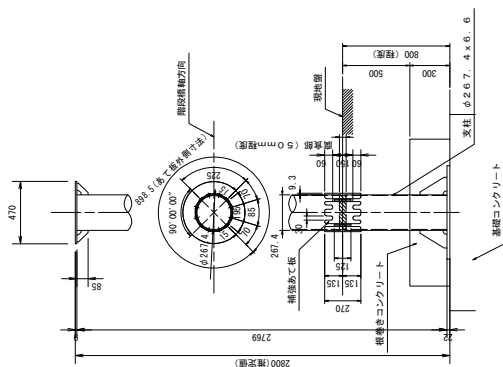


支柱損傷部補強詳細

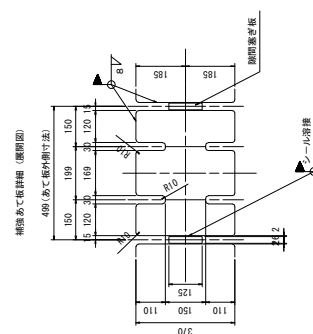
階段支柱 (P3 橋脚)



主桁支柱 (P4橋脚)



4-PIPE 267, 4 x 9, 3 x 270 (STK400)
4-PL 26 x 12 x 125 (SM400)



1-PIPE 609. 6x12. 7x370 (STK400)
4-PL 26x12x125 (SM400)

参考資料－２ 判定の手引き

「横断歩道橋定期点検要領」に従って、部材単位での健全性の診断を行う場合の参考となるよう、典型的な変状例に対して、判定にあたって考慮すべき事項の例を示す。なお、各部材の状態の判定は、定量的に判断することは困難であり、また横断歩道橋の構造形式や架橋条件によっても異なるため、実際の定期点検においては、対象の横断歩道橋の条件を考慮して適切な区分に判定する必要がある。

本資料では、付表 2-1 に示す構造別に参考事例を示す。

付表 2-1 構造別

上部構造	下部構造	階段部	その他
・主桁 ・横桁 ・床版 ・その他（地覆など）	・橋脚 ・支承 ・その他 （根巻きコンクリートなど）	・主桁 ・接合部 ・橋台 ・踏み板、蹴上げ	・落橋防止構造 ・排水受け、排水管、排水樋 ・高欄 ・照明施設 ・道路標識 ・舗装・通路部 ・手すり ・目隠し板・裾隠し板など

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	1 / 13
-----	-------------	--------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	横断歩道橋全体の耐荷力への影響は少ないものの、局部で著しい腐食が進行しつつあり、放置すると影響の拡大が確実と見込まれる場合。
	例	母材の板厚減少はほとんど生じていないものの、広範囲に防食皮膜の劣化が進行しつつあり、放置すると全体に深刻な腐食が拡大すると見込まれる場合。
	例	塗装部材で、顕著な板厚減少には至っていないものの、放置すると漏水等による急速な塗装の劣化や腐食の拡大の可能性がある場合。
	例	塗装部材で、顕著な板厚減少には至っていないものの、放置すると漏水等による急速な塗装の劣化や腐食の拡大の可能性がある場合。
備考	■次回定期点検までに予防保全的措置を行う事が明らかに合理的となる場合が該当する。 ■腐食の場合、広範囲に一定以上の板厚減少が生じたり、局部的であっても主部材の重要な箇所での断面欠損が生じると部材の耐荷力が低下していることがある。 ■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無、高湿度状態の頻度など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。	

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	2 / 13
-----	-------------	--------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	主桁と横桁の接合部に顕著な板厚減少には至っていないものの、放置すると漏水等の影響で急速な塗装の劣化や腐食の拡大の可能性がある場合。
	例	添架物との取り付け部に局所的な腐食が進行しつつあり、放置すると腐食の進行が見込まれる場合。 （異種金属腐食の可能性のある例）
	例	対傾構や横構などに明らかな亀裂が発生しており、その位置や向きから進展しても直ちに主部材に至る可能性はないものの、放置すると部材の破断に至る可能性が高い場合。
	例	進展しても主部材が直ちに破断する可能性は少ないものの、今後も進展する可能性が高いと見込まれる場合。
備考	■配管等のボルト・ナットに鋼以外の材質を使用するにあたって、適切な処理を施さずに取付けた場合には、鋼との異種金属の接触による腐食が発生するため注意が必要である。 ■亀裂の発生部位によっては、直ちに主部材に進展して横断歩道橋が危険な状態になる可能性は高くはないと考えられる場合がある。しかし確実に亀裂の進展が見込まれる場合には、亀裂が拡大すると補修が困難になったり大がかりになることも考えられる。 ■車両の衝突により部材が変形している場合、衝突箇所以外でも亀裂やボルトの破断などが生じている場合があるので、注意が必要である。	

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	3 / 13
-----	-------------	--------

判定区分 III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	局部的に明確な板厚減少が確認でき、漏水や滞水によって、激しい腐食が広がり、構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	主桁と横桁の接合部に局部的に顕著な腐食が広がり、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
備考 ■腐食の場合、広範囲に一定以上の板厚減少が生じたり、局部的であっても主部材に重要な箇所では断面欠損が生じると部材の耐荷力が低下していることもある。 ■板厚の減少量や減少範囲は、必要に応じて表面の腐食片を取り除くことで把握するのがよい。 ■腐食片の落下による第三者被害に至る可能性があるため、塗膜片も含め落下に対して注意が必要である。		

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	4 / 13
-----	-------------	--------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	局部ではあるが、明らかな断面欠損を伴う著しい腐食があり、進行すると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部で明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	支承部や支点部に明らかな板厚減少を伴う顕著な腐食が生じており、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	支点近傍や主桁中間部など、構造上重要な位置に腐食によって明らかな断面欠損が生じている場合。
備考	■腐食の場合、広範囲に一定以上の板厚減少が生じたり、局部的であっても主部材に重要な箇所では断面欠損が生じると部材の耐荷力が低下していることもある。 ■板厚の減少量や減少範囲は、必要に応じて表面の腐食片を取り除くことで把握するのがよい。 ■腐食片の落下による第三者被害に至る可能性があるため、塗膜片も含め落下に対して注意が必要である。	

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	5 / 13
-----	-------------	--------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	漏水や滞水によって、広範囲に激しい腐食が広がっている場合。
	例	漏水や滞水によって、広範囲に激しい腐食が広がっている場合。
	例	
	例	
備考 ■桁内に漏水や滞水を生じると、広範囲に激しい腐食が生じることがあり、特に、凍結防止剤を含む侵入水は腐食を激しく促進する。		

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	6 / 13
-----	-------------	--------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	漏水や滞水によって、拡がりのある顕著な腐食が横桁に生じており、局部的に明らかな板厚減少も確認できる場合。
	例	漏水や滞水によって、広範囲に激しい腐食が拡がっている場合や、補修箇所の再劣化が生じている場合。
	例	腐食により局部で明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	
備考	■床板からの漏水が確認できる場合には橋面の変状の状態を確認するとともに、床版上面や地覆内部について詳細に状態を把握することを検討するのがよい。 ■過去の補修の痕跡は過去にも変状が生じていた可能性を示すので、内部で損傷が進行している可能性もある。	

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	7 / 13
-----	-------------	--------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	集中して激しい腐食が拡がっており、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。 （腐食の進行具合によっては、所定の耐荷力が既に失われ、緊急に措置を講ずべき状態と判断されることもある）
	例	集中して激しい腐食が拡がっており、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。 （腐食の進行具合によっては、所定の耐荷力が既に失われ、緊急に措置を講ずべき状態と判断されることもある）
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。 （腐食の進行具合によっては、所定の耐荷力が既に失われ、緊急に措置を講ずべき状態と判断されることもある）
	例	主桁と横桁の接合部に明確な亀裂が発生している。
備考 ■腐食による板厚減少が生じている場合には、打音や触診等に加えて、詳細に状態を把握することを検討するのがよい。 ■主桁のウェブやフランジに進展した明確な亀裂がある場合には、直ちに通行の制限や亀裂進展時の事故防止対策などの緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。 ■車両の衝突により部材が変形している場合、衝突箇所以外でも亀裂やボルトの破断などが生じている場合があるので、注意が必要である。		

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	8 / 13
-----	-------------	--------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）	
	例	支点部などの応力集中部位で明らかな断面欠損が生じている場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	構造上重要な位置に腐食による明らかな断面欠損が生じている場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	構造上重要な位置に腐食による明らかな断面欠損が生じている場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	構造上重要な位置に腐食による明らかな断面欠損が生じている場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
備考	■腐食の場合、板厚減少や断面欠損の状態によっては、既に耐荷力が低下しており、所要の性能が発揮できない状態となっていることがある。	

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	9 / 13
-----	-------------	--------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）	
	例	主部材の広範囲に著しい板厚減少が生じている場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	広範囲に明確な断面欠損が確認できる場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	広範囲に明確な断面欠損が確認できる場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	広範囲に明確な断面欠損が確認できる場合。 （鋼材の落下により第三者被害が生じる可能性もある）
備考	■腐食の場合、板厚減少や断面欠損の状況によっては、既に耐荷力が低下しており、地震等の大きな外力の作用に対して、所要の性能が発揮できない状態となっていることがある。	

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	10 / 13
-----	-------------	---------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）	
	例	継手部に腐食により明らかな断面欠損、貫通や著しい板厚減少がある場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	広範囲に著しい板厚減少が生じている場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	広範囲に明確な断面欠損が確認できる場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	支承部や支点部に、明らかな板厚減少を伴う著しい腐食がある場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
備考 ■腐食の場合、板厚減少や断面欠損の状況によっては、既に耐荷力が低下しており、地震等の大きな外力の作用に対して、所要の性能が発揮できない状態となっていることがある。		

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	11 / 13
-----	-------------	---------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）	
	例	支点近傍や主桁中間部など、構造上重要な位置に腐食によって明らかな断面欠損が確認できる場合。
	例	ゲルバー桁の受け梁など、構造上重要な位置に腐食による明らかな断面欠損、貫通、著しい板厚減少などがある場合。
	例	主桁や横桁のウェブに大きな亀裂が進展している場合。
	例	主桁や横桁のウェブやフランジに明確な亀裂がある場合。
備考	■応力の繰り返しを受ける部位の亀裂では、その大小や向きによって進展性（進展時期や進展の程度）を予測することは困難であり、主部材の性能に深刻な影響が生じている場合には、直ちに通行制限や亀裂進展時の事故防止対策などの緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。 ■ゲルバー桁の受桁や支承を支持する部材（ブラケット等）に亀裂が発生している場合には、亀裂の大きさに関係なく緊急に措置を講ずるべき状態と判断するのがよい。	

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	12 / 13
-----	-------------	---------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）	
	例	衝突により大規模な亀裂が生じており、構造安全性に深刻な影響が生じていると見込まれる場合。
	例	主桁と横桁の接合部に大きな亀裂が進展している場合。
	例	大きさに関係なく、ゲルバー一部に亀裂が発生している場合。 （受け梁の例）
	例	
備考	■車両の衝突により部材が変形している場合、衝突箇所以外でも亀裂やボルトの破断などが生じている場合があるので、注意が必要である。	

鋼部材	上部構造（主桁・横桁）	13 / 13
-----	-------------	---------

詳細な状態の把握が必要な事例

	例 主桁ウェブに路面と同程度の高さに直線的な腐食が見られる場合。 （地覆内部の滞水により、内部から腐食が進行している可能性がある）
	例 ゲルバー一部から漏水や錆汁が見られる場合。 （支承部周辺の腐食の進行具合によっては、既に耐荷性能が損なわれている場合がある）
	例 複数のボルトの破断や抜けが見られる場合。
	例
備考 ■漏水や滞水が生じていると、広範囲に激しい腐食が生じることがあり、特に凍結防止剤を含む浸入水は腐食を促進するため、横断歩道橋の状態や構造の特徴から考えられる水みちの候補を幅広く考察し、健全性の診断に反映するのがよいことが多い。 ■ゲルバー部に漏水や滞水が確認できる場合には橋面の変状の状態を確認するとともに、吊り桁や受け桁内部について詳細に状態を把握するのがよい。 ■高力ボルト（F11Tなど）では、遅れ破壊が生じている可能性がある。	

鋼部材	上部構造（床版）	1 / 8
-----	----------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	母材の板厚減少はほとんど生じていないものの、局部的に防食皮膜の劣化が進行しており、放置すると局部的に腐食が進行すると見込まれる場合。
	例	母材の板厚減少はほとんど生じていないものの、局部的に防食被膜が剥がれており、放置すると局部的に腐食が進行すると見込まれる場合。
	例	横桁と床版の接合部に局部的な腐食が進行しつつあり、放置すると床版の構造安全性が損なわれる状態に進展する可能性が見込まれる場合。
	例	
備考	■床版上面から水の浸入も疑われるときは、内面側に滞水が生じ、内面側で著しい腐食が進行している可能性があることから、必要に応じて詳細調査を行うのがよい。 ■次回定期点検までに予防保全的措置を行う事が明らかに合理的となる場合が該当する。	

鋼部材	上部構造（床版）	2 / 8
-----	----------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれたり、踏み抜きが起こる可能性がある場合。
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれたり、踏み抜きが起こる可能性がある場合。
	例	全体に顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれたり、踏み抜きが起こる可能性がある場合。
備考	■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無、高湿度状態の頻度など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。 ■床版上面から水の浸入も疑われるときは、内面側に滞水が生じ、内面側で著しい腐食が進行している可能性があることから、必要に応じて詳細調査を行うのがよい。	

鋼部材	上部構造（床版）	3 / 8
-----	----------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	添接部に、局部的であるが明らかな断面欠損を伴う著しい腐食がある場合。
		例 全体的に漏水や滞水によって、広範囲に激しい腐食が広がっている場合。 （床版上面側でも腐食が広範囲で進行していることが想定される）
		例 床版と横桁の接合部周辺から激しい漏水が生じるほどの腐食が広がっている場合。 （床版上面側でも腐食が広範囲で進行していることが想定される）
		例
備考 ■床版上面から水の浸入も疑われるときは、内面側に滞水が生じ、内面側で著しい腐食が進行している可能性があることから、必要に応じて詳細調査を行うのがよい。		

鋼部材	上部構造（床版）	4 / 8
-----	----------	-------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）	
	例	耐荷力が損なわれる欠損とコンクリートの剥離が生じてる場合。 （床版の踏み抜きやコンクリートの落下が起こる可能性がある）
	例	耐荷力が損なわれる欠損とコンクリートの剥離が生じてる場合。 （床版の踏み抜きやコンクリートの落下が起こる可能性がある）
	例	腐食により、構造安全性が損なわれる著しい断面減少がある場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	漏水や滞水によって、激しい腐食が拡がっており、断面欠損が生じている場合。 （床版の踏み抜きやコンクリートの落下が起こる可能性がある）
備考	■内面側から水の浸入により床版に欠損が生じている場合には、その周りでも内面側で著しく腐食が進行しており、歩道橋利用者が床版を踏み抜く恐れがある。	

鋼部材	上部構造（床版）	5 / 8
-----	----------	-------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）	
	例	主桁との接合部近傍で広範囲に断面が欠損している場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	漏水や滞水によって、広範囲に激しい腐食が拡がっており、構造安全性が損なわれる可能性がある断面欠損が生じている場合。 （床版の踏み抜きやコンクリートの落下が起こる可能性がある）
	例	漏水や滞水によって、広範囲に激しい腐食が拡がっており、構造安全性が損なわれる可能性がある断面欠損が生じている場合。 （床版の踏み抜きが起こる可能性がある）
	例	床版に著しい断面欠損が生じており、鋼板とコンクリートの剥離やコンクリートにひびわれやうきが生じている場合。 （床版の踏み抜きやコンクリートの落下が起こる可能性がある）
備考	■内面側から水の浸入により床版に欠損が生じている場合には、その周りでも内面側で著しく腐食が進行しており、歩道橋利用者が床版を踏み抜く恐れがある。 ■腐食の場合、板厚減少や断面欠損の状況によっては、既に耐荷力が低下しており、地震等の大きな外力の作用に対して、所要の性能が発揮できない状態となっていることがある。	

鋼部材	上部構造（床版）	6 / 8
-----	----------	-------

詳細な状態の把握が必要な事例

	例 デッキプレートの継目や端部からのさび汁が生じている場合。
	例 デッキプレートの継目に広がりのある腐食が生じている場合。
	例 デッキプレート下面に広範囲に孔食が見られる場合。
	例 デッキプレートの継目に広がりのある腐食が生じている場合。

備考

- 床版内面に水の浸入の可能性が推測される場合には、床版内面側から腐食が進行している可能性がある。
- 鋼材の継目や、溶接部に漏水やさび汁が確認できる場合には、水が浸入している可能性があるため、橋面の地覆（路面境界部）の変状なども見た上で、必要に応じて橋面からの掘削調査（舗装などを撤去）により床版上面（鋼板）の状態を把握するのがよい。

鋼部材	上部構造（床版）	7 / 8
-----	----------	-------

詳細な状態の把握が必要な事例

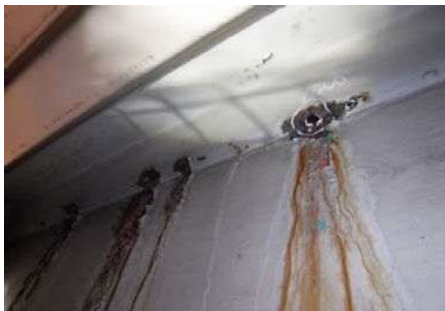
	例 局部的であるが著しい腐食が進行しており、漏水跡が確認できる場合。
	例 局部的であるが著しい腐食が進行しており、周辺でさび汁も確認できる場合。
	例 デッキプレートの継目から広範囲にわたり腐食やさび汁が生じている場合。
	例 横桁との接合部に局所的な腐食の進行やさび汁や漏水跡が生じている場合。

備考

- 床版内面に水の浸入の可能性が推測される場合には、床版内面側から腐食が進行している可能性がある。
- 鋼材の継目や、溶接部に漏水やさび汁が確認できる場合には、水が浸入している可能性があるため、橋面の地覆（路面境界部）の変状なども見た上で、必要に応じて橋面からの掘削調査（舗装などを撤去）により床版上面（鋼板）の状態を把握するのがよい。

鋼部材	上部構造（床版）	8 / 8
-----	----------	-------

詳細な状態の把握が必要な事例

	例 主桁とデッキプレートとの接合部付近から漏水やさび汁が確認できる場合。
	例 主桁とデッキプレートとの接合部付近に局所的な防食被膜の劣化やさび汁などが確認できる場合。
	例 鋼床版に腐食による欠損の影響が舗装面まで影響を及ぼしている場合。 （周辺の床版の耐荷力も失われている可能性がある）
	例 局部で明確な板厚減少、断面欠損が確認できる場合。
備考 ■床版内面に水の浸入の可能性が推測される場合には、床版内面側から腐食が進行している可能性がある。 ■鋼材の継目や、溶接部に漏水やさび汁が確認できる場合には、水が浸入している可能性があるため、橋面の地覆（路面境界部）の変状なども見た上で、必要に応じて橋面からの掘削調査（舗装などを撤去）により床版上面（鋼板）の状態を把握するのがよい。	

鋼部材	下部構造（橋脚）	1 / 5
-----	----------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	横断歩道橋全体の耐荷力への影響は少ないものの、腐食が拡大しつつあり、放置すると局所的に断面減少などに進展すると見込まれる場合。
	例	母材の板厚減少はほとんど生じていないものの、局部で腐食が進行しつつあり、放置すると構造安全性に影響を及ぼすことが見込まれる場合。
	例	横断歩道橋全体の耐荷力への影響は少ないものの、局部で著しい腐食が進行しつつあり、放置すると断面欠損に至るなど構造安全性に対する影響を及ぼすと見込まれる場合。
	例	顕著な板厚減少には至っていないものの、放置すると漏水による急速な塗装の劣化や腐食の拡大が見込まれる場合。
備考	■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無、高湿度状態の頻度など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。 ■腐食の場合、広範囲に一定以上の板厚減少が生じたり、局部的であっても主部材の重要な箇所では断面欠損が生じると部材の耐荷力が低下していることがある。 ■次回定期点検までに予防保全的措置を行う事が明らかに合理的となる場合が該当する。	

鋼部材	下部構造（橋脚）	2 / 5
-----	----------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	母材の板厚減少はほとんど生じていないものの、局部的に防食被膜が剥がれや、表面的な腐食が生じており、放置すると局部的に腐食が進行すると見込まれる場合。
	例	
	例	
	例	
備考		

鋼部材	下部構造（橋脚）	3 / 5
-----	----------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部に明らかな板厚減少が確認でき、構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部に明らかな板厚減少が確認でき、構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部に明らかな板厚減少が確認でき、構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部に明らかな板厚減少が確認でき、構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
備考 ■地際に腐食による板厚減少が生じている場合には、打音や触診等に加えて、試掘（ハツリ含む）や非破壊検査など詳細に状態を把握することを検討するのがよい。		

鋼部材	下部構造（橋脚）	4 / 5
-----	----------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 (早期措置段階)		
	例	横断歩道橋全体の耐荷力への影響は少ないものの、接合部で腐食が進行しつつあり、放置すると構造安全性に影響を及ぼすことが見込まれる場合。	
		例	局部に明らかな板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
		例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部に明らかな断面欠損が確認でき、進行すると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
		例	広範囲に激しい腐食が広がっていることが疑われる場合。
備考	■橋脚に孔食が確認できる場合には、橋脚内部に雨水等が浸入し滞水や腐食が生じることがあるため、詳細に状態を把握することを検討するのがよい。 ■アルミ製の張り紙防止が設置されている場合、異種金属間接触腐食と考えられる著しい腐食が生じる可能性がある。		

鋼部材	下部構造（橋脚）	5 / 5
-----	----------	-------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）	
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、明確な板厚減少、断面欠損がある場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、明確な板厚減少、断面欠損がある場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	腐食により、構造安全性が損なわれる断面欠損、貫通や著しい板厚減少がある場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
	例	腐食により、構造安全性が損なわれる断面欠損、貫通や著しい板厚減少がある場合。 （所要の耐荷力が既に失われていることがある）
備考 ■腐食の場合、板厚減少や断面欠損の状況によっては、既に耐荷力が低下しており、地震等の大きな外力の作用に対して、所要の性能が発揮できない状態となっていることがある。		

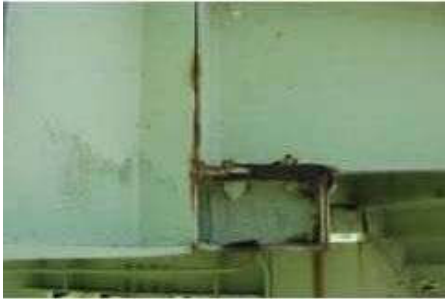
鋼部材	下部構造（支承）	1 / 4
-----	----------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	局部で腐食が進行しつつあり、放置するとさらに機能が急速に失われていくと考えられる場合。
	例	支承の塗装が劣化し、台座コンクリートの剥離が生じている。放置すると劣化が進行し、着実に性能が低下することが見込まれる場合。
	例	放置すると漏水等による急速な塗装の劣化や腐食の拡大が生じ、確実に耐荷力の低下が見込まれる場合。
	例	
備考	■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無、高湿度状態の頻度など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。 ■応力集中が生じる部位であり、亀裂の把握についても注意が必要である。 ■次回定期点検までに予防保全的措置を行う事が明らかに合理的となる場合が該当する。	

鋼部材	下部構造（支承）	2 / 4
-----	----------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	放置すると漏水等による急速な塗装の劣化や腐食の拡大が生じ、補修による支承機能の維持が困難となることが見込まれる場合。
	例	放置すると漏水等による急速な塗装の劣化や腐食の拡大が生じ、補修による支承機能の維持が困難となることが見込まれる場合。
	例	放置すると漏水等による急速な塗装の劣化や腐食の拡大が生じ、補修による支承機能の維持が困難となることが見込まれる場合。
	例	
備考		
■ゲルバー部分の上沓・下沓と鋼材との接合部及び周辺に腐食により板厚減少等が生じている場合には、構造安全性の確認のため、詳細に状態を把握することを検討するのがよい。 ■大きさに関係なく、ゲルバー桁の受桁や支承を支持する部材（ブラケット等）に亀裂が発生している場合には、緊急に措置を講ずるべき状態と判断するのがよい。		

鋼部材	下部構造（支承）	3 / 4
-----	----------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	支承部や支点部の主桁に、局部的に明確な板厚減少が確認できる場合。
	例	支承部や支点部の主桁に、局部的に明確な板厚減少が確認できる場合。
	例	支承全体が著しく腐食しており、板厚も減少している場合。 （このまま腐食が進行すると、耐荷力の低下により、桁の脱落等に至る可能性がある）
	例	支承全体が著しく腐食しており、板厚も減少している場合。 （このまま腐食が進行すると、耐荷力の低下により、桁の脱落等に至る可能性がある）
備考		

鋼部材	下部構造（支承）	4 / 4
-----	----------	-------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）	
	例	支承及び主桁取り付け部で、著しい断面欠損が生じている場合。
	例	支承及び主桁取り付け部で、著しい断面欠損が生じている場合。
	例	
	例	
備考 ■ 支承部に腐食による断面欠損や著しい板厚減少が生じると、地震時などに支承の機能が発揮されない恐れがある。		

鋼部材	階段部（主桁）	1 / 4
-----	---------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	耐荷力への影響は少ないものの、局部で腐食が進行しつつあり、放置すると腐食の拡大が見込まれる場合。
	例	下フランジの部材接合部に腐食が生じており、放置すると漏水等により急速な塗装の劣化や腐食の拡大の可能性がある場合。
	例	進展しても主部材が直ちに破断する可能性は少ないものの、今後も進展する可能性が高いと見込まれる場合。
	例	耐荷力への影響は少ないものの、広範囲に腐食が進行しつつあり、放置すると腐食の拡大が確実と見込まれる場合。
備考	■腐食の場合、広範囲に一定以上の板厚減少が生じたり、局部的であっても主部材の重要な箇所では断面欠損が生じると部材の耐荷力が低下していることがある。 ■次回定期点検までに予防保全的措置を行う事が明らかに合理的となる場合が該当する。	

鋼部材	階段部（主桁）	2 / 4
-----	---------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明らかな板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明らかな板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	
	例	
備考	■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留の影響の有無など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。	

鋼部材	階段部（主桁）	3 / 4
-----	---------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	局所的な断面欠損が点在しており、欠損部の拡大により構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
		例 主桁と階段接合部に顕著な断面減少を伴う腐食が生じており、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
		例 主桁と階段接合部に顕著な断面減少を伴う腐食が生じており、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
		例 主桁と階段接合部に顕著な断面減少を伴う腐食が生じており、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
備考	■路面境界部、階段部、上部構造の取付部など滞水しやすい部位では、腐食が進行しやすく、腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留の影響の有無など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。	

鋼部材	階段部（主桁）	4 / 4
-----	---------	-------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 (緊急措置段階)	
	例	腐食により、構造安全性が損なわれる断面欠損、貫通や著しい板厚減少がある場合。
備考	■腐食の場合、板厚減少や断面欠損の状況によっては、既に耐荷力が低下しており、地震等の大きな外力の作用に対して、所要の性能が発揮できない状態となっていることがある。	

詳細な状態の把握が必要な事例		
例 主桁と階段接合部に補修箇所の再劣化が見られる場合 （補修効果が失われていたり、内部で劣化が進行していることもある）		
備考		

鋼部材	階段部（接合部）	1 / 5
-----	----------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	目地の変状や脱落を確認した場合。 （フック部に腐食が進行すると補修が大がかりになることが想定される場合）
	例	フック部の耐荷力への影響は少ないものの、内部で腐食が進行しつつあり、放置すると影響の拡大が確実と見込まれる場合。
	例	
	例	
備考	■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無、高湿度状態の頻度など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。 ■目地の脱落の可能性がある場合には、第三者被害防止の観点から定期点検時に撤去するのがよい。	

鋼部材	階段部（接合部）	2 / 5
-----	----------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	フック部の耐荷力への影響は少ないものの、フック部全体に腐食が進行しつつあり、放置すると影響の拡大が確実と見込まれる場合。
	例	ボルト部に防食被膜の劣化が進行しつつあり、放置すると影響の拡大が確実と見込まれる場合。
	例	
	例	
備考		
■狭隘部において、外観から把握できる範囲の情報では状態の把握として不足するとき、打音や触診等に加えて必要に応じて非破壊検査を行うなど狭隘部の状態について詳細に把握することを検討するのがよい。 ■フックやボルトに腐食などの変状が発生している場合には、地震等の大きな外力の作用に対して、所要の性能が発揮できない状態となっていることがあるため安全性確保の観点から、ⅢあるいはⅣ判定とする場合もありえるため、注意が必要である。		

鋼部材	階段部（接合部）	3 / 5
-----	----------	-------

判定区分 III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局所的に明らかな板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	複数のボルトにゆるみが生じており、接合部の耐荷性能の低下が見込まれる場合。
	例	フック部に板厚減少が生じており、断面減少が進行すると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
備考		
■フック部の遊間に偏り等が確認できる場合には、衝突や橋台の不等沈下による階段部の変形の可能性がある。また、フックやボルトに腐食などの変状が発生している場合がある。地震等の大きな外力の作用に対して、所要の性能が発揮できない状態となっていれば安全性確保の観点から、Ⅳ判定とする場合もありえるため、注意が必要である。 ■接合部やフック部（ボルト含む）で腐食が生じている場合には、狭隘部のため内部について詳細に状態を把握することを検討するのがよい。		

鋼部材	階段部（接合部）	4 / 5
-----	----------	-------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 (緊急措置段階)	
	例	フック部のボルトが明らかに減肉している場合。 (構造安全性について確認する必要がある例)
	例	フック部に明らかな断面減少が確認できる場合。 (構造安全性について確認する必要がある例)
	例	フック部に明らかな断面減少が確認できる場合。 (構造安全性について確認する必要がある例)
 	例	フック溶接部に亀裂・割れが生じた場合。 (構造安全性が失われている例)
備考	■車両の衝突により部材が変形している場合、衝突箇所以外でも亀裂やボルトの破断などが生じている場合があるので、注意が必要である。 ■通行車両の振動や風などの作用による繰り返し応力を受けることで、溶接部に亀裂が生じることがあるので、注意が必要である。 ■接合部やフック部（ボルト含む）で腐食が生じている場合には、狭隘部のため内部について詳細に状態を把握することを検討するのがよい。	

鋼部材	階段部（接合部）	5 / 5
-----	----------	-------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）
	例 接合ボルトが変形している場合。 （ボルトが変形しており耐荷力が期待出来ない）
備考 ■車両の衝突により部材が変形している場合、衝突箇所以外でも亀裂やボルトの破断などが生じている場合があるので、注意が必要である。	

詳細な状態の把握が必要な事例	
	例 遊間の異常が生じており、横断歩道橋に設計上想定していない応力が生じている可能性がある場合。
	例 接合部に明らかな段差が生じており、横断歩道橋に設計上想定していない応力が生じている可能性がある場合。
備考 ■接合部（フック部含む）の遊間に偏り等が確認できる場合には、衝突や橋台の不同沈下による階段部の変形の可能性がある。 ■フックやボルトに腐食などの変状が生じている場合がある。この場合、地震等の大きな外力の作用に対して、所要の性能が発揮できない状態となっていることがある。	

コンクリート部材	階段部（橋台部）	1 / 2
----------	----------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
		例 階段取り付け部の周辺にひびわれや浮きが見られ、放置するとコンクリートの損傷の拡大により階段部の安定に影響を及ぼすことが見込まれる場合。
		例 路面排水により橋台に洗掘が生じており、放置すると影響の拡大が見込まれる場合。 （洗掘が進展すると橋台の不同沈下により歩道橋に設計上想定しない応力が発生する可能性がある例）
		例
		例
備考	■次回定期点検までに予防保全的措置を行う事が明らかに合理的となる場合が該当する。 ■橋台と階段部の間に空隙が生じている場合には、状態によっては、地震等の大きな外力の作用に対して所要の耐荷力が発揮されず、深刻な被害を生じることもある。 ■不同沈下を補修するためには、仮設が大規模になる可能性がある。	

コンクリート部材	階段部（橋台部）	2 / 2
----------	----------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	橋台と階段に隙間が生じている場合。 （地震等の大きな外力に対して、所要の機能が満足できない可能性が考えられる例）
	例	顕著なひびわれ、剥離が発生している場合。橋台の機能が低下している場合。 （地震等の大きな外力に対して、所要の機能が満足できない可能性が考えられる例）
	例	洗掘が進行し橋台に傾きが確認できる場合。
	例	
備考	■橋台と階段部の間に空隙が生じている場合には、状態によっては、地震等の大きな外力の作用に対して所要の耐荷力が発揮されず、深刻な被害を生じることもある。 ■不同沈下を補修するためには、仮設が大規模になる可能性がある。	

鋼部材	階段部（踏み板、蹴上げ）	1 / 4
-----	--------------	-------

判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 （予防保全段階）	
	例	母材の板厚減少はほとんど生じていないものの、広範囲に防食被膜の劣化が進行しつつあり、放置すると全体に深刻な腐食が拡がると見込まれる場合。
	例	雨水の伝い水の影響により、局部で腐食が進行しつつあり、放置すると踏み板の安全性に与える影響の拡大が確実と見込まれる場合。
	例	局部に腐食によるものと推測される孔が生じており、放置すると踏み板の安全性に与える影響の拡大が見込まれる場合。
	例	
備考	■腐食の場合、広範囲に一定以上の板厚減少が生じたり、局部的であっても断面欠損が生じると部材の耐荷力が低下していることがある。 ■次回定期点検までに予防保全的措置を行う事が明らかに合理的となる場合が該当する。	

鋼部材	階段部（踏み板、蹴上げ）	2 / 4
-----	--------------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	広範囲に顕著な腐食が生じており、明らかな板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	局部に顕著な腐食が生じており、明らかな断面欠損が確認でき、進行すると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	踏み板と蹴上げ部の境界に連続した板厚減少を伴う腐食が生じており、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	
備考	■路面境界部、階段部、上部構造の取付部など滞水しやすい部位では、腐食が進行しやすく、腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留の影響の有無など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。また、裏面は、結露により防食被膜の劣化及び腐食が発生しやすい。	

鋼部材	階段部（踏み板、蹴上げ）	3 / 4
-----	--------------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 （早期措置段階）	
	例	局所的な断面欠損を伴う腐食が生じており、進行すると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	蹴上げ部に局所的な断面減少を伴う著しい腐食が連続して生じており、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	踏み板部に局所的な断面減少を伴う著しい腐食が連続して生じており、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
	例	踏み板と蹴上げ部の境界に腐食が生じており、局所的な断面欠損が確認でき、進行すると構造安全性が損なわれる可能性がある場合。
備考		

鋼部材	階段部（踏み板、蹴上げ）	4 / 4
-----	--------------	-------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 （緊急措置段階）	
   	例	腐食により、構造安全性が損なわれる断面欠損、貫通や著しい板厚減少がある場合。 （歩道橋利用者が階段を踏み抜く可能性がある例）
	例	腐食により、構造安全性が損なわれる断面欠損、貫通や著しい板厚減少がある場合。 （歩道橋利用者が階段を踏み抜く可能性がある例）
	例	腐食により、構造安全性が損なわれる断面欠損、貫通や著しい板厚減少がある場合。 （歩道橋利用者が階段を踏み抜く可能性がある例）
	例	局部であるが腐食により、構造安全性が損なわれる断面欠損、貫通や著しい板厚減少がある場合。 （歩道橋利用者が階段を踏み抜き可能性がある例）
備考	■腐食の場合、板厚減少や断面欠損の状況によっては、既に耐荷力が低下しており、所要の性能が発揮できない状態となっていることがある。	

鋼部材	上部構造・その他（地覆）	1 / 3
-----	--------------	-------

一般的性状	防食機能劣化、腐食、孔食、土砂の堆積などが見られる状態	
	例	地覆と舗装の境界面に土砂の堆積が見られる場合。 （土砂を除去すると鋼材が腐食している可能性がある）
	例	路面境界部で腐食の進行が見られる場合。 （地覆内に水が浸入している可能性がある）
	例	塗装にひびわれやうきが見られる場合。 （地覆内に水が浸入している可能性がある）
	例	
備考	■路面境界部は滞水しやすく、外観の見た目以上に内部では腐食が進行していることがある。水の浸入口になっていると、床版、主桁、横桁の腐食の原因となる。	

鋼部材	上部構造・その他（地覆）	2 / 3
-----	--------------	-------

一般的性状	防食機能劣化、腐食、孔食、土砂の堆積などが見られる状態	
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、路面境界部の局所で明らかな板厚減少が見られる場合。 （地覆内に水が浸入している可能性がある）
		例 路面境界部で明らかな板厚減少が見られる場合。 （地覆内に水が浸入している可能性がある）
		例
		例
備考	■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無、高湿度状態の頻度など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。	

鋼部材	上部構造・その他（地覆）	3 / 3
-----	--------------	-------

詳細な状態の把握が必要な事例

	例 腐食により、明らかな断面欠損、貫通や著しい板厚減少が見られる場合。
	例 腐食により、明らかな断面欠損、貫通や著しい板厚減少が見られる場合。 （地覆内面でも腐食が生じている可能性がある）
	例 腐食により、明らかな断面欠損、貫通や著しい板厚減少が見られる場合。 （地覆内面でも腐食が生じている可能性がある）
	例 主桁とデッキプレートとの接合部付近から漏水が確認できる場合には、地覆から水が浸入している可能性がある。

備考

■孔食が生じていると地覆内部に雨水等が浸入し、内部で広範囲に腐食が生じることがあり、特に凍結防止剤を含む浸入水は腐食が促進する。このため、内部について詳細に状態を把握することを検討するのがよい。

鋼部材	共通（防食機能の劣化）	1 / 2
-----	-------------	-------

一般的性状	鋼部材の、防食機能（塗装、めっき、金属溶射など）に変状が見られるもの。（耐候性鋼材の場合、腐食で評価する）	
	例	防食被膜の剥がれが見られる場合。
	例	防食被膜の塗膜厚が経年劣化で薄くなっている状態。
	例	局部に表面的な腐食が見られる場合。
	例	局部的な塗膜の剥がれ及び表面的な腐食がみられる場合。
備考	■被覆系の防食層は劣化が進むと母材の発錆リスクが急激に高まる。	

鋼部材	共通（防食機能の劣化）	2 / 2
-----	-------------	-------

一般的性状	鋼部材の、防食機能（塗装、めっき、金属溶射など）に変状が見られるもの。（耐候性鋼材の場合、腐食で評価する）	
	例	母材の板厚減少はほとんど生じていないものの、添接板の局部に防食被膜の劣化の進行が見られる場合。
	例	広範囲に防食被膜の劣化が見られる場合。
	例	広範囲に防食被膜の劣化が見られる場合。
	例	局部的に防食被膜の劣化が進行し、局部に表面的な腐食が見られる場合。
備考	■被覆系の防食層は劣化が進むと母材の発錆リスクが急激に高まる。	

鋼部材	その他（滞水）	1 / 1
-----	---------	-------

一般的性状	舗装面や排水施設などの本来の雨排水機構によらず、漏出したり、部材上面や内部に異常な滞水が生じている状態。	
	例	箱桁内部などの部材内部に、滞水が見られる場合。 （亀裂や孔、排水施設の破損などにより部材内部に漏水すると滞水することがある例）
	例	箱桁内部などの部材内部に、滞水が見られる場合。 （亀裂や孔、排水施設の破損などにより部材内部に漏水すると滞水することがある例）
	例	設計上想定していない箇所への滞水が見られる場合。 （亀裂や孔、排水施設の破損などにより部材内部に漏水すると滞水することがある例）
	例	
 水抜き穴		
備考	■漏水や滞水が生じていると、広範囲に激しい腐食が生じることがあり、特に凍結防止剤を含む浸入水は腐食を促進するため、横断歩道橋の状態や構造の特徴から考えられる水みちの候補を幅広く考察し、健全性の診断に反映するのがよいことが多い。	

鋼部材	その他（ゆるみ・脱落）	1 / 1
-----	-------------	-------

一般的性状	ボルトにゆるみが生じたり、ナットやボルト、リベットなどが脱落している状態。ボルト、リベットが折損しているものを含む。	
	例	橋台との取付ボルトにゆるみが生じている場合や、ボルトに変形などが生じている場合。
	例	高力ボルトの折損や抜け落ちている場合。
	例	
	例	
備考	■高力ボルト（F 1 1 Tなど）では、遅れ破壊が生じている可能性がある。	

コンクリート部材	下部構造・その他（根巻きコンクリート）	1 / 2
----------	---------------------	-------

一般的性状	ひびわれ、うき、剥離、石灰分の滲出などが見られる状態	
	例	目視で視認できるひびわれが見られる場合。
	例	目視で視認できるひびわれやうきが見られる場合。
	例	目視で視認できる石灰分の滲出やひびわれが見られる場合。
	例	目視で視認できる変色や欠損が見られる場合。
備考	■根巻きコンクリートにひびわれ等が生じ、路面境界に滞水や腐食が認められる場合には、コンクリート内部で鋼材の腐食が進行している可能性がある。 ■ひびわれの原因や部材への影響が容易に判断できない場合には、詳細に状態を把握することを検討するのがよい。	

コンクリート部材	下部構造・その他（根巻きコンクリート）	2 / 2
----------	---------------------	-------

一般的性状	ひびわれ、うき、剥離、石灰分の滲出などが見られる状態	
	例	目視で視認できるひびわれや変色が見られる場合。
	例	目視で視認できるうきが見られる場合。
	例	目視で確認できる欠損が見られる場合。
	例	
備考		
■根巻きコンクリートにひびわれ等が生じ、路面境界に滞水や腐食が認められる場合には、コンクリート内部で鋼材の腐食が進行している可能性がある。 ■ひびわれの原因や部材への影響が容易に判断できない場合には、詳細に状態を把握することを検討するのがよい。		

鋼部材	その他（落橋防止構造）	1 / 2
-----	-------------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食が見られる状態	
	例	局部に腐食が見られる場合。 （ボルト・ナットの状態を把握するのがよい例）
	例	局部に腐食が見られる場合。 （漏水経路、ボルト・ナットの状態を把握するのがよい例）
	例	局部で著しい腐食が見られる場合。 （漏水経路や減肉の状態を把握するのがよい例）
	例	局部で著しい腐食が見られる場合。 （漏水経路や減肉の状態を把握するのがよい例）
備考		
■腐食の場合、広範囲に一定以上の板厚減少が生じたり、局部的であっても主部材の重要な箇所では断面欠損が生じると部材の耐荷力が低下していることがある。 ■ゲルバー部に漏水や滞水が確認できる場合は橋面の変状の状態を把握するとともに、吊り桁や受け桁内部について詳細に状態を把握することを検討するのがよい。		

鋼部材	その他（落橋防止構造）	2 / 2
-----	-------------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食が見られる状態	
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明らかな板厚減少が見られる場合。 （漏水経路や減肉の状態を把握するのがよい例）
	例	ボルト・ナット部に著しい腐食が見られる場合。 （漏水経路や減肉状態を把握するのがよい例）
	例	
	例	
備考	■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無、高湿度状態の頻度など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。 ■落橋防止構造に変状が発生している場合には、周辺の接合部（フック）も注意して状態を把握するのがよい。 ■落橋防止構造に腐食による板厚減少や断面欠損が生じると、地震時などに落橋防止構造の機能が発揮されない恐れがある。	

その他	その他（排水受け・排水管・排水樋）	1 / 6
-----	-------------------	-------

一般的性状	排水管・樋・排水受けに土砂の堆積や、腐食などが見られる状態	
	例	樋に漏水跡が見られる場合。 （樋に土砂が堆積している可能性がある例）
	例	排水施設全体にさび汁が見られる場合。 （配水管の破損は、排水の飛散により歩道橋の腐食環境に深刻な影響を与えることがある）
	例	排水管に腐食見られる場合。 （配水管の破損は、排水の飛散により歩道橋の腐食環境に深刻な影響を与えることがある）
	例	継手部に腐食が見られる場合。 （配水管の破損は、排水の飛散により歩道橋の腐食環境に深刻な影響を与えることがある）
備考	■腐食片の落下による第三者被害に至る可能性があるため、塗膜片も含め落下に対して注意が必要である。	

その他	その他（排水受け・排水管・排水樋）	2 / 6
-----	-------------------	-------

一般的性状	排水管・樋・排水受けに土砂の堆積や、腐食などが見られる状態	
	例	排水受け周辺で腐食が見られる場合。 （配水管の破損は、排水の飛散により歩道橋の腐食環境に深刻な影響を与えることがある）
	例	排水管に著しいさび汁が見られる場合。 （配水管の破損は、排水の飛散により歩道橋の腐食環境に深刻な影響を与えることがある）
	例	土砂の堆積が見られる場合。
	例	排水枳蓋の防護チェーンが破断が見られる場合。
備考	■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無、高湿度状態の頻度など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。	

その他	その他（排水受け・排水管・排水樋）	3 / 6
-----	-------------------	-------

一般的性状	排水管・樋・排水受けに土砂の堆積や、腐食などが見られる状態	
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が見られる場合。 （機能障害や、腐食片または樋の落下による第三者被害の生じる可能性がある例）
	例	排水樋取付部に断面欠損を伴う顕著な腐食が見られる場合。 （落下による第三者被害が想定される例）
	例	排水管内部の詰まりが発生していると想定される場合。 （腐食片等の落下による第三者被害が想定される例）
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が見られる場合。 （配水管の破損は、排水の飛散により歩道橋の腐食環境に深刻な影響を与えることがある）
備考	■排水管の腐食や欠損により、周辺の部材に集中的に水が供給されることで、排水管周辺の腐食が局所的に進行することがある。	

その他	その他（排水受け・排水管・排水樋）	4 / 6
-----	-------------------	-------

一般的性状	排水管・樋・排水受けに土砂の堆積や、腐食などが見られる状態	
	例	局部的に顕著な腐食が生じており、排水管からのさび汁が見られる場合。 （配水管の破損は、排水の飛散により歩道橋の腐食環境に深刻な影響を与えることがある）
	例	排水管の接合部から漏水跡が見られる場合。 （漏水により箱桁内部に滞水が生じている可能性がある例）
	例	受け桝との接合部に顕著な腐食が見られる場合。 （排水機能障害により、床版内部にも水が滞留している可能性がある例）
	例	排水受けから石灰質の滲出が見られる場合。 （床版内部に水が浸入している可能性がある例）
備考	■排水管の腐食や欠損により、周辺の部材に集中的に水が供給されることで、排水管周辺の腐食が局所的に進行することがある。 ■塩化ビニール管は、経年劣化により破断が生じやすい。	

その他	その他（排水受け・排水管・排水樋）	5 / 6
-----	-------------------	-------

一般的性状	排水管・樋・排水受けに土砂の堆積や、腐食などが見られる状態	
	例	腐食により、明らかな断面欠損、貫通や破断が見られる場合。 （腐食片や樋の落下による第三者被害が発生する可能性がある例）
	例	腐食により、明らかな断面欠損、貫通や破断が見られる場合。 （排水機能の喪失及び腐食片や樋の落下による第三者被害が発生する可能性がある例）
	例	腐食により、明らかな断面欠損、貫通や破断が見られる場合。 （排水機能の喪失及び取付金具の破断により第三者被害が発生する可能性がある例）
	例	取付金具に破断が見られる場合。 （排水管の倒壊により第三者被害が発生する可能性がある例）
備考	■排水管の腐食や欠損により、周辺の部材に集中的に水が供給されることで、排水管周辺の腐食が局所的に進行することがある。 ■塩化ビニール管は、経年劣化により破断が生じやすい。	

その他	その他（排水受け・排水管・排水樋）	6 / 6
-----	-------------------	-------

一般的性状	排水管・樋・排水受けに土砂の堆積や、腐食などが見られる状態	
	例	腐食により、明らかな断面欠損、貫通や破断があり、排水機能が喪失している場合。 （配水管の破損は、排水の飛散により歩道橋の腐食環境に深刻な影響を与えることがある）
	例	腐食により、明らかな断面欠損、貫通や破断があり、排水機能が喪失している場合。 （漏水により箱桁内部に滞水が生じている可能性がある例）
	例	腐食により、明らかな断面欠損、貫通や破断があり、排水機能が喪失している場合。 （漏水により周辺部材に腐食が生じている可能性がある例）
	例	腐食により、明らかな断面欠損、貫通や破断があり、排水機能が喪失している場合。 （漏水により箱桁内部に滞水が生じている可能性がある例）
備考	■排水管の腐食や欠損により、周辺の部材に集中的に水が供給されることで、排水管周辺の腐食が局所的に進行することがある。 ■塩化ビニール管は、経年劣化により破断が生じやすい。	

鋼部材	その他（高欄）	1 / 3
-----	---------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食、変形などが見られる状態	
	例	全体的に防食被膜の劣化によりさび汁が見られる場合。 （局部的に腐食が促進している可能性がある例）
	例	局部で腐食の進行が見られる場合。 （塗膜のうき部により、歩道橋利用者に被害発生可能性がある例）
	例	変形が見られる場合。 （当該部材以外にもさまざまな変状が生じている可能性がある例）
	例	局部で腐食の進行が見られる場合。 （破断により機能障害が生じる可能性がある例）
備考	■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無、高湿度状態の頻度など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。	

鋼部材	その他（高欄）	2 / 3
-----	---------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食、変形などが見られる状態	
	例	全体的に防食被膜の劣化が見られる場合。 （局部的に明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると安全性が損なわれる可能性がある例）
	例	高欄に広がりのある顕著な腐食が見られる場合。 （断面欠損に至ると安全性が損なわれる可能性がある例）
	例	広がりのある顕著な腐食が見られる場合。 （断面欠損に至ると安全性が損なわれる可能性があることや、さびや塗装の剥がれ部により、歩道橋利用者や第三者に被害発生の可能性がある例）
	例	局部的に顕著な腐食が見られる場合。 （さび部により歩道橋利用者に被害発生の可能性がある例）
備考	■高欄支柱基部等で板厚減少を伴う腐食が発生した場合、高欄の構造安全性に大きく影響を及ぼすため、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。	

鋼部材	その他（高欄）	3 / 3
-----	---------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食、変形などが見られる状態	
	例	明らかな断面欠損、貫通や著しい板厚減少が見られる場合。 （さび部により、歩道橋利用者に被害発生の可能性のある例）
	例	明らかな断面欠損、貫通や著しい板厚減少が見られる場合。 （耐荷力が喪失している可能性のある例）
	例	明らかな断面欠損、貫通や著しい板厚減少が見られる場合。 （耐荷力の低下および歩道橋利用者や第三者に被害発生の可能性のある例）
	例	明らかな断面欠損、貫通や著しい板厚減少が見られる場合。 （耐荷力の低下および歩道橋利用者や第三者に被害発生の可能性のある例）
備考	■高欄支柱基部等で板厚減少を伴う腐食が発生した場合、高欄の耐荷力に大きく影響を及ぼすため、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。	

鋼部材	その他（照明施設）	1 / 3
-----	-----------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食などが見られる状態	
	例	局部で腐食が見られる場合。 （接合部に滞水し、ベースプレートの板厚の減少も疑われる例）
	例	照明灯取付部にうきが見られる場合。 （照明灯の倒壊・落下について、安全性の低下が生じている例）
	例	全体に防食被膜の劣化や蓋のボルトにゆるみや脱落が見られる場合。 （他の類似ボルトの落下の可能性もある例） （内部での滞水の可能性がある例）
	例	ベースプレート部に顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が見られる場合。 （断面欠損に至ると倒壊・落下する可能性がある例）
備考	■腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。 ■腐食以外に照明灯との取付部、鋼管継手部、鋼管内部、ベースプレート部、ボルトのゆるみなど、本体の倒壊に繋がるような変状についても注意する必要がある。	

鋼部材	その他（照明施設）	2 / 3
-----	-----------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食などが見られる状態	
	例	明らかな断面欠損、貫通や著しい板厚減少が見られる場合。 （倒壊の可能性がある例）
	例	断面欠損に至ると倒壊・落下する可能性がある例 （内部に滞水している可能性がある）
	例	配管の外れが見られる場合。 （配管全体の取付金具の腐食が進行していたり、配管の落下による第三者被害の可能性がある例）
	例	配管取付金具の破断が見られる場合。 （配管全体の取付金具の腐食が進行していたり、配管の落下による第三者被害の可能性がある例）
備考	■支柱や部材の取付部などの応力が集中する部位等で、板厚減少を伴う腐食が発生した場合、構造安全性に大きく影響を及ぼすため、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。 ■落下の可能性がある場合は、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断出来ることがある。	

鋼部材	その他（照明施設）	3 / 3
-----	-----------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食などが見られる状態	
	例	継手部の溶接部などで、亀裂が見られる場合。 （亀裂が内部まで貫通している可能性があり、亀裂の進行に伴い支柱の破断、倒壊の恐れがある例）
	例	
	例	
	例	
備考	■支柱や部材の取付部などの応力が集中する部位等で、板厚減少を伴う腐食が発生した場合、構造安全性に大きく影響を及ぼすため、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。 ■落下の可能性がある場合は、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断出来ることがある。	

鋼部材	その他（道路標識）	1 / 3
-----	-----------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食、ボルトのゆるみ、亀裂などが見られる状態	
	例	局部で腐食の進行が見られる場合。
	例	取付金具（ボルト・フック等）に局部的な腐食が見られる場合。
	例	頂部で腐食の進行が見られる場合。 （内部で滞水が生じている可能性がある）
	例	広がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が見られる場合。 （破断による落下の可能性のある例）
備考	■道路標識等の取付部で板厚減少を伴う著しい腐食が発生し、道路標識等の落下等の恐れがある場合、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。	

鋼部材	その他（道路標識）	2 / 3
-----	-----------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食、ボルトのゆるみ、亀裂などが見られる状態	
	例	取付金具に著しい腐食が見られる場合。 （異種金属の接触による腐食が疑われる例）
	例	ボルトナットに顕著な腐食が見られる場合。 （ボルトの破断により標識板の落下の可能性がある例）
	例	ボルトにゆるみや、抜け落ちが見られる場合。 （標識板が落下する恐れがあり、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できる例）
	例	車両接触等の影響により、取付部が変形（又は破断、亀裂）が見られる場合。 （標識板が落下する恐れがあり、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できる例）
備考	■道路標識等の取付部で板厚減少を伴う著しい腐食が発生し、道路標識等の落下等の恐れがある場合、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。	

鋼部材	その他（道路標識）	3 / 3
-----	-----------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食、ボルトのゆるみ、亀裂などが見られる状態	
	例	明らかな断面欠損、貫通や著しい板厚減少が生じており、が見られる場合。 （標識板が落下する恐れがあり、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できる例）
	例	
	例	
	例	
備考	■道路標識等の取付部で板厚減少を伴う著しい腐食が発生し、道路標識等の落下等の恐れがある場合、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。	

その他	その他（舗装・通路部）	1 / 4
-----	-------------	-------

一般的性状	舗装面に、ひびわれ、うき、目地開き、ブロックの割れや、水や石灰分の滲出などが見られる状態	
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （ひびわれからの水の浸入の可能性のある例）
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （石灰分の滲出が疑われる例）
	例	植生を除去して地際や舗装の状態を把握する必要がある。 （土砂の堆積例）
	例	
備考	■舗装の変状や目地部に隙間が生じている場合には、床版や蹴上げ部内部に雨水が浸入し、内部で広範囲に腐食が生じることがあるため床版や蹴上げ部下面の変状についても確認を行い、内部について詳細に状態を把握することを検討するのがよい。	

その他	その他（舗装・通路部）	2 / 4
-----	-------------	-------

一般的性状	舗装面に、ひびわれ、うき、目地開き、ブロックの割れや、水や石灰分の滲出などが見られる状態	
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （滞水跡の例）
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （遊離石灰の例）
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （階段にうきが確認された例）
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、内部が損傷していることがある。 （スロープ部のひびわれの例）
備考	■舗装の変状や目地部に隙間が生じている場合には、床版や蹴上げ部内部に雨水が浸入し、内部で広範囲に腐食が生じることがあるため床版や蹴上げ部下面の変状についても確認を行い、内部について詳細に状態を把握することを検討するのがよい。	

その他	その他（舗装・通路部）	3 / 4
-----	-------------	-------

一般的性状	舗装面に、ひびわれ、うき、目地開き、ブロックの割れや、水や石灰分の滲出などが見られる状態	
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （コンクリート面にひびわれも生じていることから水の浸入していると推測される例）
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （舗装に欠損が生じ、水が浸入していると推測される例）
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （石灰分の滲出が生じており、舗装下面に水が浸入していると推測される例）
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （ブロックに欠損が生じており、水が浸入していると推測される例）
備考	■舗装の変状や目地部に隙間が生じている場合には、床版や蹴上げ部内部に雨水が浸入し、内部で広範囲に腐食が生じることがあるため床版や蹴上げ部下面の変状についても確認を行い、内部について詳細に状態を把握することを検討するのがよい。	

その他	その他（舗装・通路部）	4 / 4
-----	-------------	-------

一般的性状	舗装面に、ひびわれ、うき、目地開き、ブロックの割れや、水や石灰分の滲出などが見られる状態	
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （舗装下のコンクリートから石灰分の滲出が生じており、水が浸入していると推測される例）
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （劣化が全体に進行しており、舗装面にさび汁の滲出が生じており、水の浸入によりデッキプレート上面で劣化が進展していると推測される例）
	例	舗装表面に特異な変状が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 （舗装劣化（ブロックのがたつき、段差、目地の開きなど）が生じており、水が浸入していると推測される例）
	例	
備考	■舗装の変状や目地部に隙間が生じている場合には、床版や蹴上げ部内部に雨水が浸入し、内部で広範囲に腐食が生じることがあるため床版や蹴上げ部下面の変状についても確認を行い、内部について詳細に状態を把握することを検討するのがよい。	

鋼部材	その他（手すり）	1 / 2
-----	----------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食などが見られる状態	
	例	防食被膜の劣化が見られる場合。 （さび片落下による第三者被害発生の可能性がある例）
	例	取付金具の脱落が見られる場合。
	例	手すりに変形が見られる。
	例	取付部の破断が見られる。
備考	■ボルト・ナットを含めてステンレスやアルミなどを使用する場合があります、適切な処理を施さずに取付けた場合には、鋼との異種金属の接触による腐食が発生するため注意が必要である。	

鋼部材	その他（手すり）	2 / 2
-----	----------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食などが見られる状態	
	例	手すりの脱落が見られる場合。
	例	手すりの脱落が見られる場合。
	例	
	例	
	例	
備考	■取付金具の破断により、取付物が欠損し、歩道橋利用者が必要な機能が損なわれている場合、直ちに対応を行うべきと判断できることがある。	

その他	その他（目隠し版・裾隠し板）	1 / 2
-----	----------------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食、変形・欠損などが見られる状態	
	例	目隠し板に変形が見られる場合。
	例	取付金具で著しい腐食が見られる場合。 （歩道橋利用者や第三者に被害発生の可能性のある例）
	例	取付ボルトがゆるんでいる場合。 （歩道橋利用者や第三者に被害発生の可能性のある例）
	例	取付金具で局所的な著しい腐食が見られる場合。 （歩道橋利用者や第三者に被害発生の可能性のある例）
備考 ■取付金具の破断により、取付物の落下等につながる危険性が高い場合には、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。		

その他	その他（目隠し版・裾隠し板）	2 / 2
-----	----------------	-------

一般的性状	防食機能の劣化、腐食、変形・欠損などが見られる状態	
	例	取付金具の破断により、目隠し板・裾隠し板の落下に至る可能性がある場合。 （歩道橋利用者や第三者に被害発生の可能性がある例）
		例 取付金具の破断により、目隠し板・裾隠し板の落下に至る可能性がある場合。 （歩道橋利用者や第三者に被害発生の可能性がある例）
		例 取付金具の破断により、目隠し板・裾隠し板の落下に至る可能性がある場合。 （歩道橋利用者や第三者に被害発生の可能性がある例）
		例
備考	■取付金具の破断により、取付物の落下等につながる危険性が高い場合には、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。	